

抗菌薬・抗真菌薬の薬剤料の推移等について

保険局調査課
(令和元年5月)

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分の調剤レセプト(電算処理分)を分析し、抗菌薬・抗真菌薬の薬剤料の推移、投薬日数の分布等を集計した。本分析に関する詳細データについては、下記URLにて公表する。

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_r1_05-1.xls)

目次

P2～6 集計対象、集計方法などについて

P7～12 抗菌薬・抗真菌薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P13～20 ペニシリンの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P19～24 セフェムの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P25～30 カルバペネム受容体の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P31～36 アミノグリコシドの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P37～42 テトラサイクリンの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P43～48 マクロライドの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P49～54 リンコマイシンの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P55～60 キノロンの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P61～66 抗菌薬配合剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P67～72 抗結核薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P73～78 抗真菌薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P79～96 抗菌薬・抗真菌薬の投薬日数の分布について

P97～102 抗菌薬・抗真菌薬の薬剤種類数の分布について

P103 詳細データについて

集計対象、集計方法などについて

(1) 集計対象

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分)の調剤レセプト

(2) 集計方法

- ① 抗菌薬・抗真菌薬の種類毎に調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から薬剤料及び規格単位数量を集計。これを年齢階級別^(※1)、都道府県別に処方箋枚数(受付回数)^(※2)で除し、処方箋1枚当たり薬剤料を算出。
- ② 処方箋枚数(受付回数)を用いて行った年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料を算出。年齢調整前と後の地域差指数を算出。抗菌薬・抗真菌薬の種類毎に、地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数－1)に対する寄与度を算出。
- ③ 抗菌薬・抗真菌薬の種類毎に、薬価基準告示上の規格単位毎に数えた数量で薬剤料を除し、平均薬価を算出。
- ④ 抗菌薬・抗真菌薬の種類毎に、投薬日数^(※3)の分布及び推移を算出。
- ⑤ 調剤された医薬品の薬剤種類数^(※4,5)の分布の推移を算出^(※6)。また、都道府県別、年齢階級別の値を算出。

※1 値の欠損等を考慮して、本分析においては一部の種類の0歳以上10歳未満の値、0歳以上20歳未満の値を合計して1つの年齢階級としている。

※2 調剤報酬明細書の「受付回数」欄に記録された処方箋受付回数をいう。

※3 投薬日数の算出にあたっては、内服薬のみを集計の対象としている。

※4 薬剤種類数は、医薬品コード毎に剤形・薬効分類・一般名の一致する場合を同一種類として数えて集計を行っている。

※5 本資料における薬剤種類数はあくまで調剤1回(処方箋1枚(受付1回))当たりの薬剤種類数に関するものであり、患者が服用している全ての薬剤種類数ではないことに留意が必要。

※6 この部分では、同一レセプトにおける調剤情報レコードの調剤年月日が同一の場合の調剤を1回の調剤と見なして集計している。

集計対象、集計方法などについて

(3) 抗菌薬・抗真菌薬の集計対象範囲、各種類の内訳

薬剤料等の集計においては、各種類を下表の通り分類して集計した。

種類	対象
ペニシリン	○ 薬効中分類611に該当する医薬品のうち、一般名がベンジルペニシリンカリウム、ベンジルペニシリンベンザチン水和物のいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類613に該当する医薬品のうち、一般名がアモキシシリン水和物、アンピシリン、スルタミシリントシル酸塩水和物、バカンピシリン塩酸塩、ピペラシリンナトリウムのいずれかに該当するもの
セフェム	○ 薬効中分類131に該当する医薬品のうち、一般名がセフメノキシム塩酸塩に該当するもの ○ 薬効中分類132に該当する医薬品のうち、一般名がセフメノキシム塩酸塩に該当するもの ○ 薬効中分類612に該当する医薬品のうち、一般名がセフチブテン水和物かに該当するもの ○ 薬効中分類613に該当する医薬品のうち、一般名がセファクロル、セファゾリンナトリウム、セファレキシン、セファロチンナトリウム、セフィキシム水和物、セフォタキシムナトリウム、セフォチアム塩酸塩、セフォチアムヘキシセチル塩酸塩、セフォペラゾンナトリウム、セフトラジウム水和物、セフトラジウムナトリウム、セフトラムピボキシル、セフトリアキソンナトリウム水和物、セフトロキシムプロキセチル、セフミノクスナトリウム水和物、セフメタゾールナトリウム、セフメノキシム塩酸塩、セフロキサジン水和物、セフロキシムアキセチル、フロモキシセフナトリウム、ラタモキシセフナトリウム、セフジニル、セフピロム硫酸塩、セフトレンピボキシル、セフェピム塩酸塩水和物、セフォゾプラン塩酸塩、セフカペンピボキシル塩酸塩水和物のいずれかに該当するもの
カルバペネム	○ 薬効中分類613に該当する医薬品のうち、一般名がイミペネム水和物・シラスタチンナトリウム、パニペネム・ベタミプロン、メロベネム水和物、ファロベネムナトリウム水和物、ビアペネム、ドリペネム水和物、テビペネムピボキシルのいずれかに該当するもの
アミノグリコシド	○ 薬効中分類131に該当する医薬品のうち、一般名がゲンタマイシン硫酸塩、ジベカシン硫酸塩、トブラマイシンのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類263に該当する医薬品のうち、一般名がゲンタマイシン硫酸塩、フラジオマイシン硫酸塩、フラジオマイシン硫酸塩・結晶トリプシンのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類264に該当する医薬品のうち、一般名がフルオシノロンアセトニド・フラジオマイシン硫酸塩、フラジオマイシン硫酸塩・プレドニゾロン、ベタメタゾン吉草酸エステル・フラジオマイシン硫酸塩、ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩、ヒドロコルチゾン酢酸エステル・フラジオマイシン配合剤のいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類276に該当する医薬品のうち、一般名がフラジオマイシン硫酸塩に該当するもの ○ 薬効中分類611に該当する医薬品のうち、一般名がアルベカシン硫酸塩、ダプトマイシンのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類612に該当する医薬品のうち、一般名がアミカシン硫酸塩、イセパマイシン硫酸塩、カナマイシン一硫酸塩、トブラマイシンのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類613に該当する医薬品のうち、一般名がゲンタマイシン硫酸塩、ジベカシン硫酸塩、リボスタマイシン硫酸塩のいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類616に該当する医薬品のうち、一般名がカナマイシン硫酸塩、ストレプトマイシン硫酸塩のいずれかに該当するもの
	次ページへ

集計対象、集計方法などについて

種類	対象
	前ページから続き
テトラサイクリン	○ 薬効中分類263に該当する医薬品のうち、一般名がテトラサイクリン塩酸塩に該当するもの ○ 薬効中分類264に該当する医薬品のうち、一般名がオキシテトラサイクリン塩酸塩・ヒドロコルチゾンに該当するもの ○ 薬効中分類276に該当する医薬品のうち、一般名がエピジヒドロコレスチリン・テトラサイクリン塩酸塩、オキシテトラサイクリン塩酸塩、テトラサイクリン塩酸塩、ミノサイクリン塩酸塩のいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類612に該当する医薬品のうち、一般名がチゲサイクリンに該当するもの ○ 薬効中分類615に該当する医薬品のうち、一般名がテトラサイクリン塩酸塩、デメチルクロルテトラサイクリン塩酸塩、ドキシサイクリン塩酸塩水和物、ミノサイクリン塩酸塩のいずれかに該当するもの
マクロライド	○ 薬効中分類131に該当する医薬品のうち、一般名がエリスロマイシンラクトビオン酸塩・コリスチンメタンスルホン酸ナトリウムに該当するもの ○ 薬効中分類614に該当する医薬品のうち、一般名がスピラマイシン酢酸エステル、エリスロマイシン、エリスロマイシンエチルコハク酸エステル、エリスロマイシンステアリン酸塩、エリスロマイシンラクトビオン酸塩、ジョサマイシン、ジョサマイシンプロピオン酸エステル、ロキシスロマイシン、クラリスロマイシン、アジスロマイシン水和物のいずれかに該当するもの
リンコマイシン	○ 薬効中分類263に該当する医薬品のうち、一般名がクリンダマイシンに該当するもの ○ 薬効中分類269に該当する医薬品のうち、一般名がクリンダマイシンリン酸エステル水和物・過酸化ベンゾイルに該当するもの ○ 薬効中分類611に該当する医薬品のうち、一般名がクリンダマイシン、リンコマイシン塩酸塩のいずれかに該当するもの
キノロン	○ 薬効中分類131に該当する医薬品のうち、一般名がオフロキサシン、トスフロキサシントシル酸塩水和物、ノルフロキサシン、塩酸ロメフロキサシン、レボフロキサシン水和物、ガチフロキサシン水和物、モキシフロキサシン塩酸塩のいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類132に該当する医薬品のうち、一般名がオフロキサシン、塩酸ロメフロキサシンのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類263に該当する医薬品のうち、一般名がナジフロキサシン、オゼノキサシンのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類624に該当する医薬品のうち、一般名がオフロキサシン、シプロフロキサシン、トスフロキサシントシル酸塩水和物、ナリジクス酸、ノルフロキサシン、ピペミド酸、塩酸ロメフロキサシン、レボフロキサシン水和物、パズフロキサシンメシル酸塩、プルリフロキサシン、モキシフロキサシン塩酸塩、メシル酸ガレノキサシン水和物、シタフロキサシン水和物のいずれかに該当するもの
抗菌薬配合剤	○ 薬効中分類263に該当する医薬品のうち、一般名がオキシテトラサイクリン塩酸塩・ポリミキシンB硫酸塩、クロラムフェニコール・フラジオマイシン配合剤、バシトラシン・フラジオマイシン硫酸塩のいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類613に該当する医薬品のうち、一般名がアモキシシリン水和物・クラブラン酸カリウム、セフォペラゾンナトリウム・スルバクタムナトリウム、アンピシリンナトリウム・スルバクタムナトリウム、タゾバクタムナトリウム・ピペラシリンナトリウムのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類619に該当する医薬品のうち、一般名がアンピシリンナトリウム・クロキサシリンナトリウム水和物、ランソプラゾール・アモキシシリン水和物・クラリスロマイシン、ランソプラゾール・アモキシシリン水和物・メロニダゾール、ラベプラゾールナトリウム・アモキシシリン水和物・クラリスロマイシン、ラベプラゾールナトリウム・アモキシシリン水和物・メロニダゾール、ボノプラザンフマル酸塩・アモキシシリン水和物・クラリスロマイシン、ボノプラザンフマル酸塩・アモキシシリン水和物・メロニダゾールのいずれかに該当するもの
	次ページへ

集計対象、集計方法などについて

種類	対象
	前ページから続き
抗結核薬	○ 薬効中分類616に該当する医薬品のうち、一般名がエンビオマイシン硫酸塩、サイクロセリン、リファンピシン、リファブチンのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類622に該当する医薬品のうち、一般名がアルミノパラアミノサリチル酸カルシウム水和物、イソニアジド、イソニアジドメタンスルホン酸ナトリウム水和物、エタンプトール塩酸塩、パラアミノサリチル酸カルシウム、ピラジナミド、エチオナミド、デラマニドのいずれかに該当するもの
抗真菌薬	○ 薬効中分類131に該当する医薬品のうち、一般名がピマリシンに該当するもの ○ 薬効中分類252に該当する医薬品のうち、一般名がミコナゾール硝酸塩、イソコナゾール硝酸塩、オキシコナゾール硝酸塩、クロトリマゾール、に該当するもの ○ 薬効中分類265に該当する医薬品のうち、一般名がミコナゾール硝酸塩、イソコナゾール硝酸塩、エコナゾール硝酸塩、オキシコナゾール硝酸塩、クロトリマゾール、シクロピロクスオラミン、スルコナゾール硝酸塩、トルナフタート、ビホナゾール、ブテナフィン塩酸塩、テルビナフィン塩酸塩、ネチコナゾール塩酸塩、アモロルフィン塩酸塩、ケトコナゾール、ラノコナゾール、リラナフタート、ルリコナゾールのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類617に該当する医薬品のうち、一般名がアムホテリシンB、ナイスタチン、ミカファンギンナトリウム、ボリコナゾール、カスポファンギン酢酸塩、のいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類629に該当する医薬品のうち、一般名がクロトリマゾール、フルコナゾール、フルシトシン、ミコナゾール、イトラコナゾール、テルビナフィン塩酸塩、ホスフルコナゾール、ルリコナゾール、エフィナコナゾールのいずれかに該当するもの
その他	○ 薬効中分類131に該当する医薬品のうち、一般名がクロラムフェニコール、クロラムフェニコール・コリスチンメタンスルホン酸ナトリウムのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類132に該当する医薬品のうち、一般名がクロラムフェニコール、ホスホマイシンのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類252に該当する医薬品のうち、一般名がチニダゾール、メトロニダゾールに該当するもの ○ 薬効中分類263に該当する医薬品のうち、一般名がフシジン酸ナトリウムに該当するもの ○ 薬効中分類269に該当する医薬品のうち、一般名がメトロニダゾールに該当するもの ○ 薬効中分類611に該当する医薬品のうち、一般名がバンコマイシン塩酸塩、ムピロシンカルシウム水和物、テイコプラニン、キヌプリスチン・ダルホプリスチンのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類612に該当する医薬品のうち、一般名がアズトレオナム、スペクチノマイシン塩酸塩水和物のいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類613に該当する医薬品のうち、一般名がホスホマイシンのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類615に該当する医薬品のうち、一般名がクロラムフェニコール、クロラムフェニコールコハク酸エステルナトリウムのいずれかに該当するもの ○ 薬効中分類619に該当する医薬品のうち、一般名がリファキシミンに該当するもの ○ 薬効中分類623に該当する医薬品のうち、一般名がクロファジミンに該当するもの ○ 薬効中分類624に該当する医薬品のうち、一般名がリネゾリドに該当するもの ○ 薬効中分類629に該当する医薬品のうち、一般名がスルファメトキサゾール・トリメプリーム、アトバコンのいずれかに該当するもの

※ 値の欠損を考慮して、年齢調整においてリンコマイシンは0歳以上10歳未満を、抗結核薬は0歳以上20歳未満を一つの年齢階級としている。

集計対象、集計方法などについて

(4) 処方箋枚数(受付回数)を用いた年齢調整の方法

N_i : 全国の年齢階級 i の処方箋枚数(受付回数)

N : 全国の処方箋枚数(受付回数)

a_{ij} : 各都道府県の年齢階級 i 、薬剤種類 j の処方箋1枚当たり薬剤料

A_{ij} : 全国の年齢階級 i 、薬剤種類 j の処方箋1枚当たり薬剤料

(年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料)

= (仮に当該地域の処方箋枚数の構成が全国平均と同じだとした場合の処方箋1枚当たり薬剤料)

$$= \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})}{N}$$

(地域差指数(年齢調整後))

$$= \frac{(\text{年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料})}{(\text{全国平均の処方箋1枚当たり薬剤料})} = \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})/N}{(\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij})/N} = \frac{\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij}}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}} \quad (\text{薬剤種類 } j = k \text{ については } = \frac{\sum_i N_i \cdot a_{ik}}{\sum_i N_i \cdot A_{ik}})$$

(地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する薬剤種類 j の寄与度(年齢調整後))

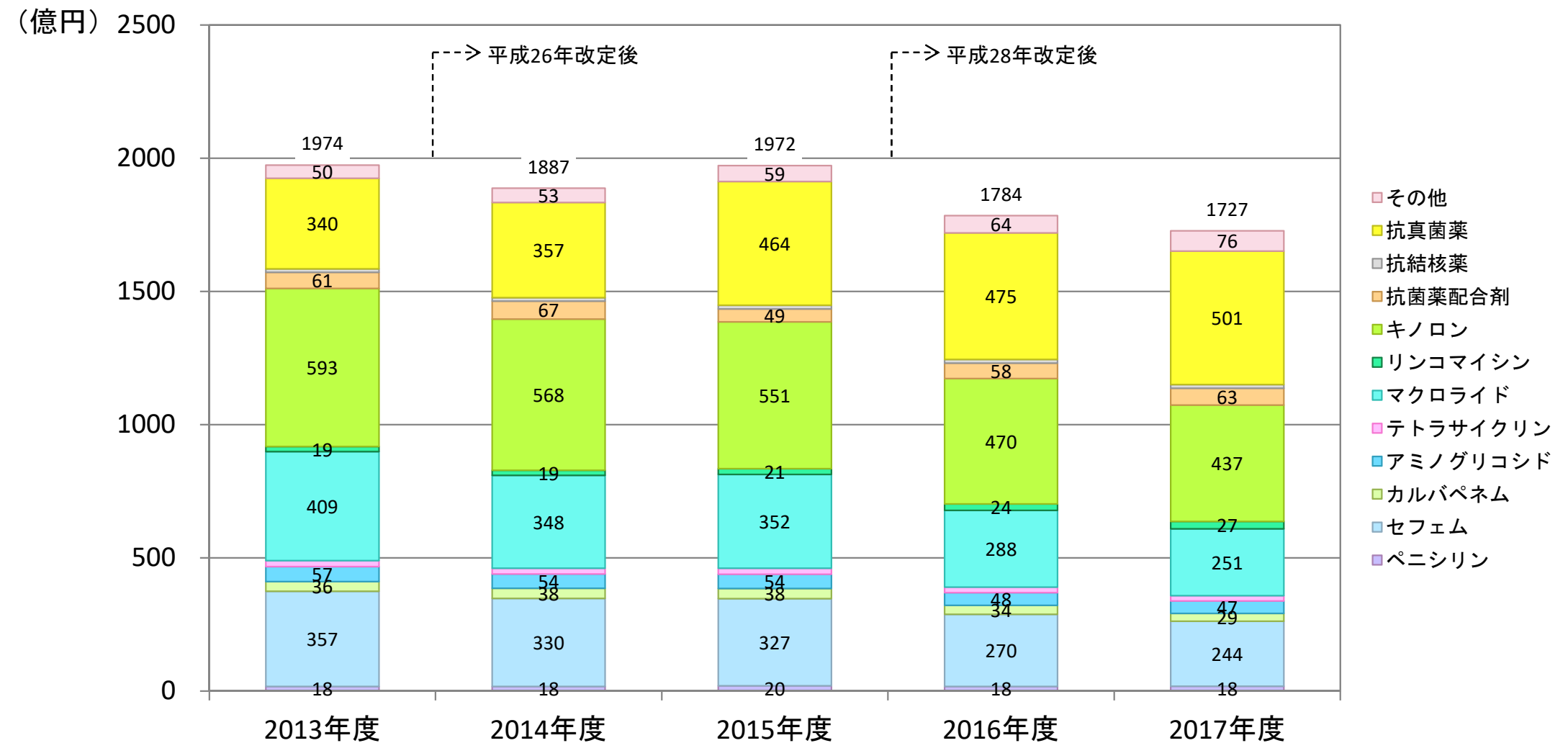
$$= \frac{(\sum_i N_i \cdot a_{ij} - \sum_i N_i \cdot A_{ij})}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}}$$

(5) 注意事項

- ・ 次ページ以降に記載されている「改定」とは、二年に一度行うこととされている診療報酬点数等の改定を指す。
- ・ 「後発医薬品」には、先発医薬品と同額又は薬価が高いものや、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品は含まれていない。詳細は、厚生労働省HPIにおける『薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について』を参照すること。

抗菌薬・抗真菌薬の薬剤料の推移

○ 2013年度以降の抗菌薬・抗真菌薬の薬剤料は、2015年度以降は減少傾向となっている。

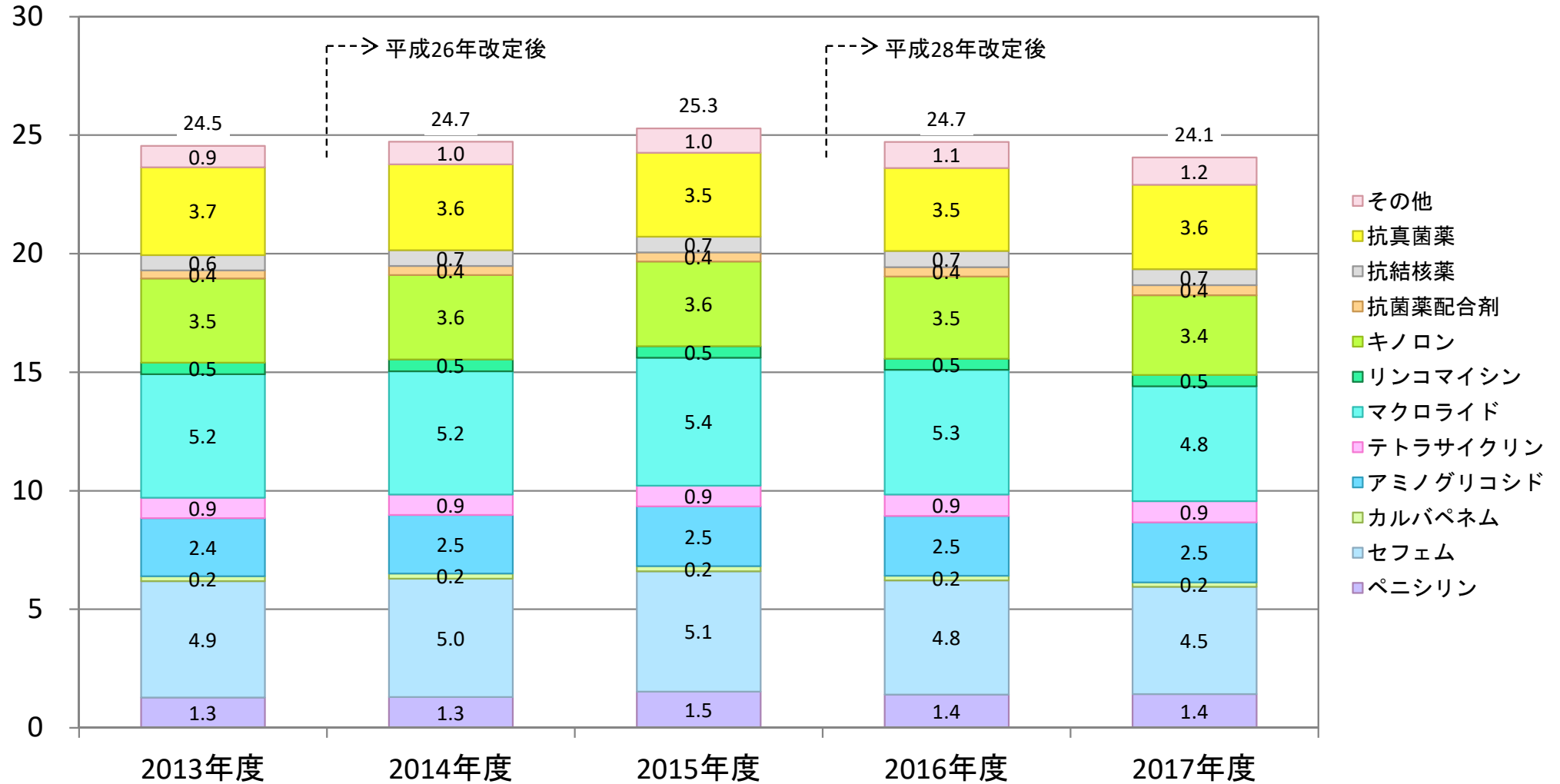


注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

抗菌薬・抗真菌薬の数量の推移

○ 2013年度以降の抗菌薬・抗真菌薬の数量は、2015年度以降は減少傾向となっている。

(億)

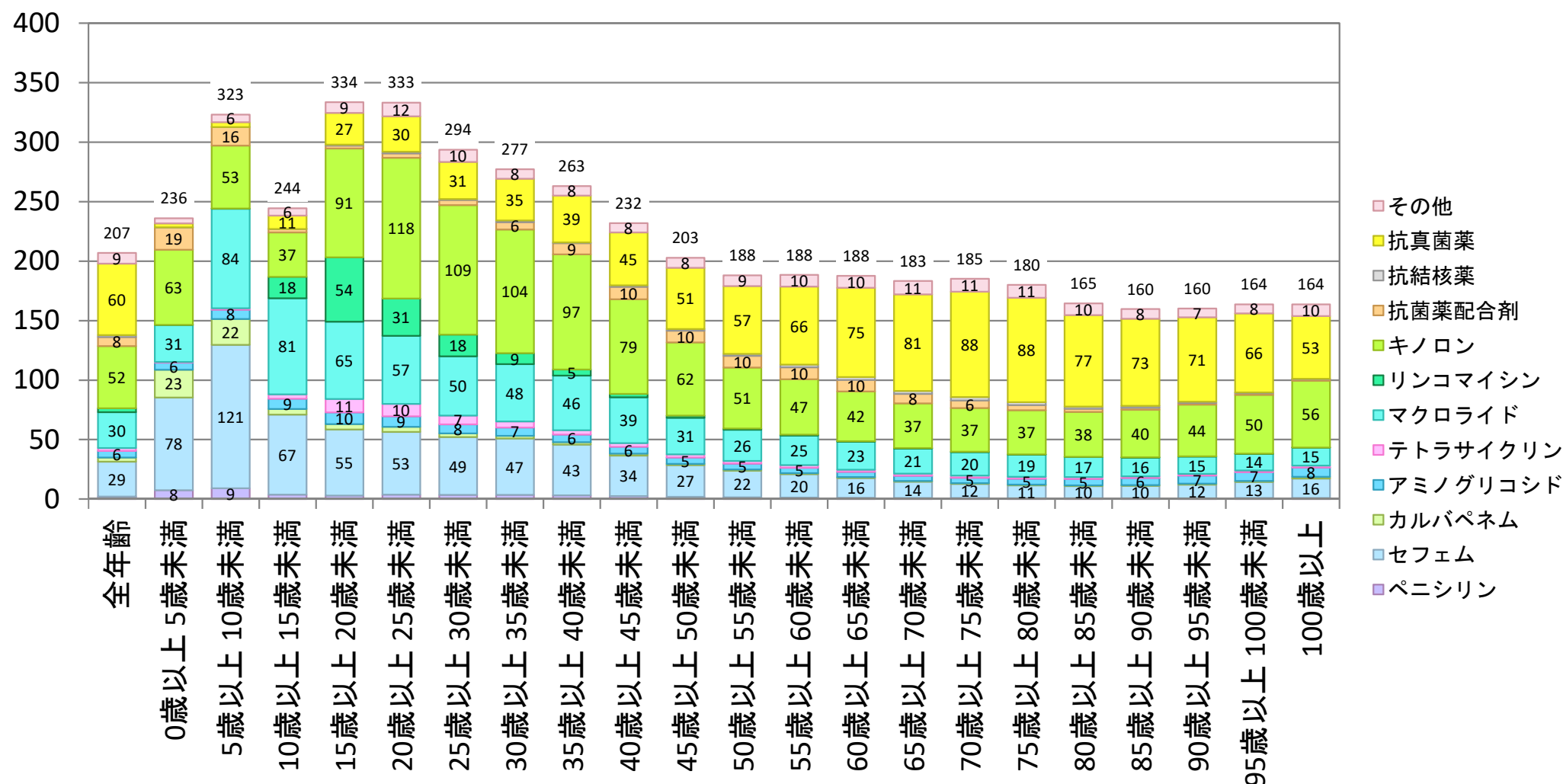


注)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

年齢階級別処方箋1枚当たり抗菌薬・抗真菌薬の薬剤料（2017年度）

- 処方箋1枚当たり抗菌薬・抗真菌薬の薬剤料を年齢階級別に見ると、セフェムやマクロライドは5歳以上10歳未満前後がピークとなっている。キノロンやリンコマイシンは15歳以上25歳未満がピークとなっている。抗真菌薬は70歳以上80歳未満前後がピークとなっている。

(円)



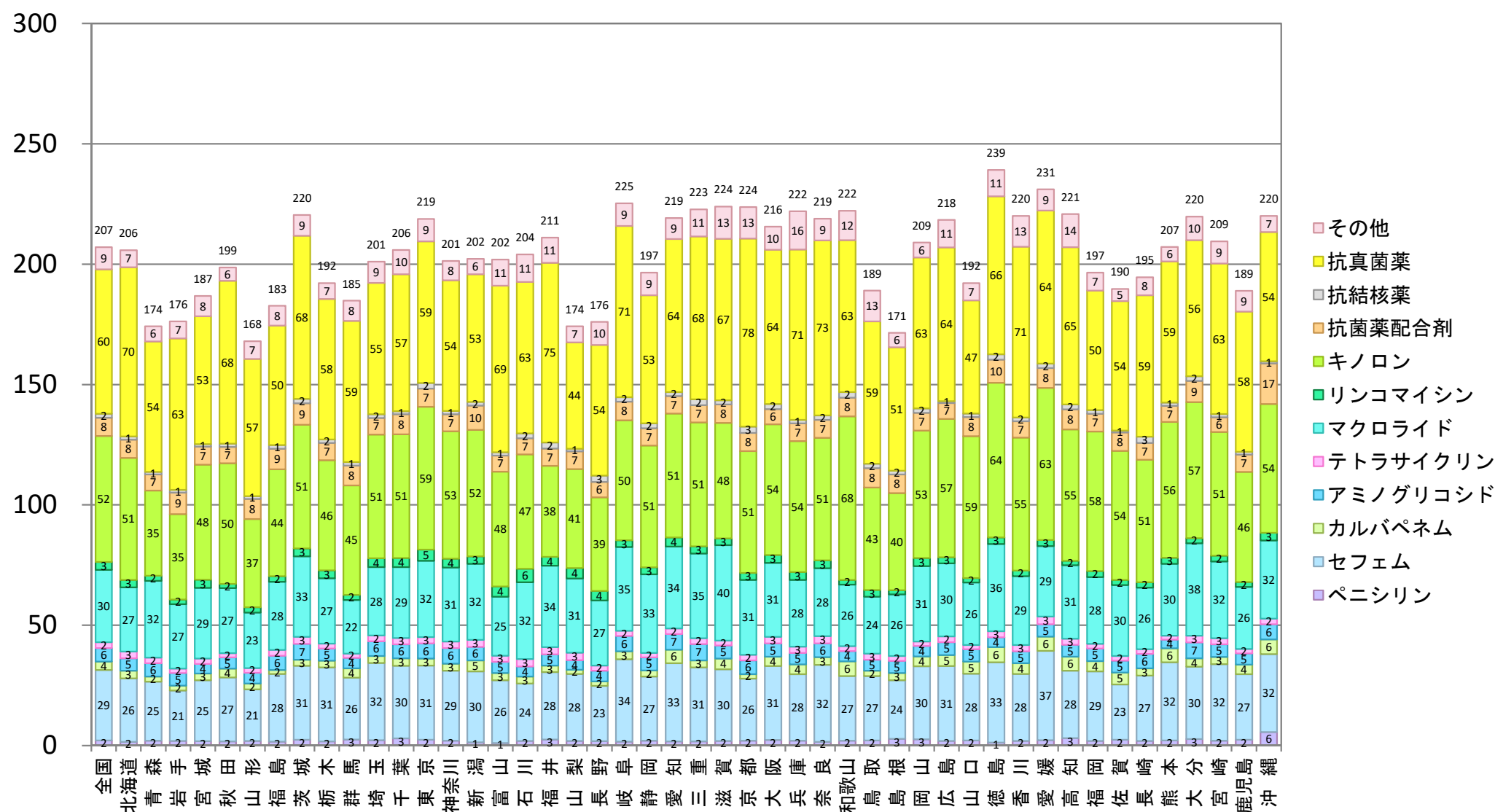
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり抗菌薬・抗真菌薬の薬剤料（2017年度）

（円）

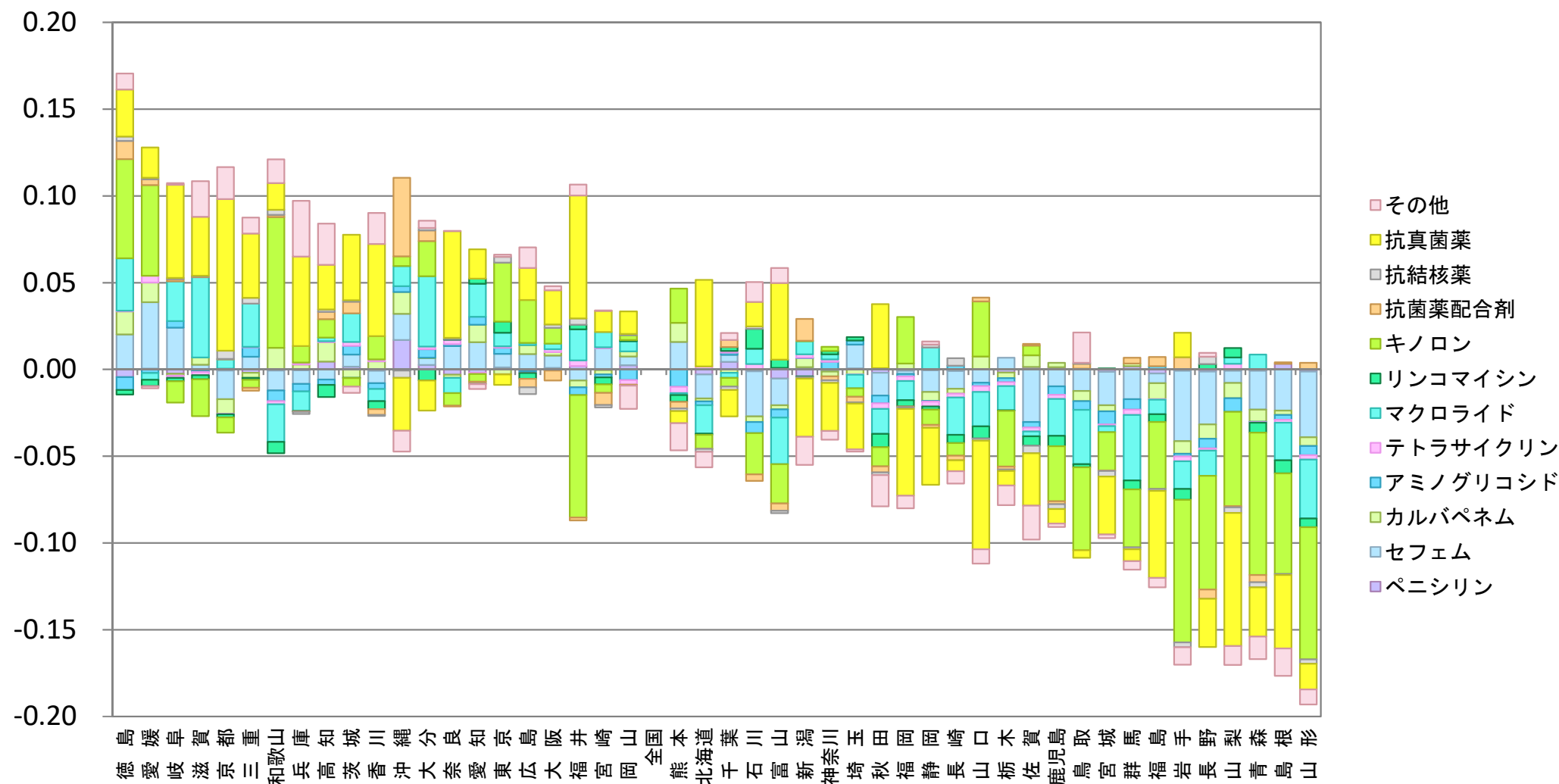


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗菌薬・抗真菌薬の薬剤料の 地域差指数（年齢調整前）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



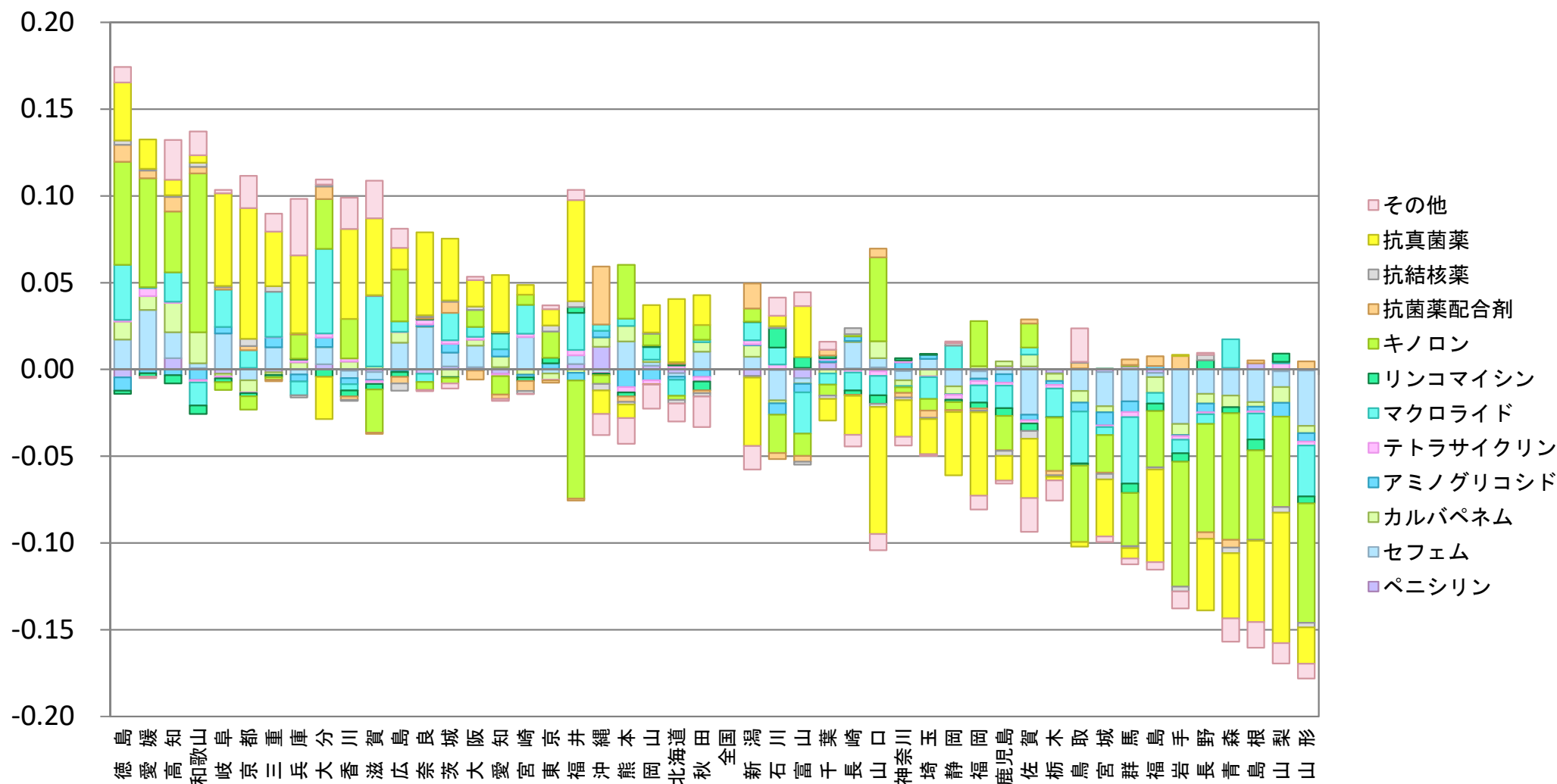
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

都道府県別処方箋 1 枚当たり抗菌薬・抗真菌薬の薬剤料の 地域差指数（年齢調整後）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

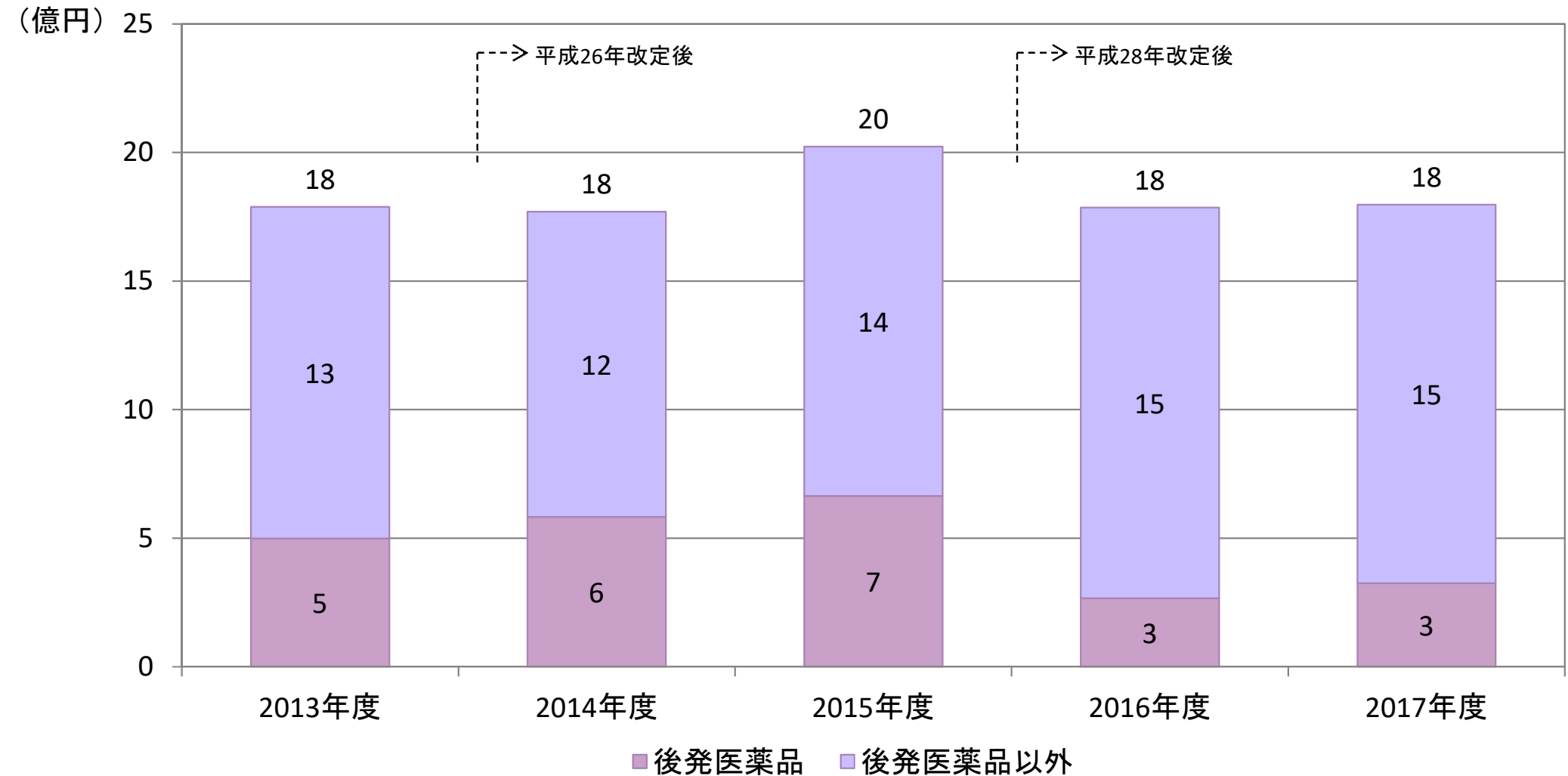
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 各都道府県の地域差指数(年齢調整後)の全国平均からの乖離「地域差指数(年齢調整後) - 1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

ペニシリンの薬剤料の推移

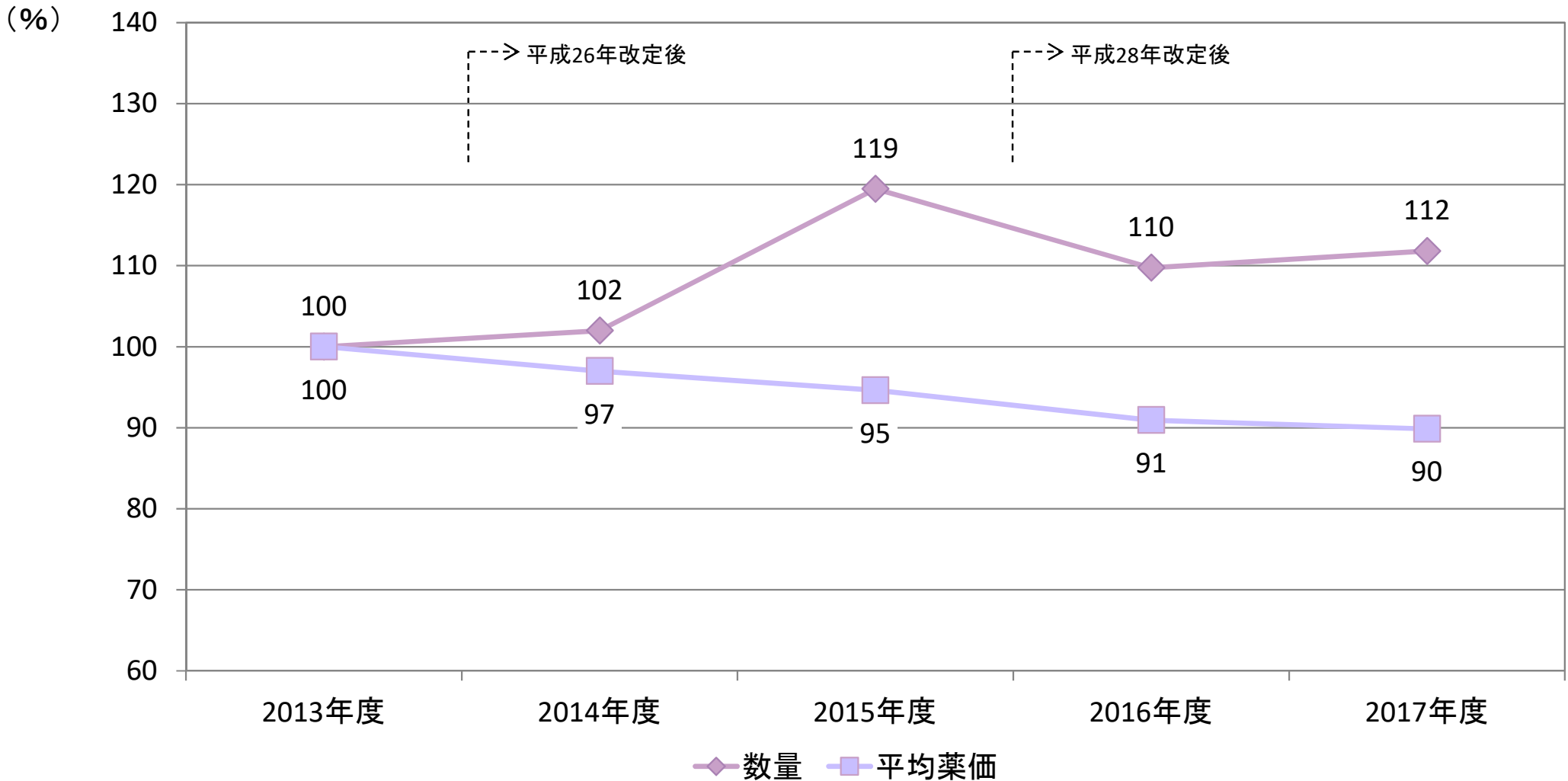
○ 2013年度以降のペニシリンの薬剤料の推移を見ると、2015年度を除いておおむね一定である。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

ペニシリンの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のペニシリンの数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上下しており、平均薬価は低下傾向にある。



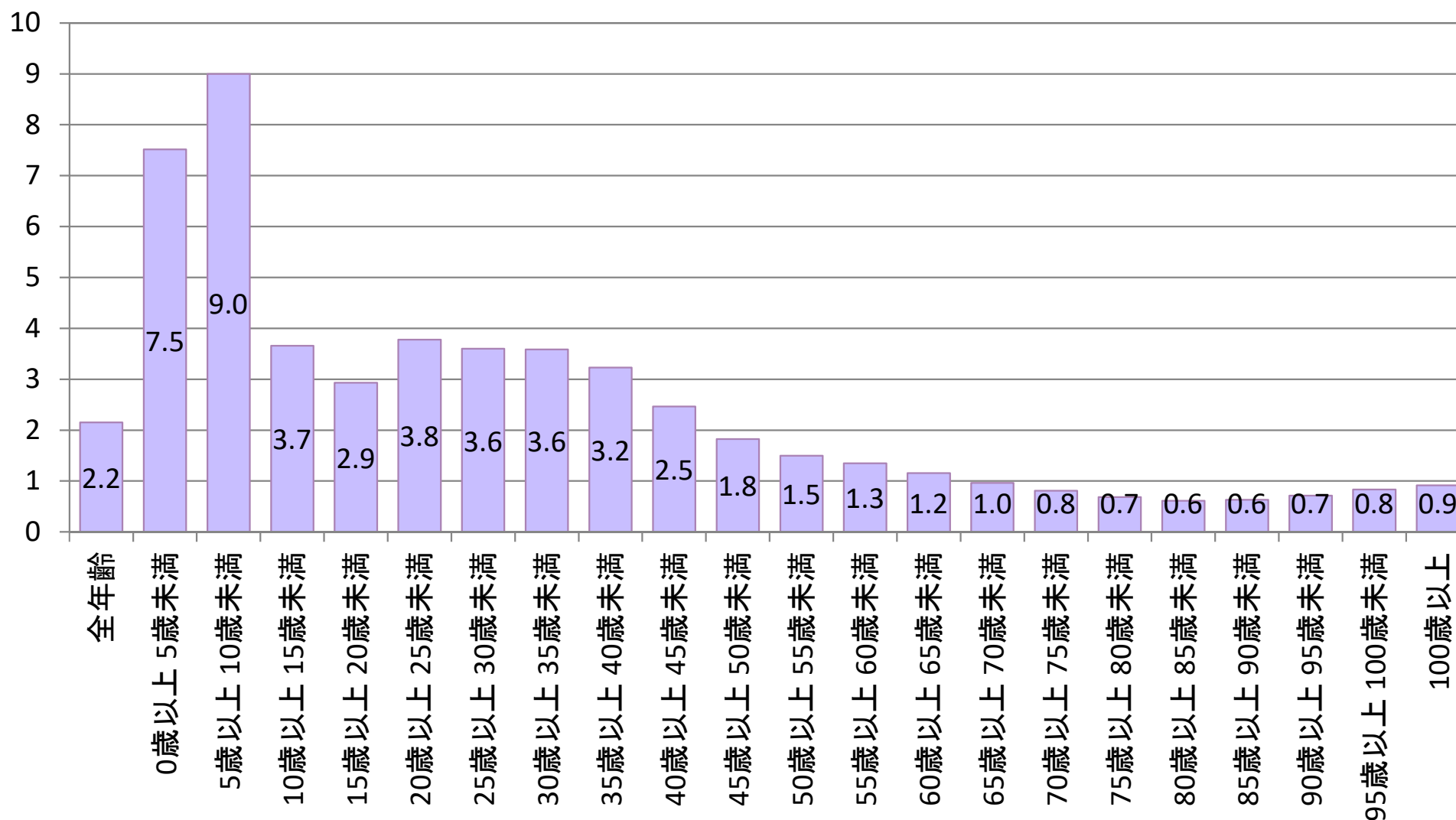
注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たりペニシリンの薬剤料（2017年度）

（円）



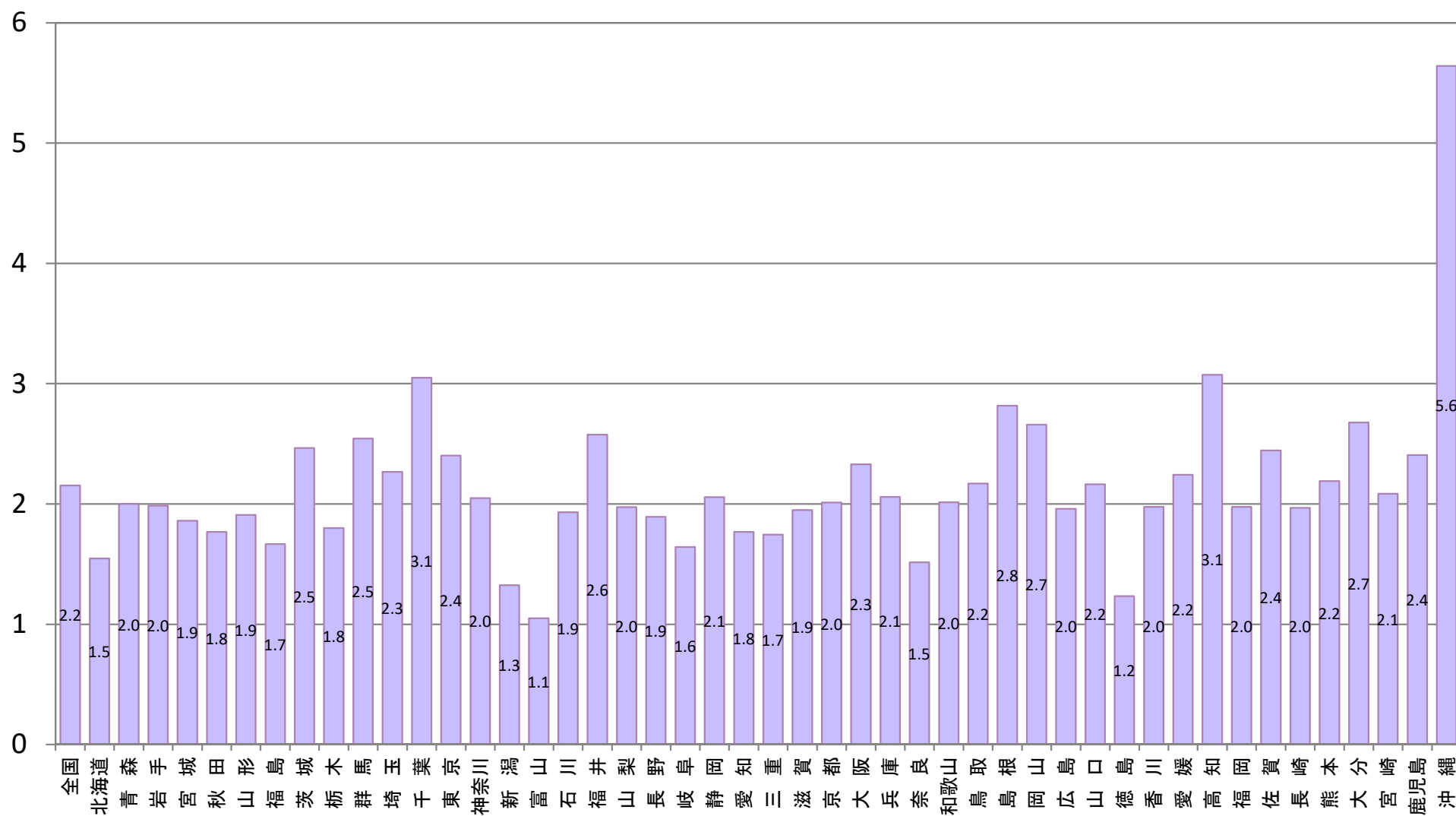
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりペニシリンの薬剤料（2017年度）

(円)

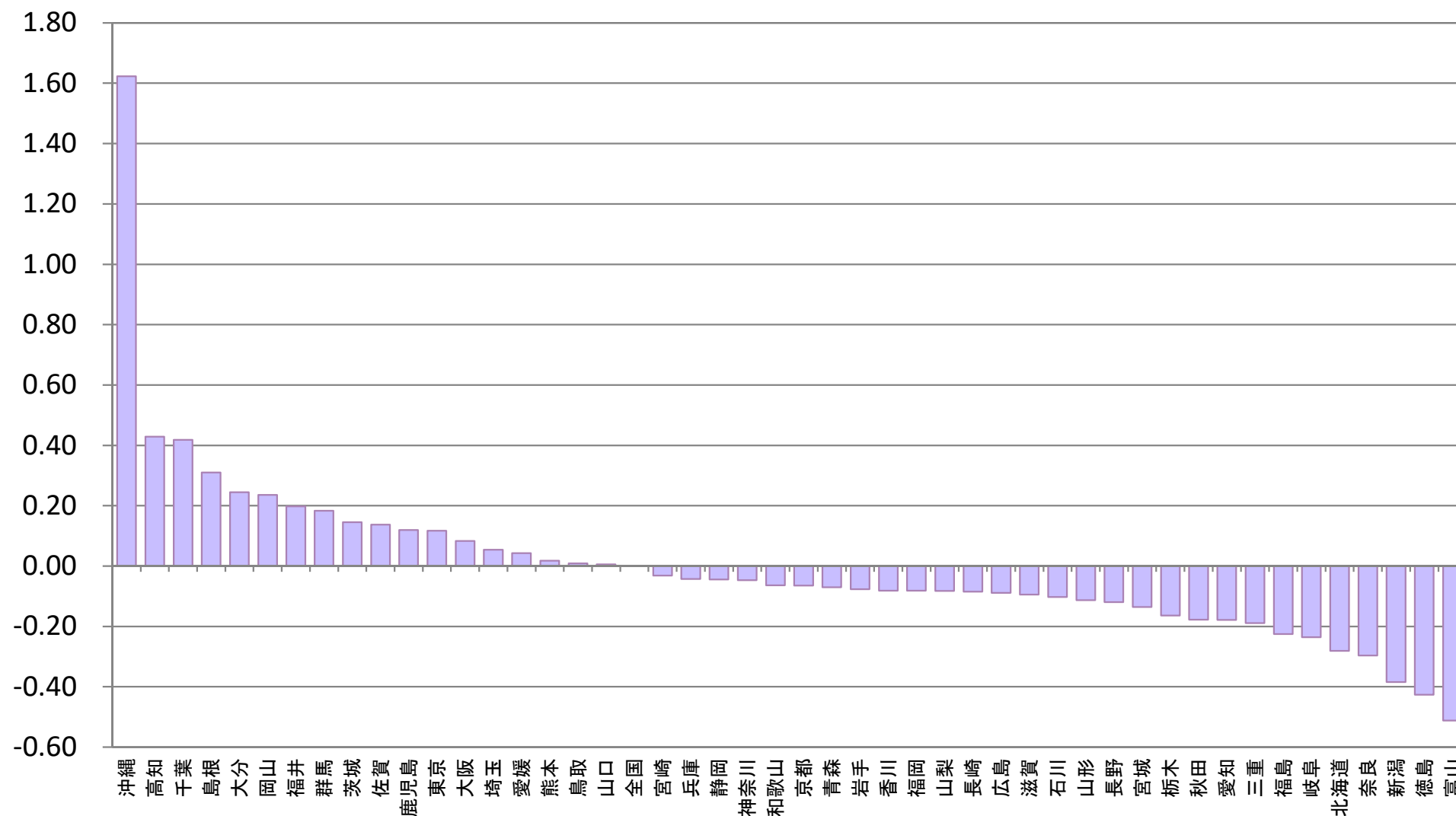


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりペニシリンの 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



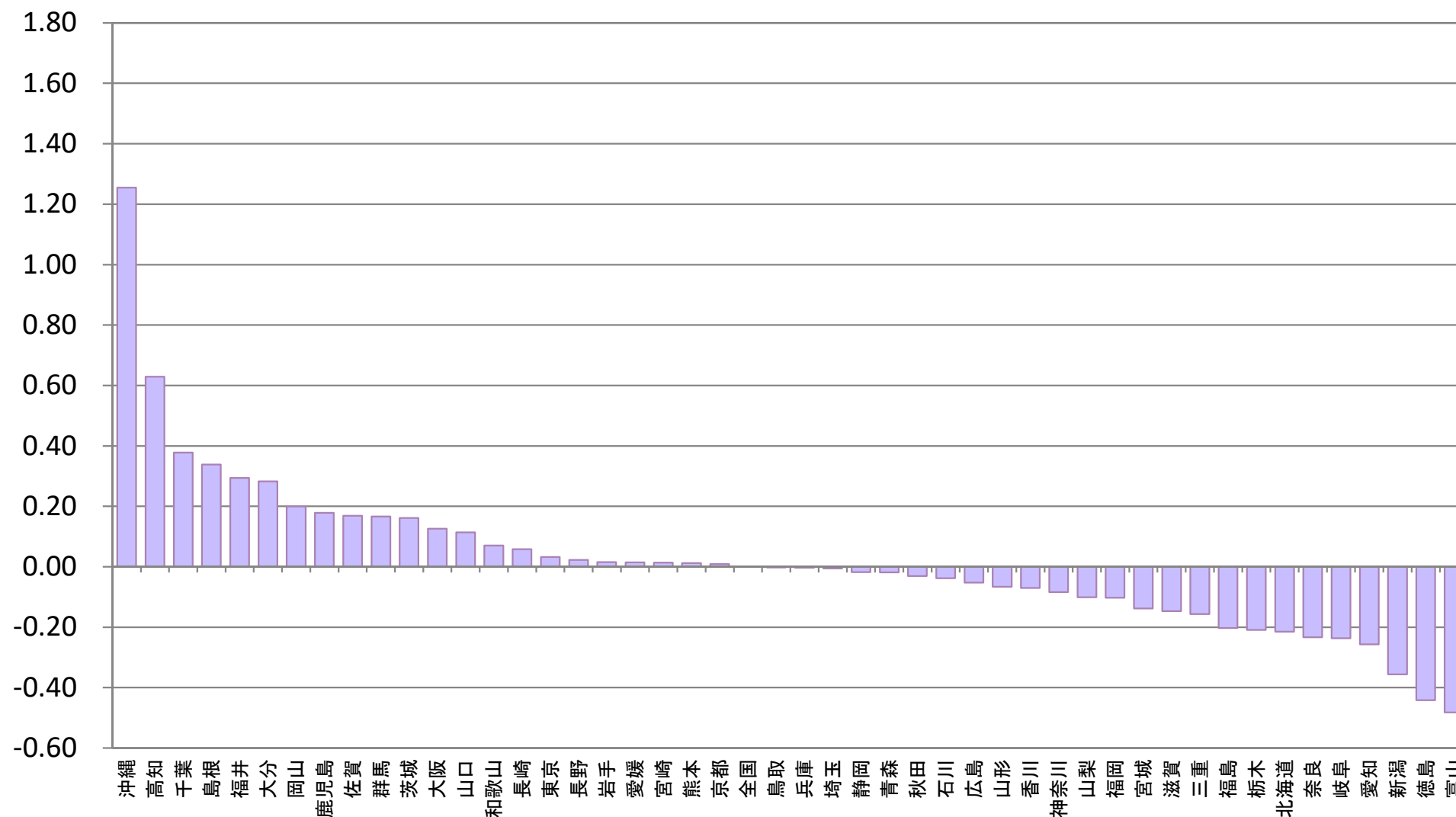
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりペニシリンの 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

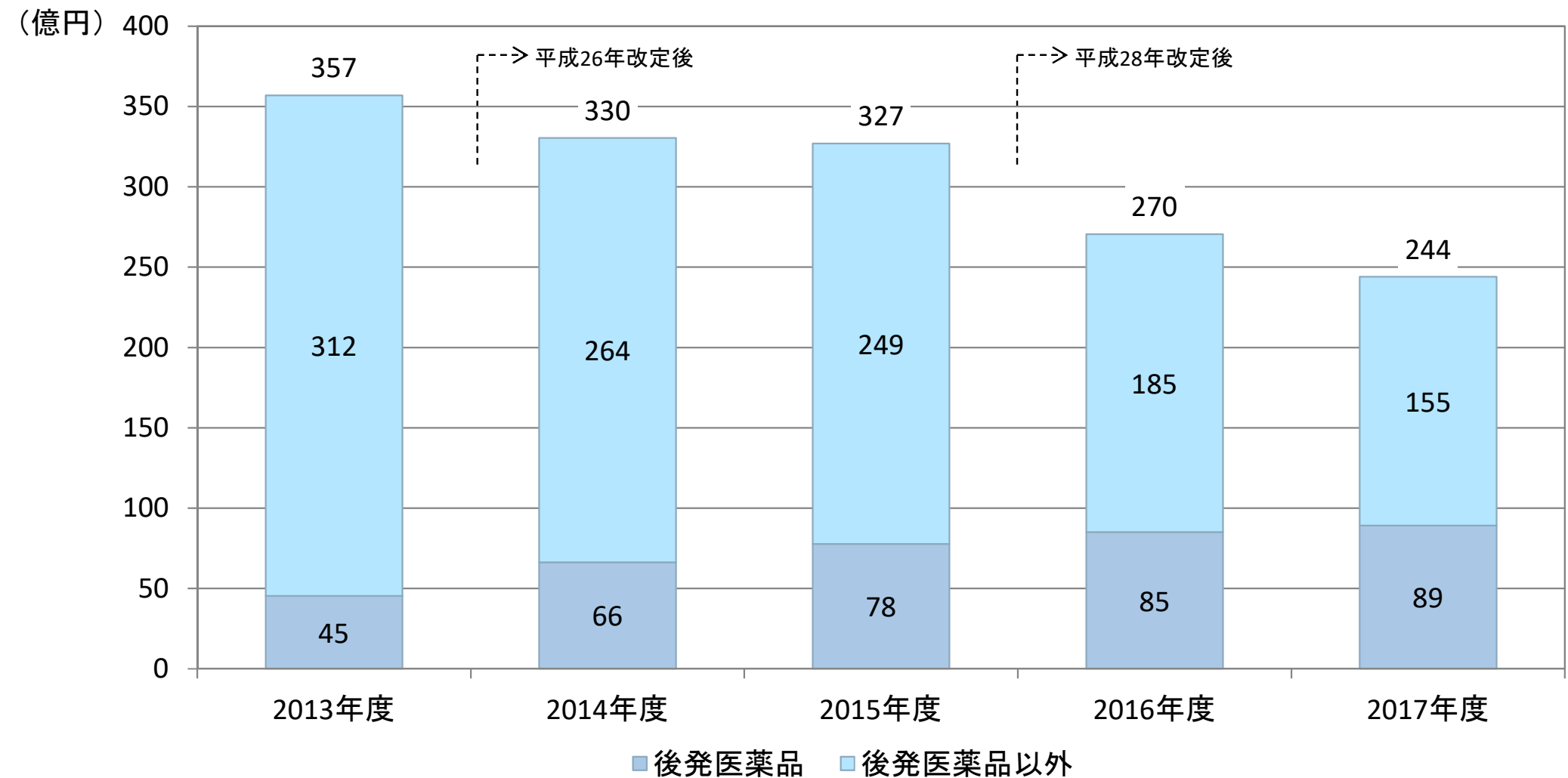
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

セフェムの薬剤料の推移

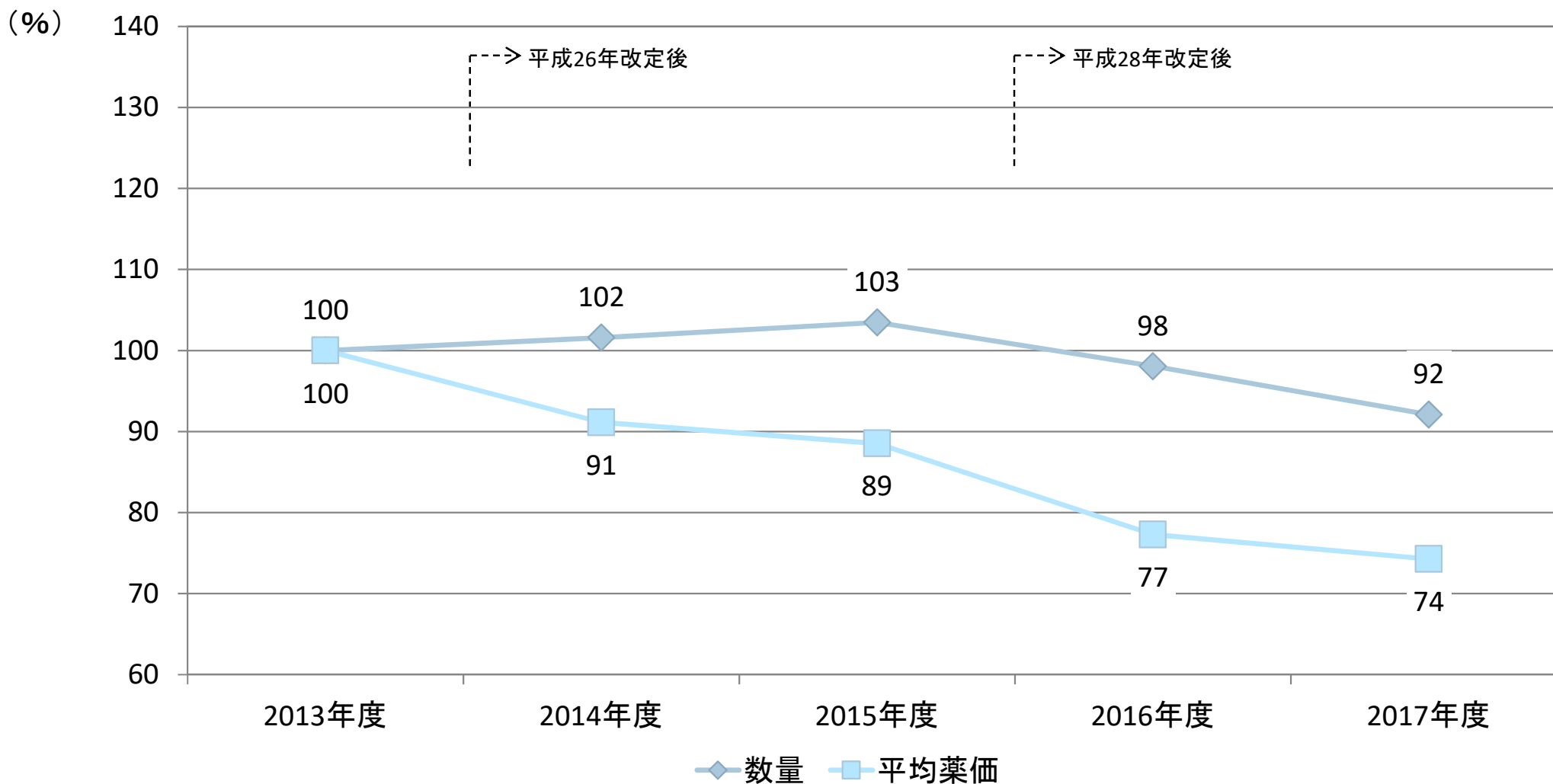
○ 2013年度以降のセフェムの薬剤料の推移を見ると、後発医薬品は増加傾向であり、全体としては減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

セフェムの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のセフェムの数量と平均薬価の推移を見ると、平均薬価は低下傾向であり、数量も2015年度以降は低下傾向にある。



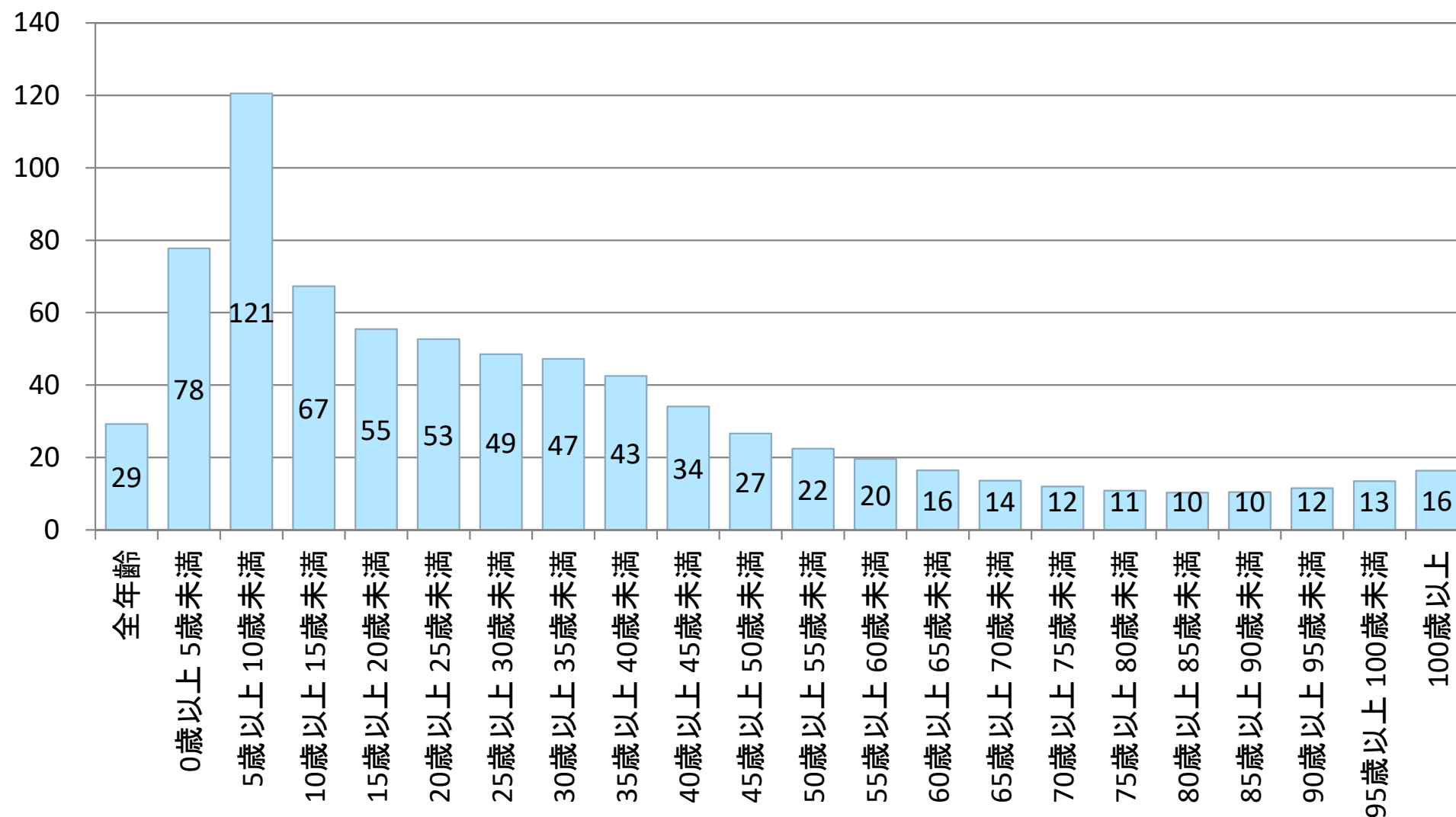
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たりセフェムの薬剤料（2017年度）

（円）



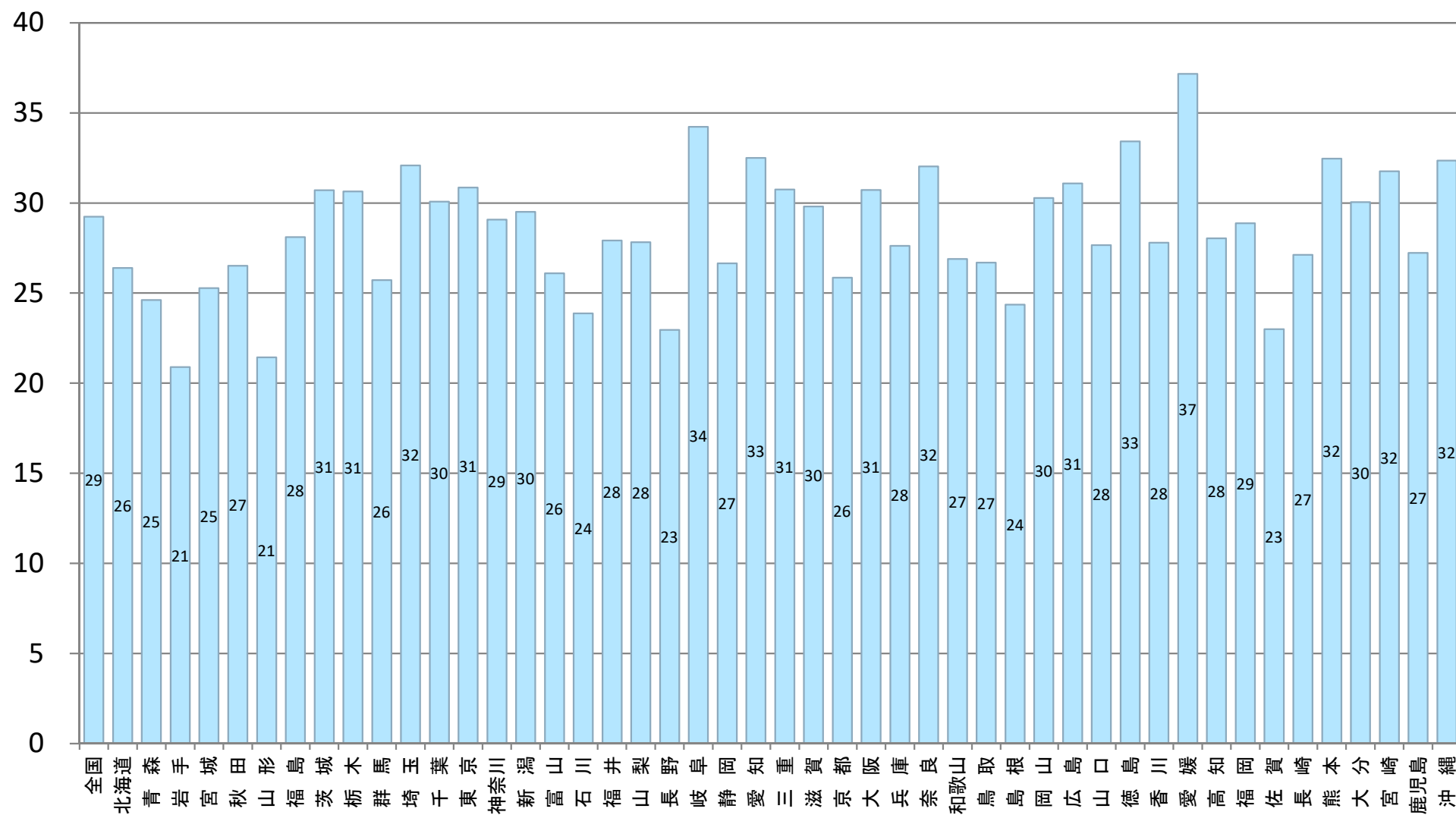
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりセフェムの薬剤料（2017年度）

(円)

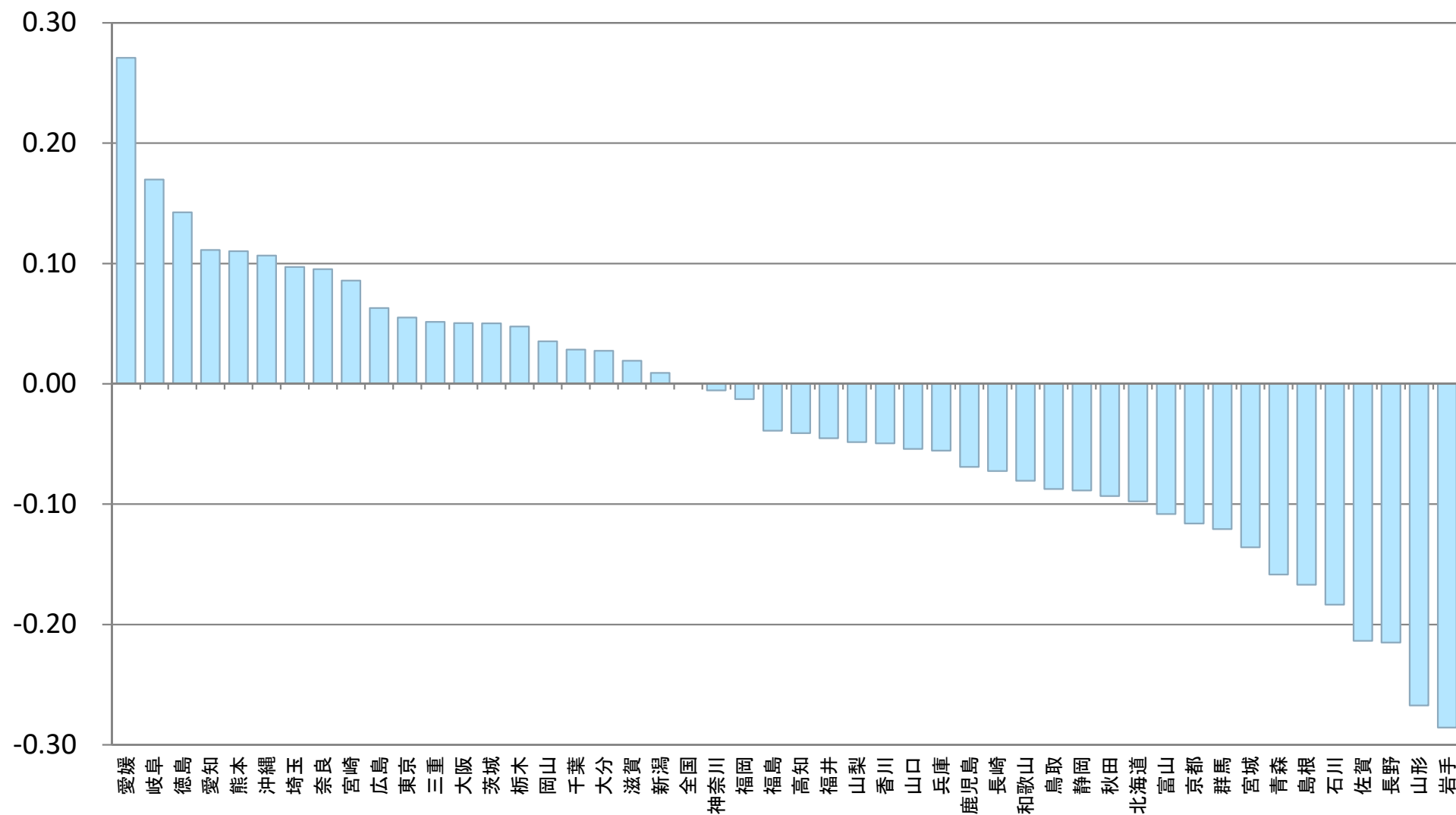


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりセフェムの 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



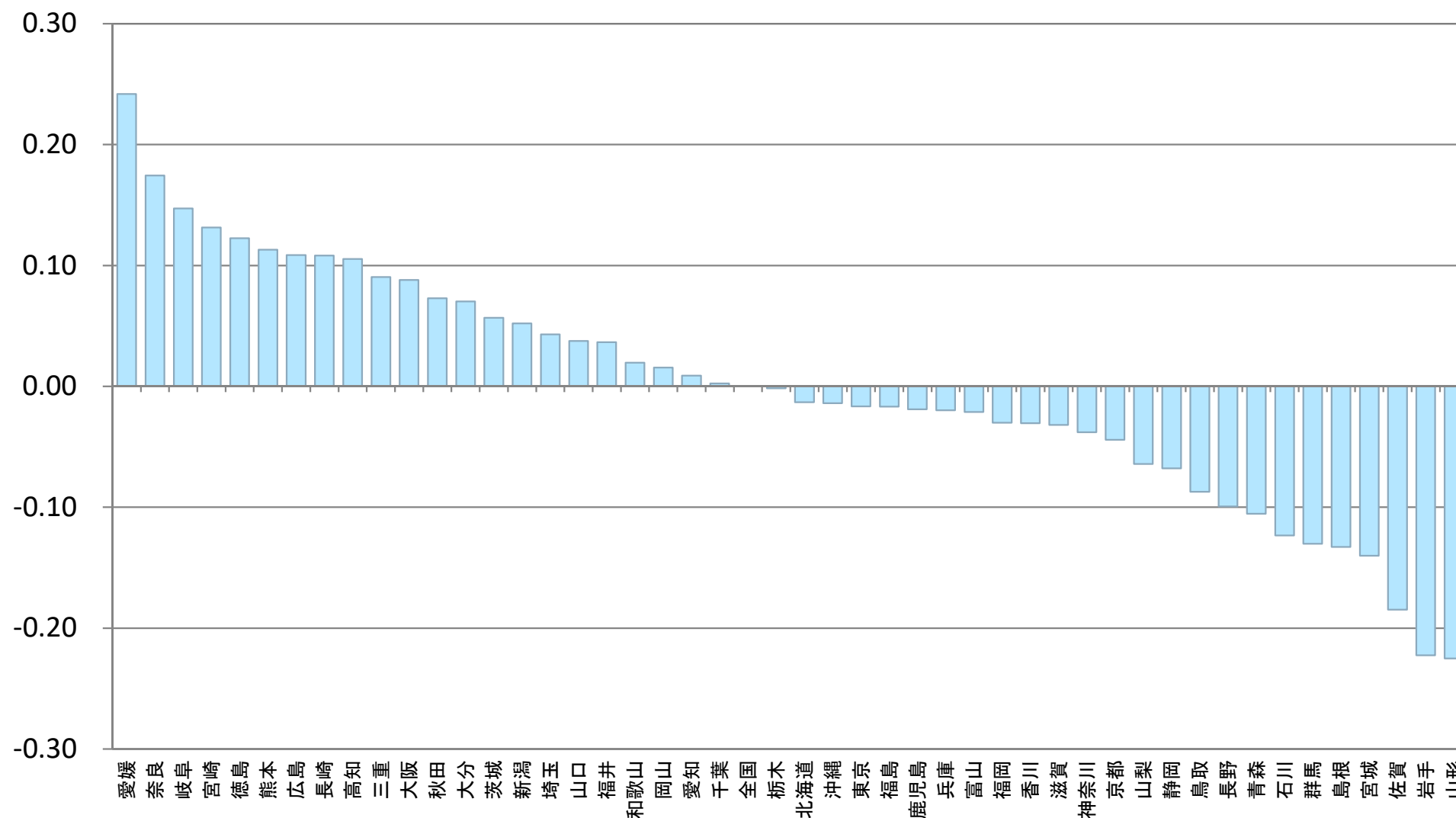
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりセフェムの 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

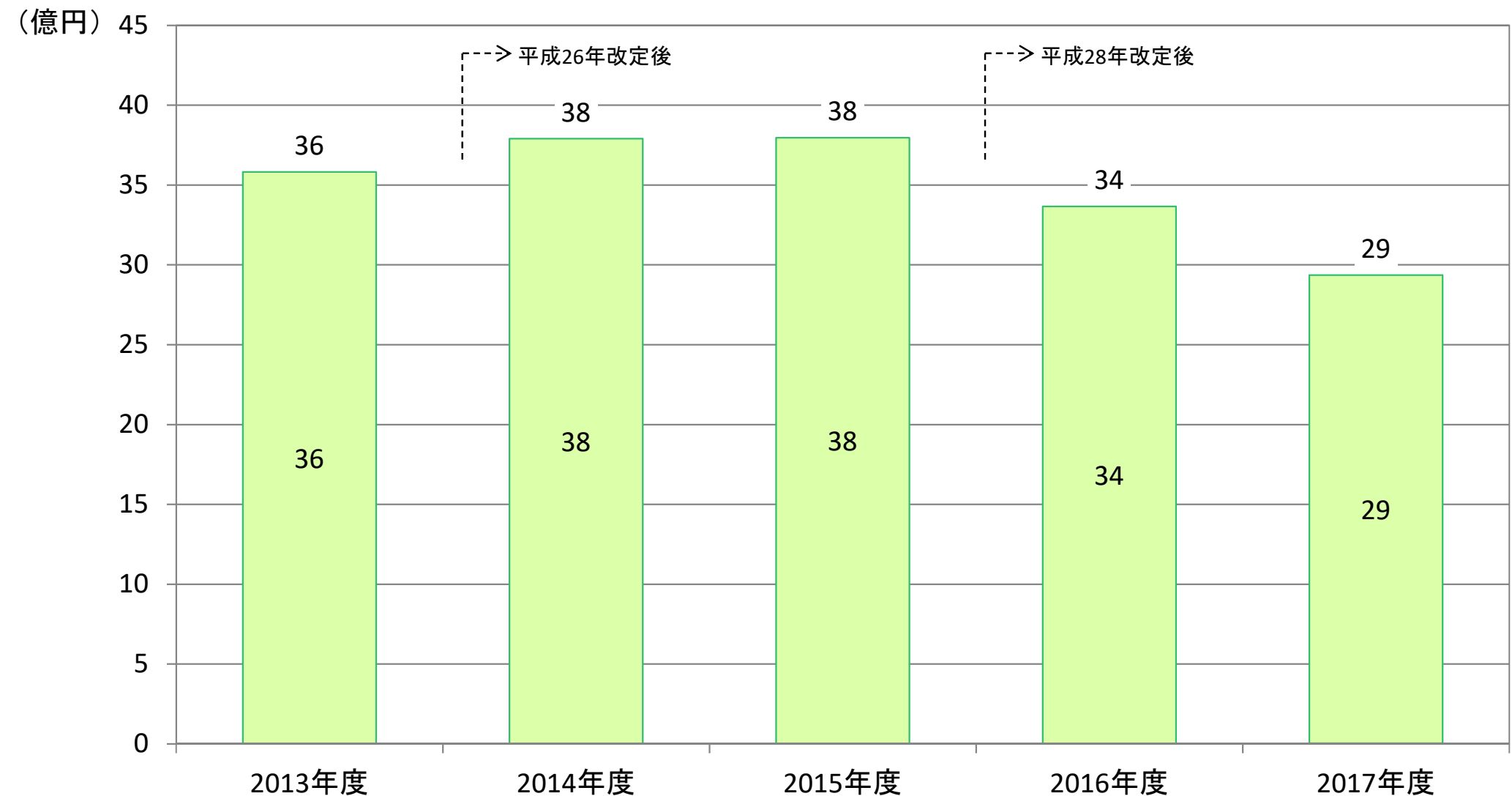
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

カルバペネムの薬剤料の推移

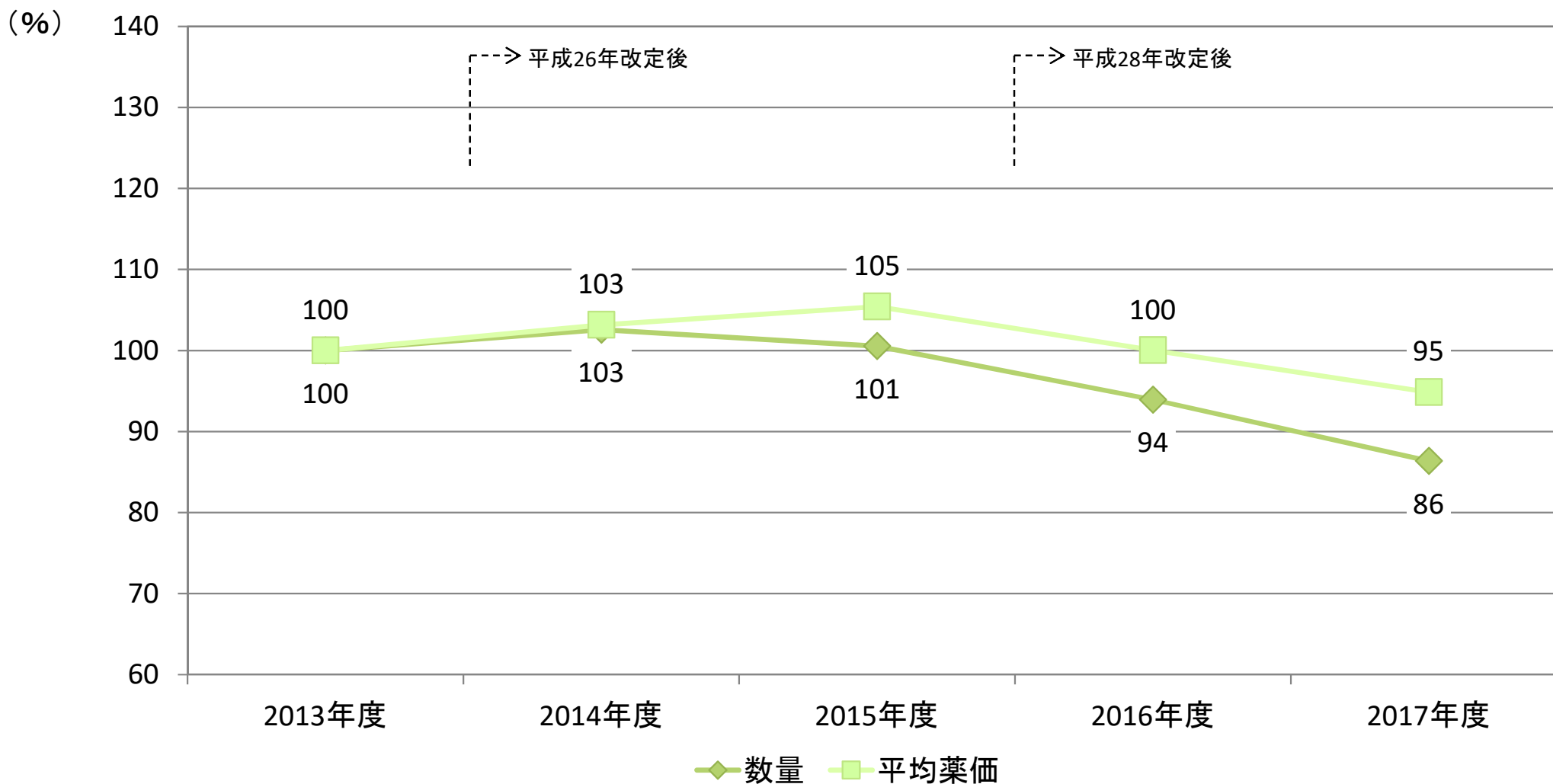
○ 2013年度以降のカルバペネムの薬剤料の推移を見ると、2015年度以降は減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

カルバペネムの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のカルバペネムの数量と平均薬価の推移を見ると、数量は2014年度以降、平均薬価は2015年度以降低下傾向である。



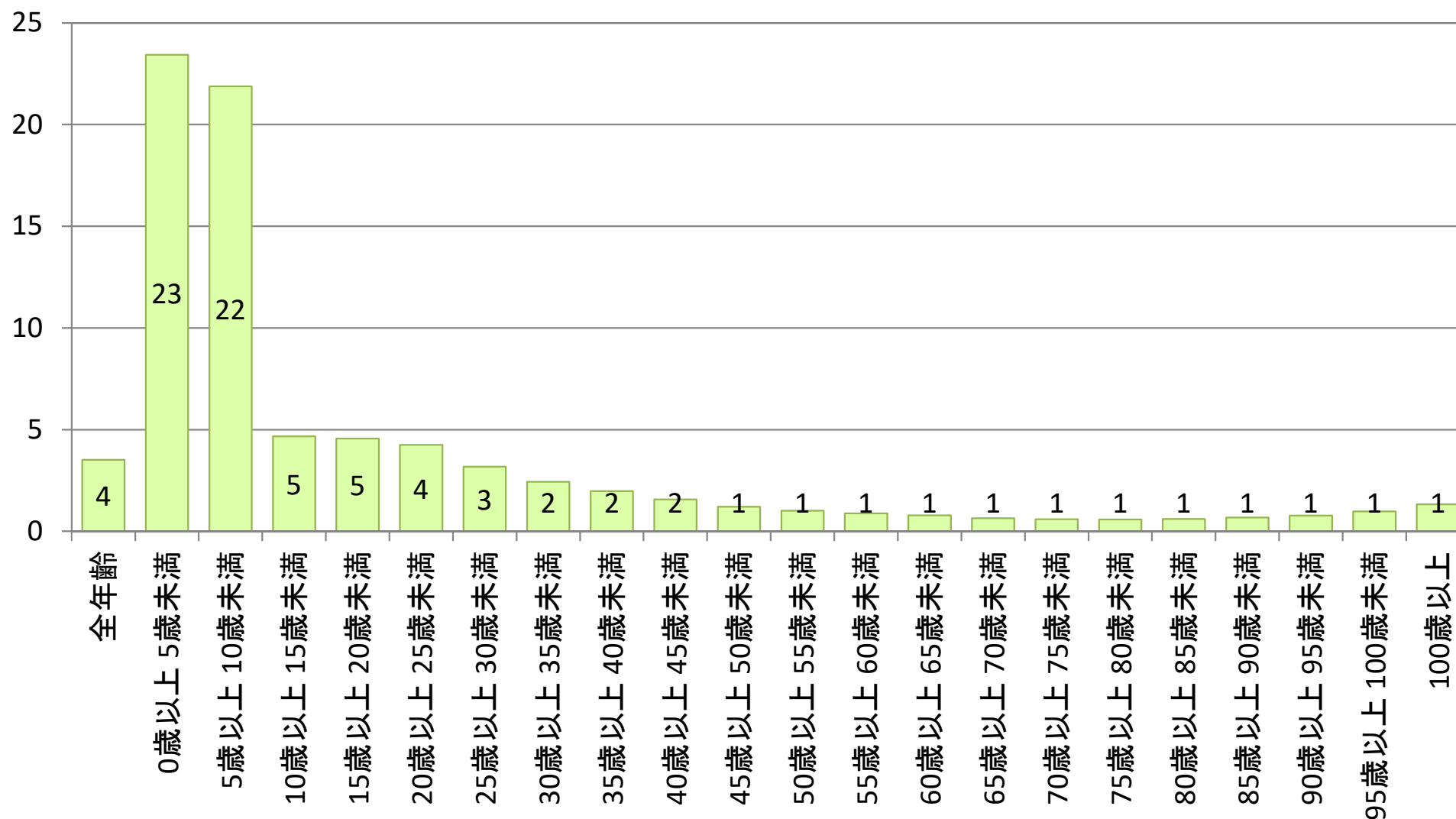
注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たりカルバペネムの薬剤料（2017年度）

(円)



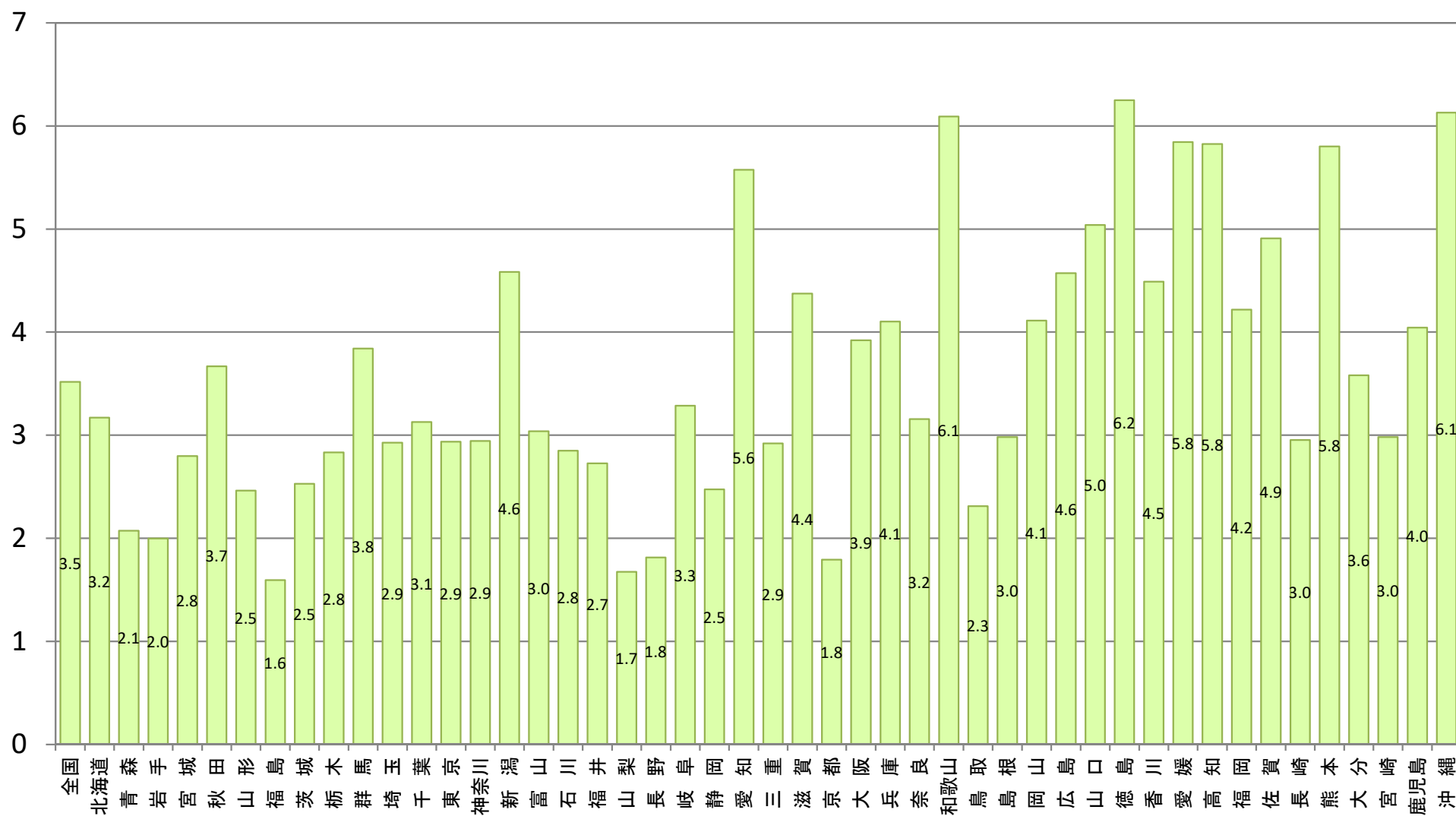
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりカルバペネムの薬剤料（2017年度）

(円)

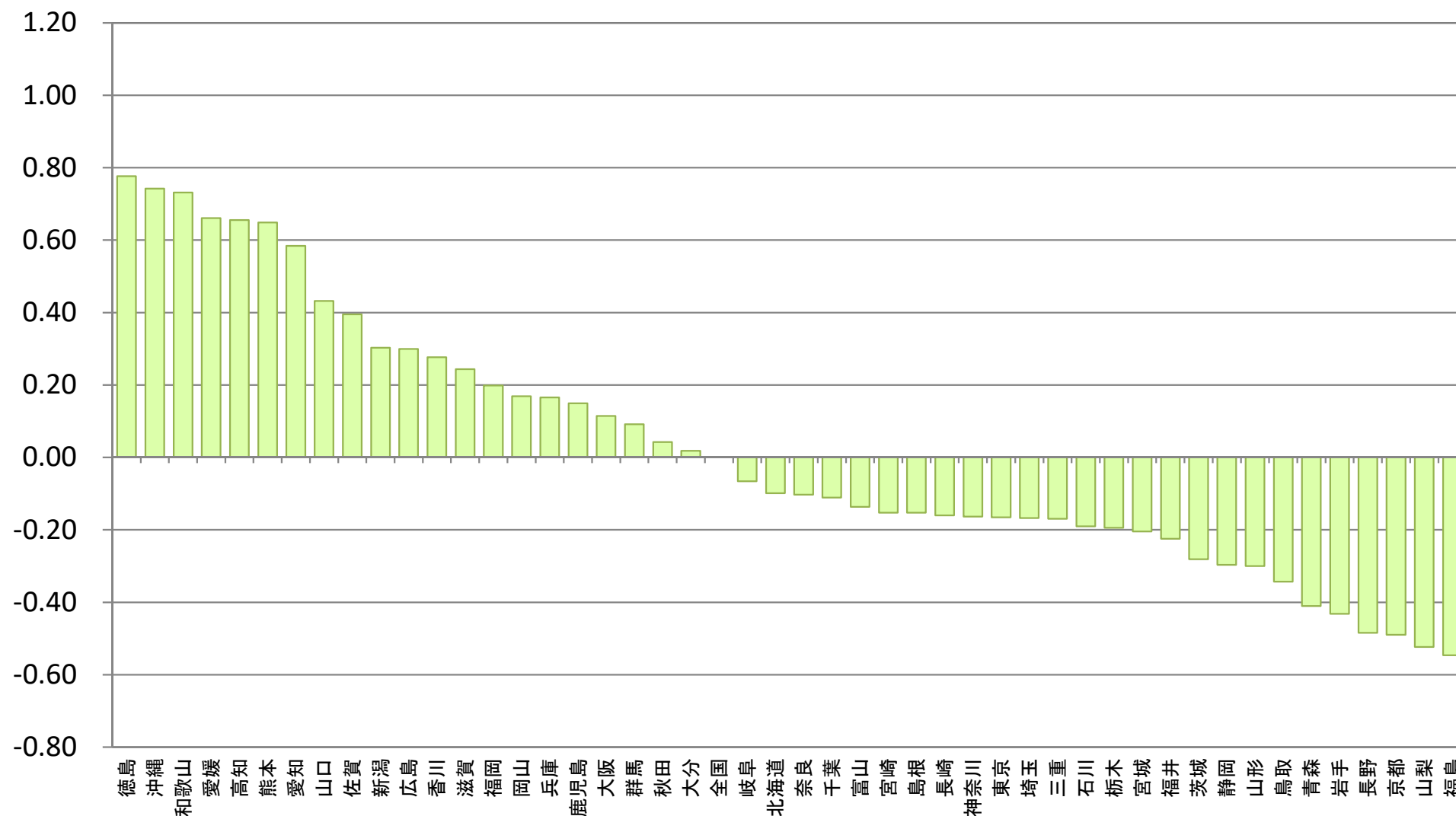


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりカルバペネムの 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



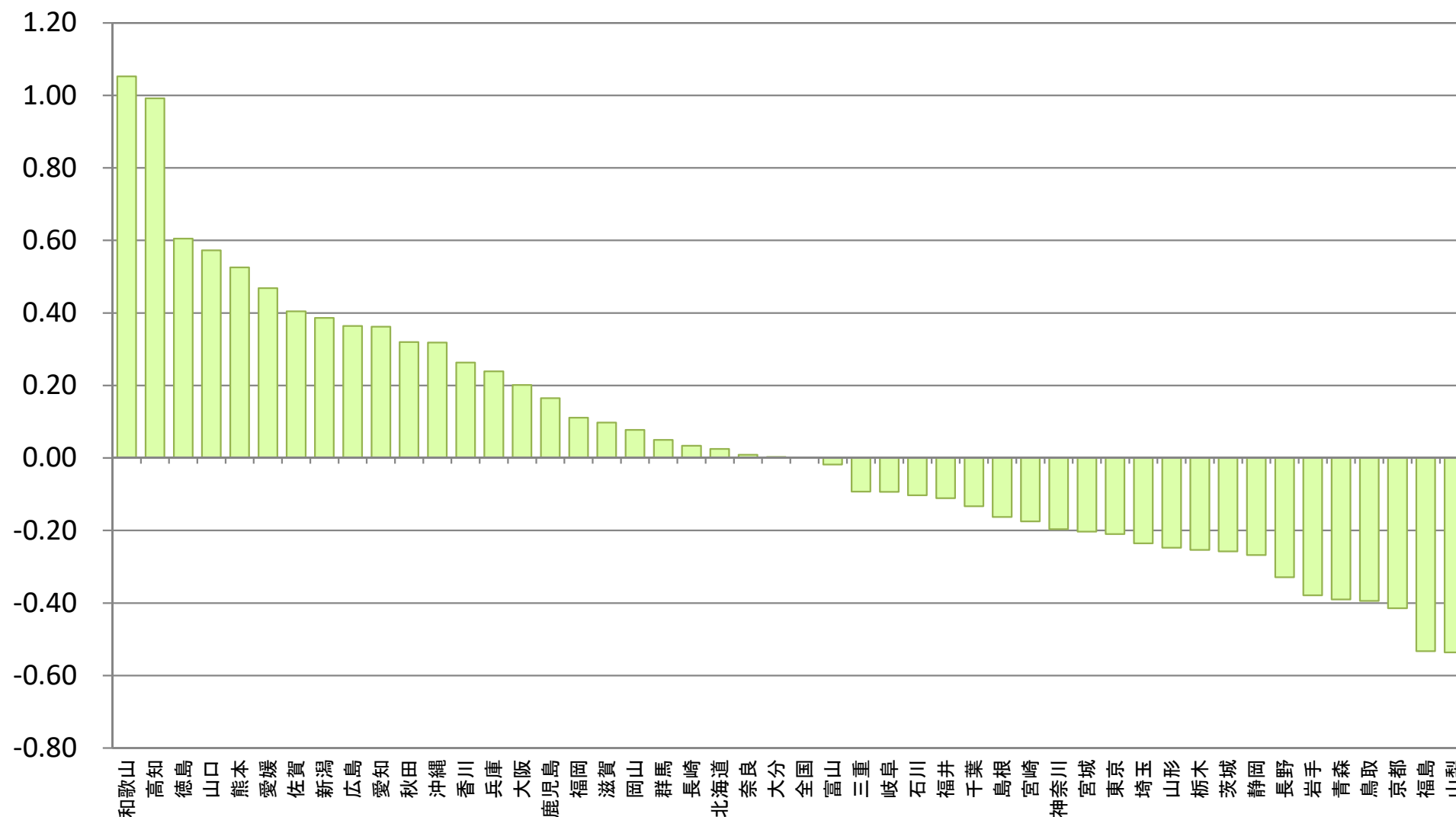
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりカルバペネムの 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

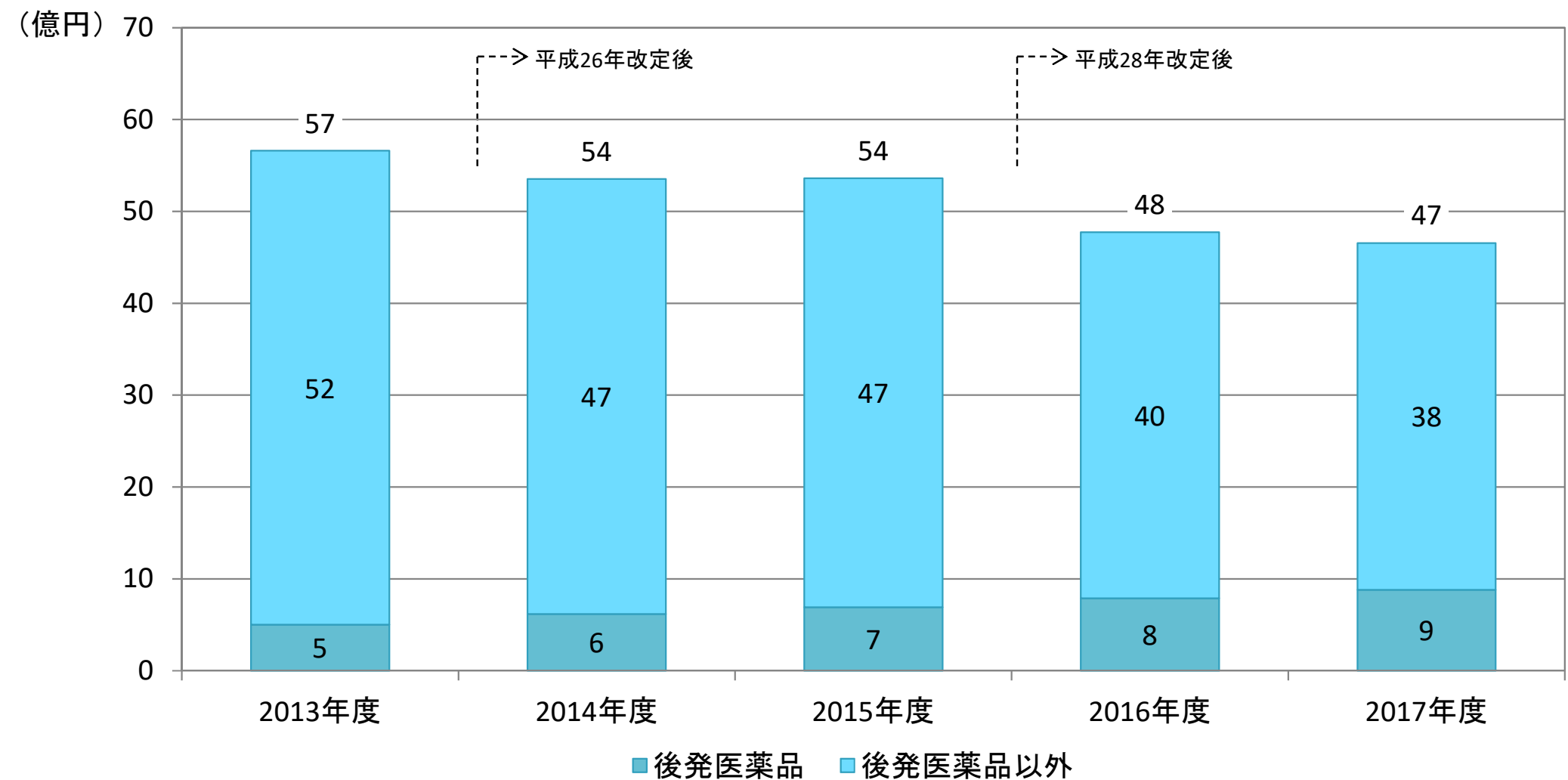
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

アミノグリコシドの薬剤料の推移

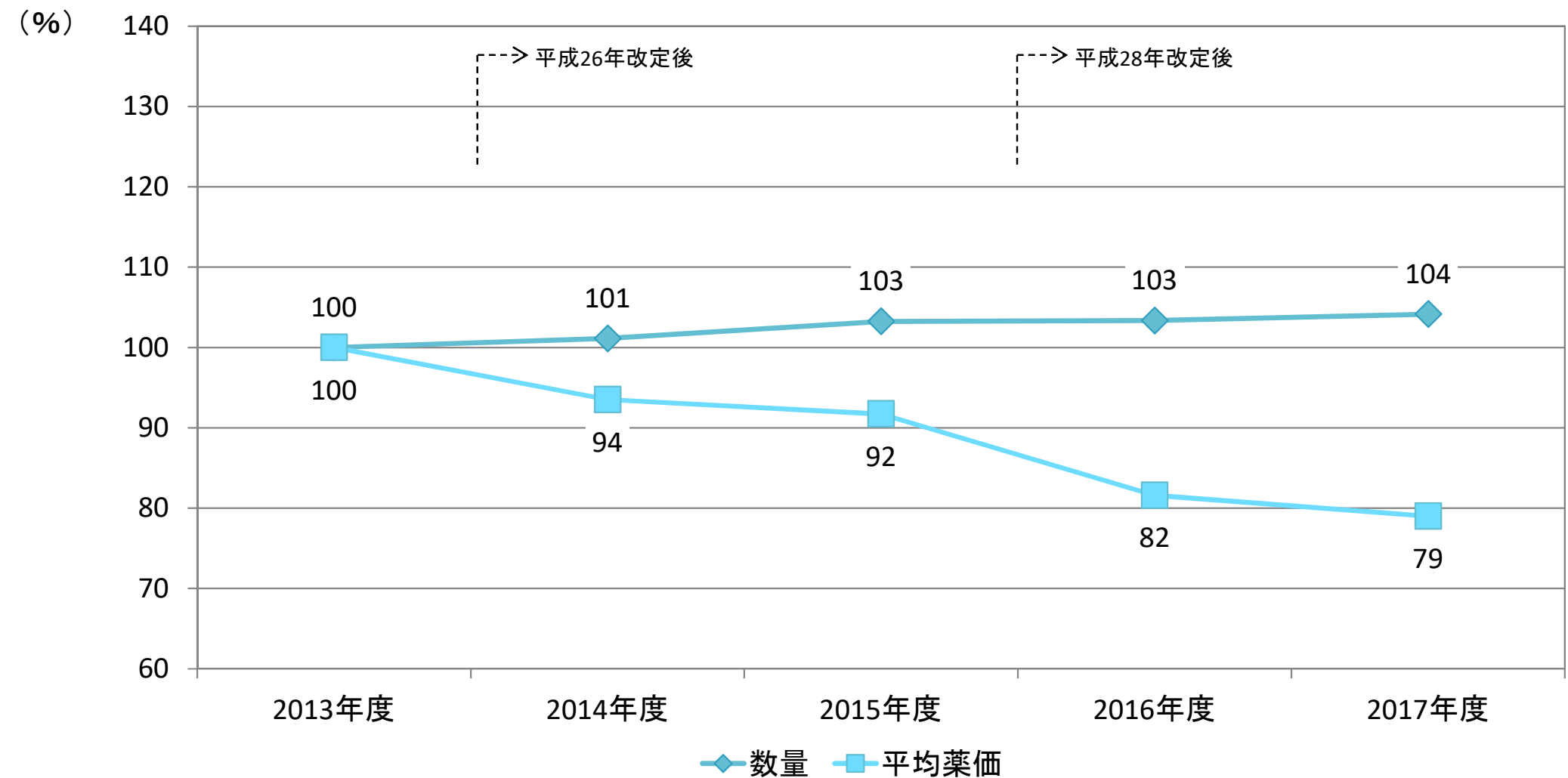
○ 2013年度以降のアミノグリコシドの薬剤料の推移を見ると、後発医薬品は増加傾向であり、全体としては減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

アミノグリコシドの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のアミノグリコシドの数量と平均薬価の推移を見ると、数量はやや上昇傾向であるが、平均薬価は低下傾向にある。



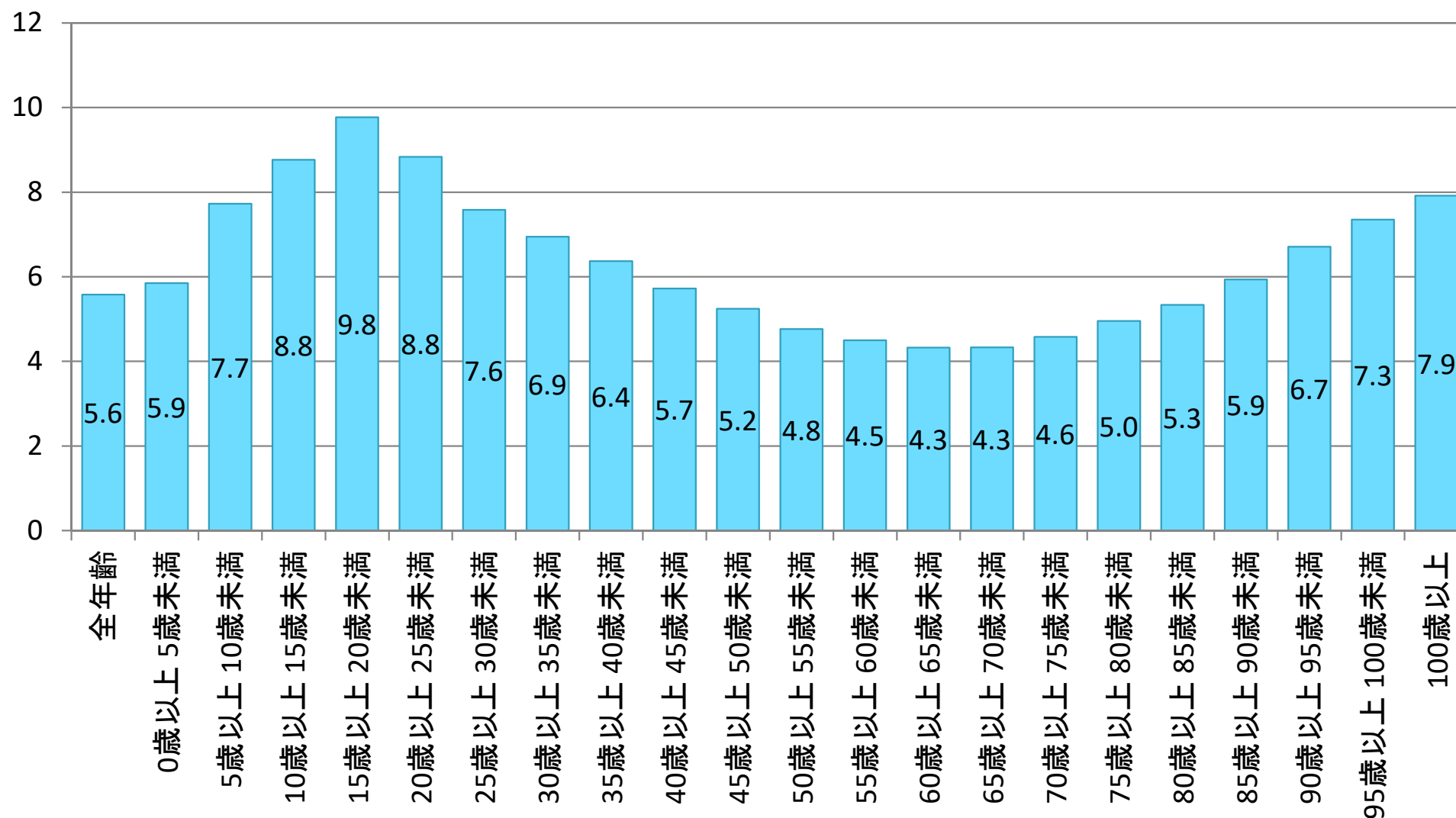
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たりアミノグリコシドの薬剤料（2017年度）

(円)



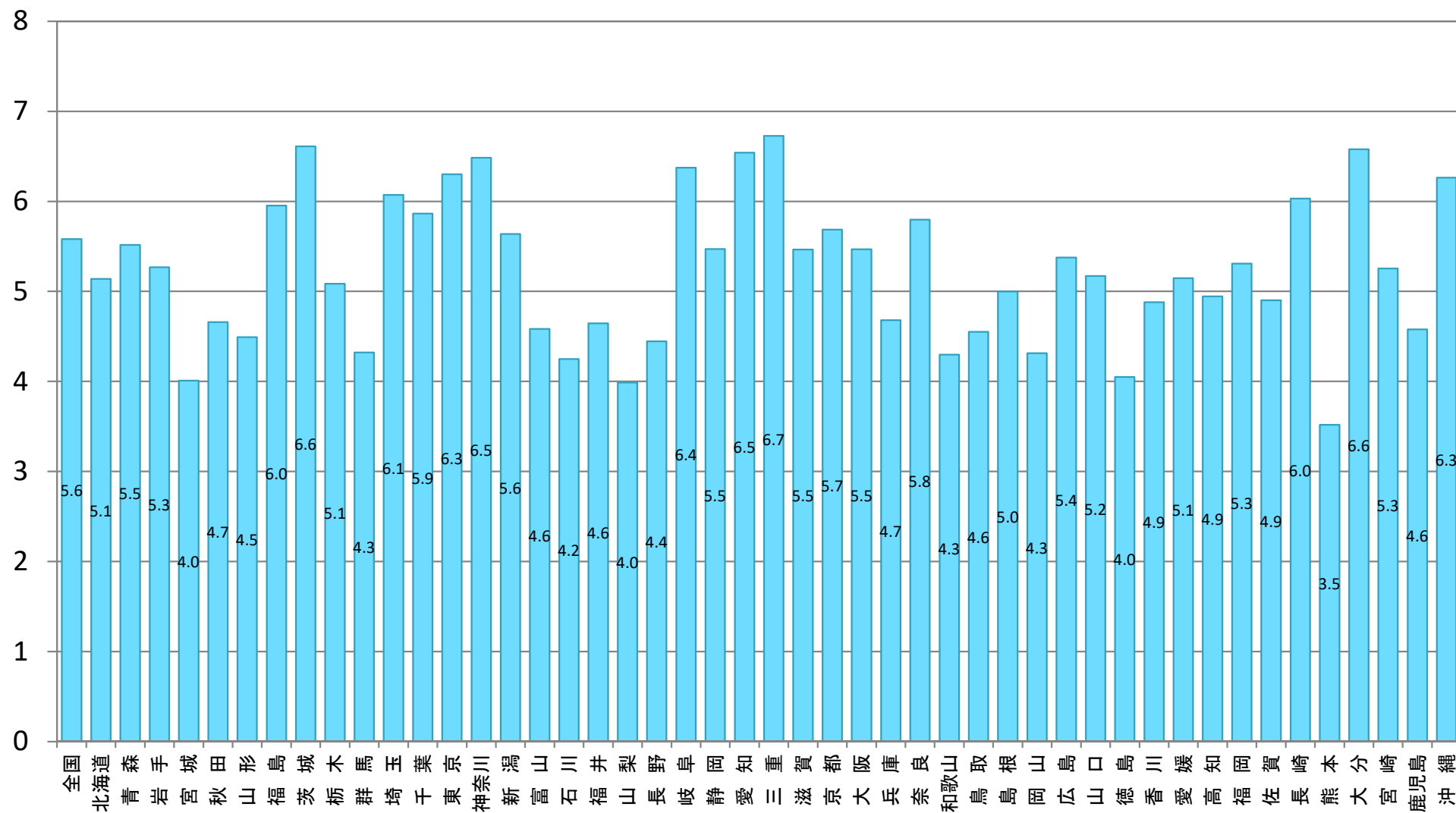
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりアミノグリコシドの薬剤料 (2017年度)

(円)

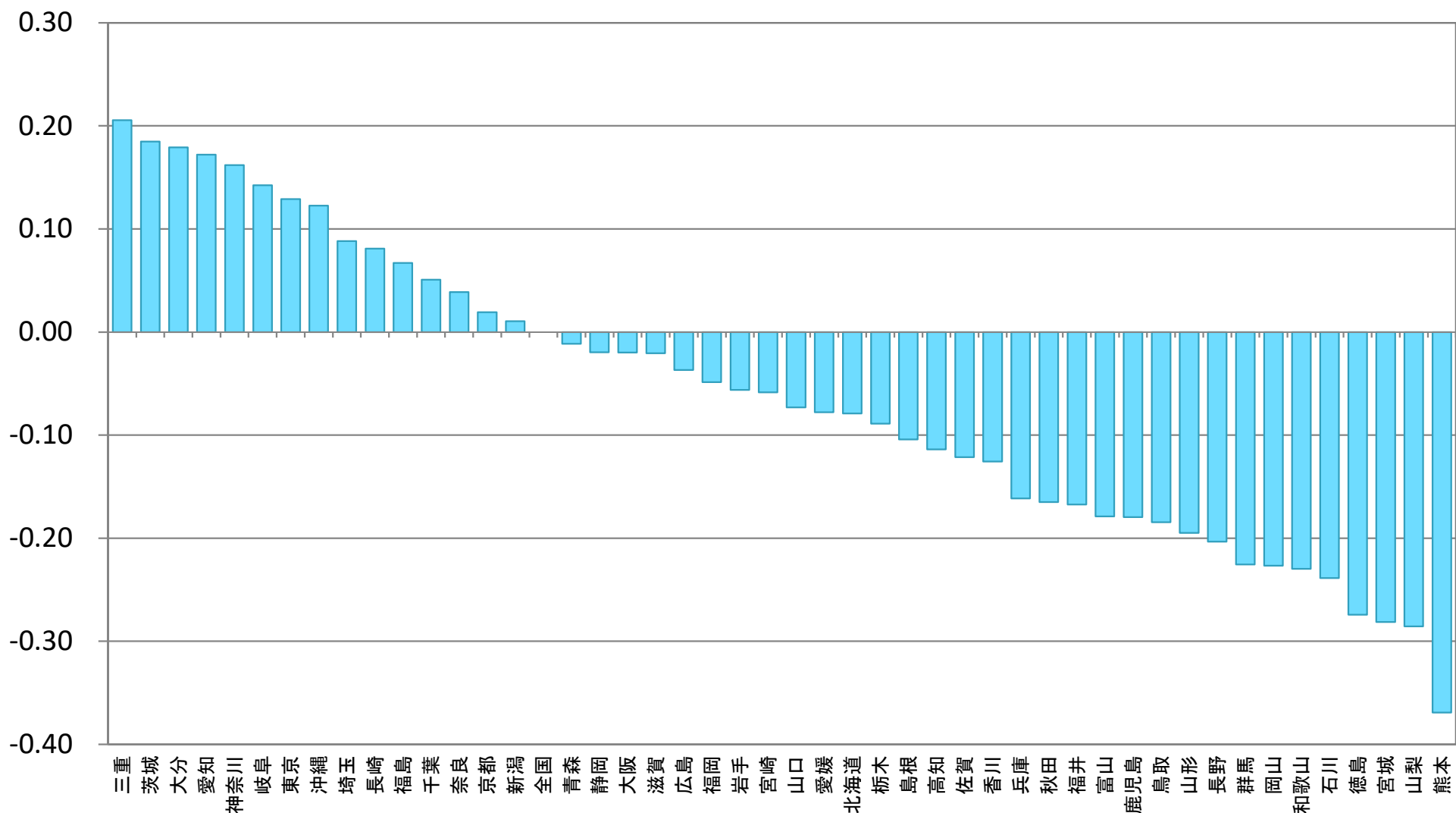


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりアミノグリコシドの
薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



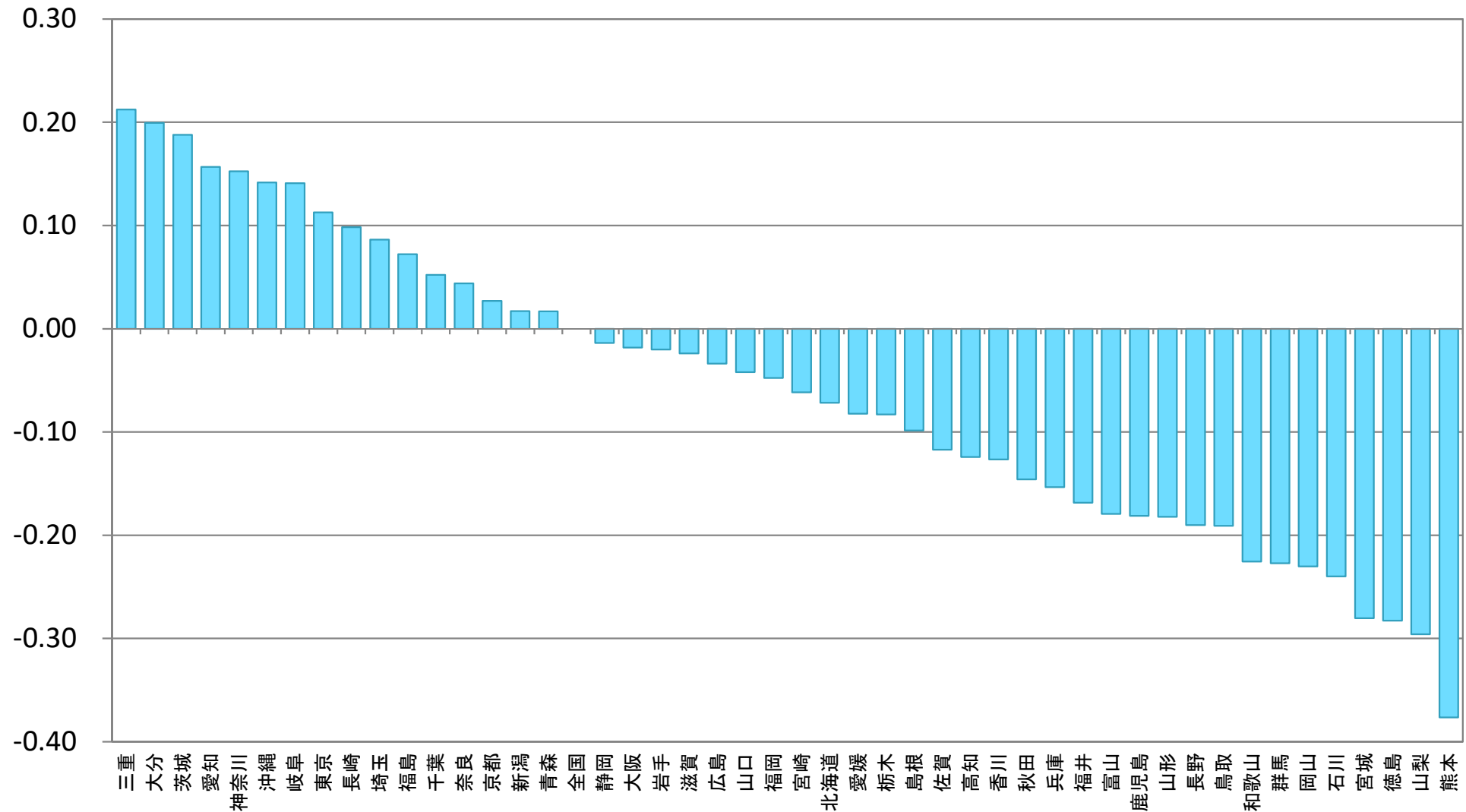
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4)「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりアミノグリコシドの 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

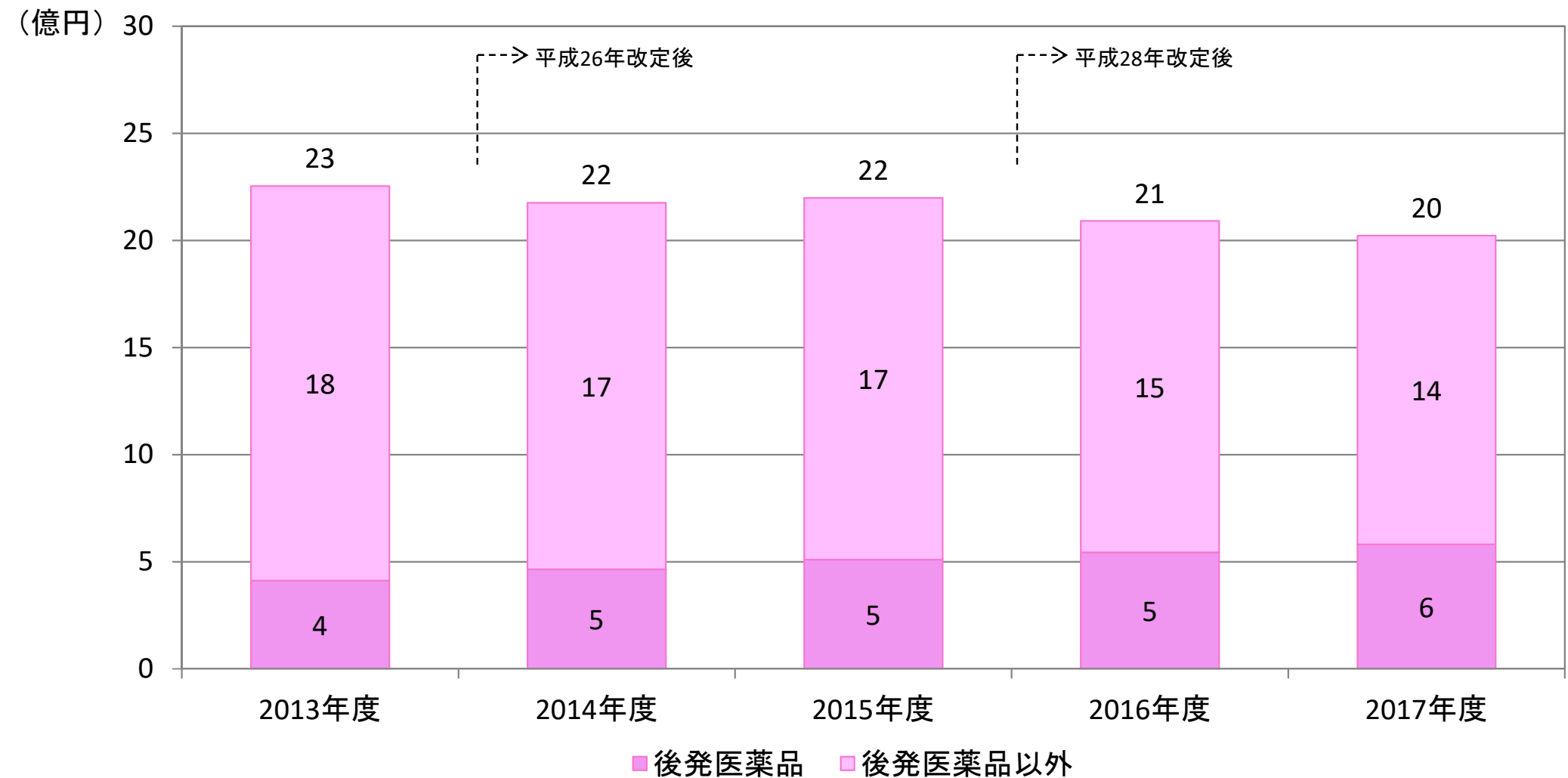
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」の年齢調整後の「(地域差指数)－1」を表示している。

テトラサイクリンの薬剤料の推移

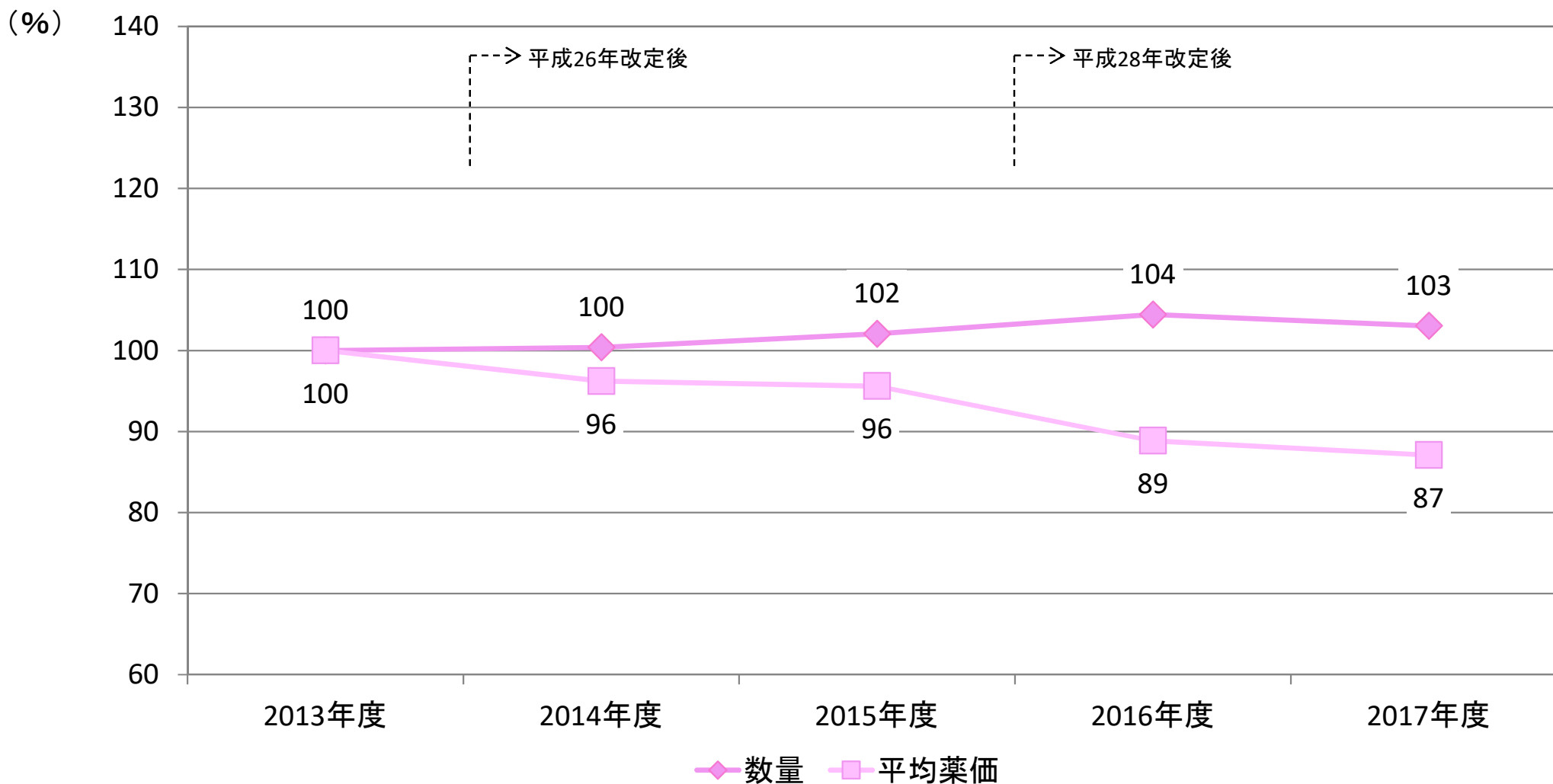
○ 2013年度以降のテトラサイクリンの薬剤料の推移を見ると、後発医薬品はやや増加傾向であり、全体としてはやや減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

テトラサイクリンの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のテトラサイクリンの数量と平均薬価の推移を見ると、数量はおおむね横ばい、平均薬価は低下傾向にある。



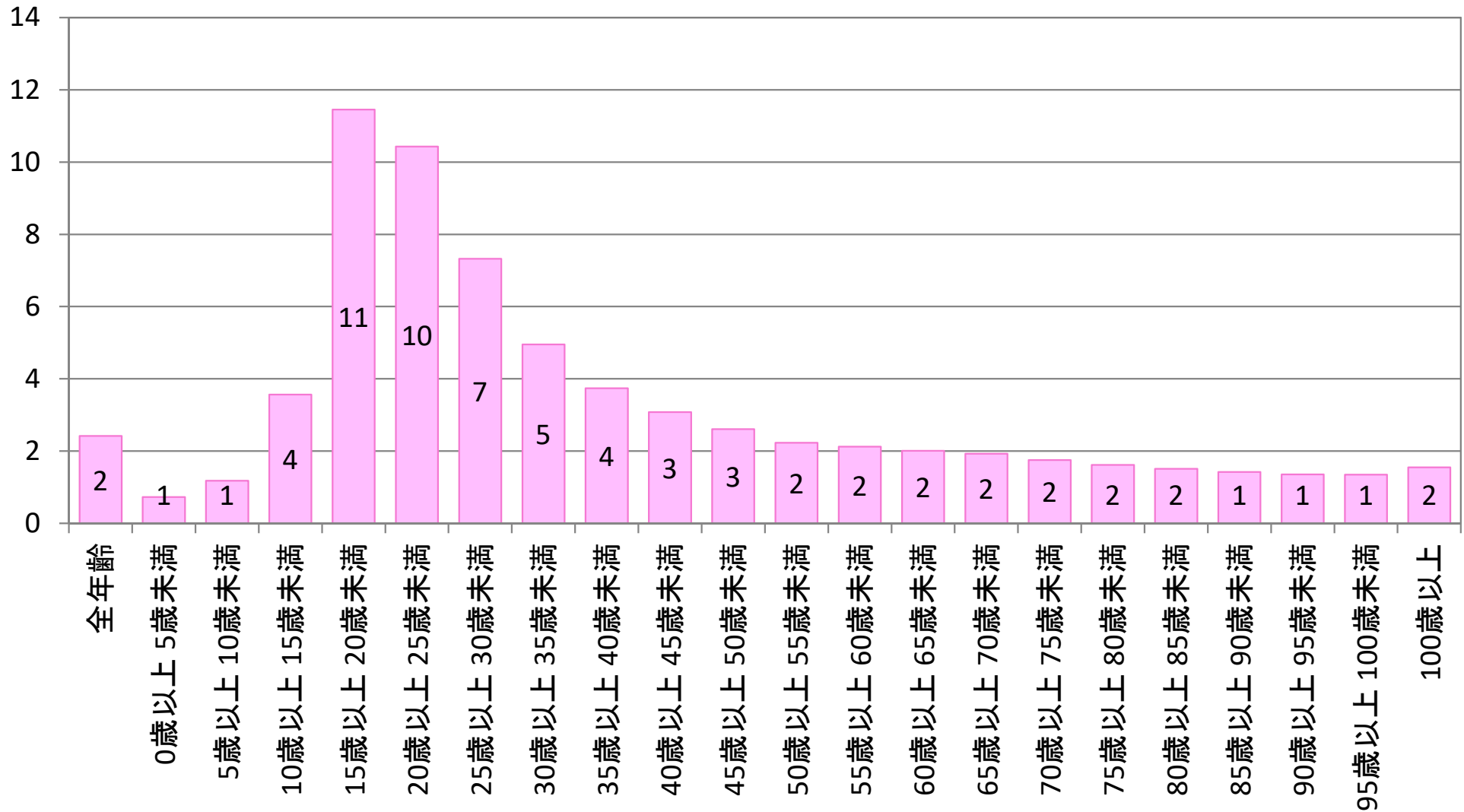
注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり テトラサイクリンの薬剤料（2017年度）

(円)



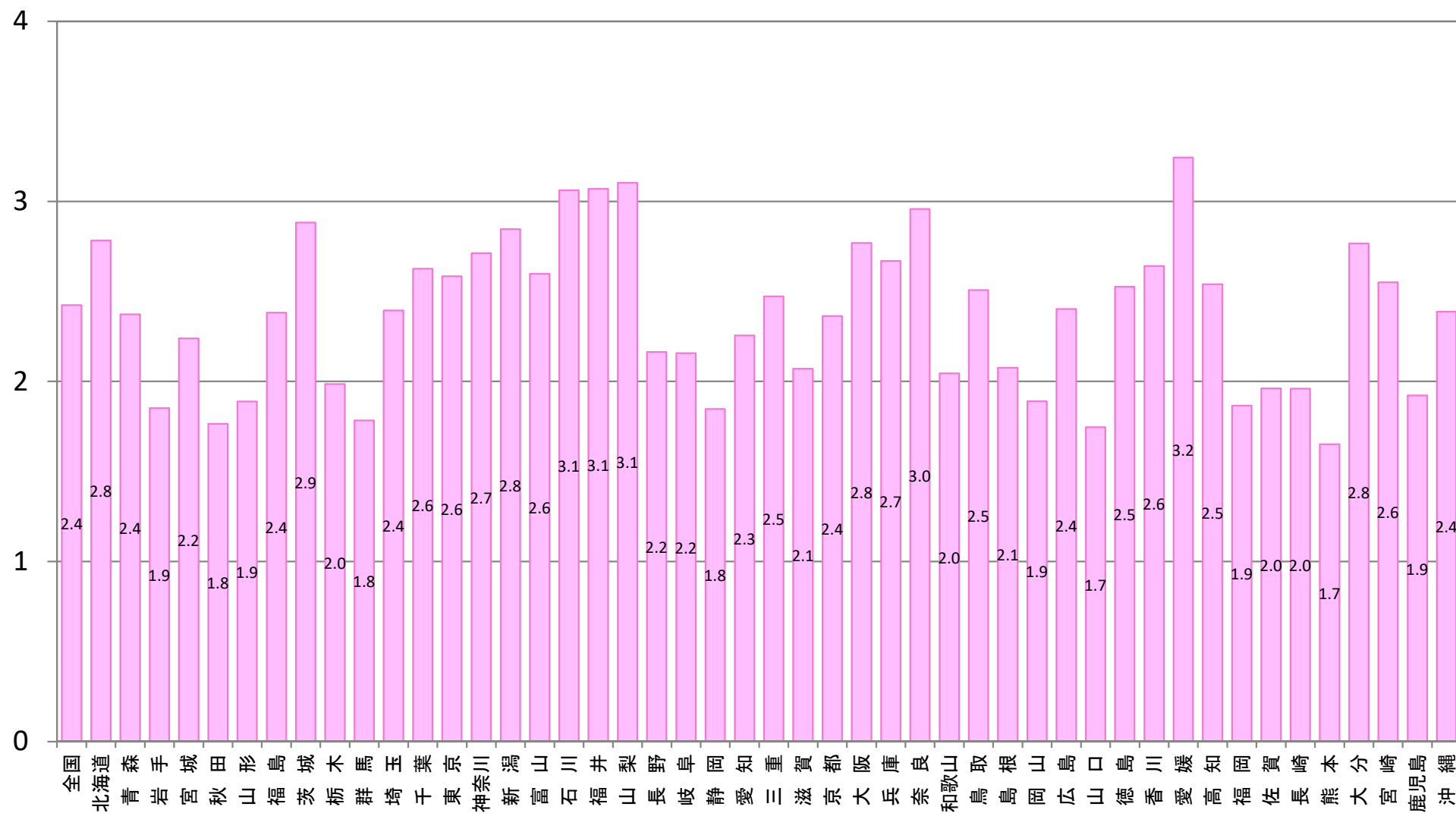
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりテトラサイクリンの薬剤料（2017年度）

(円)

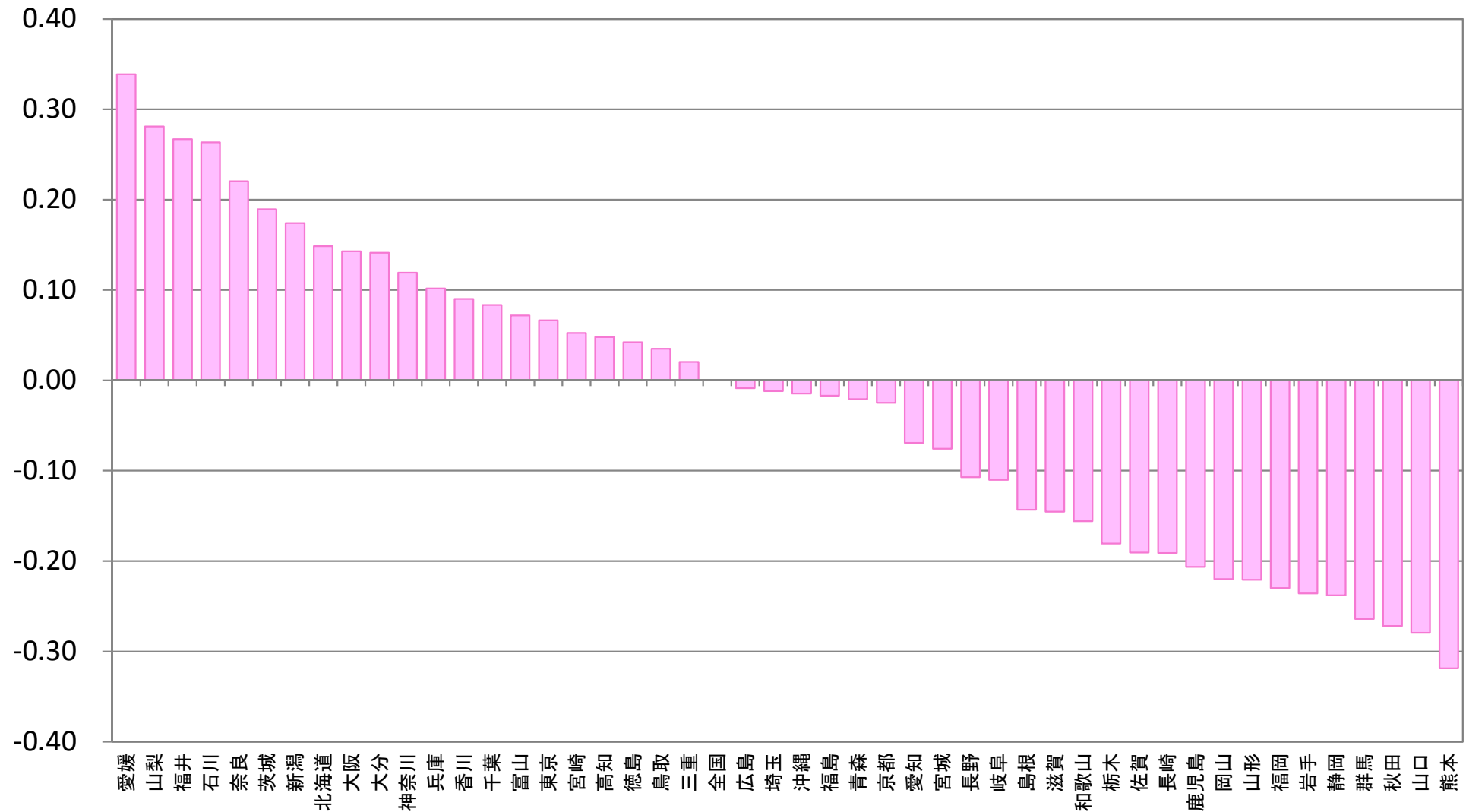


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりテトラサイクリンの 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



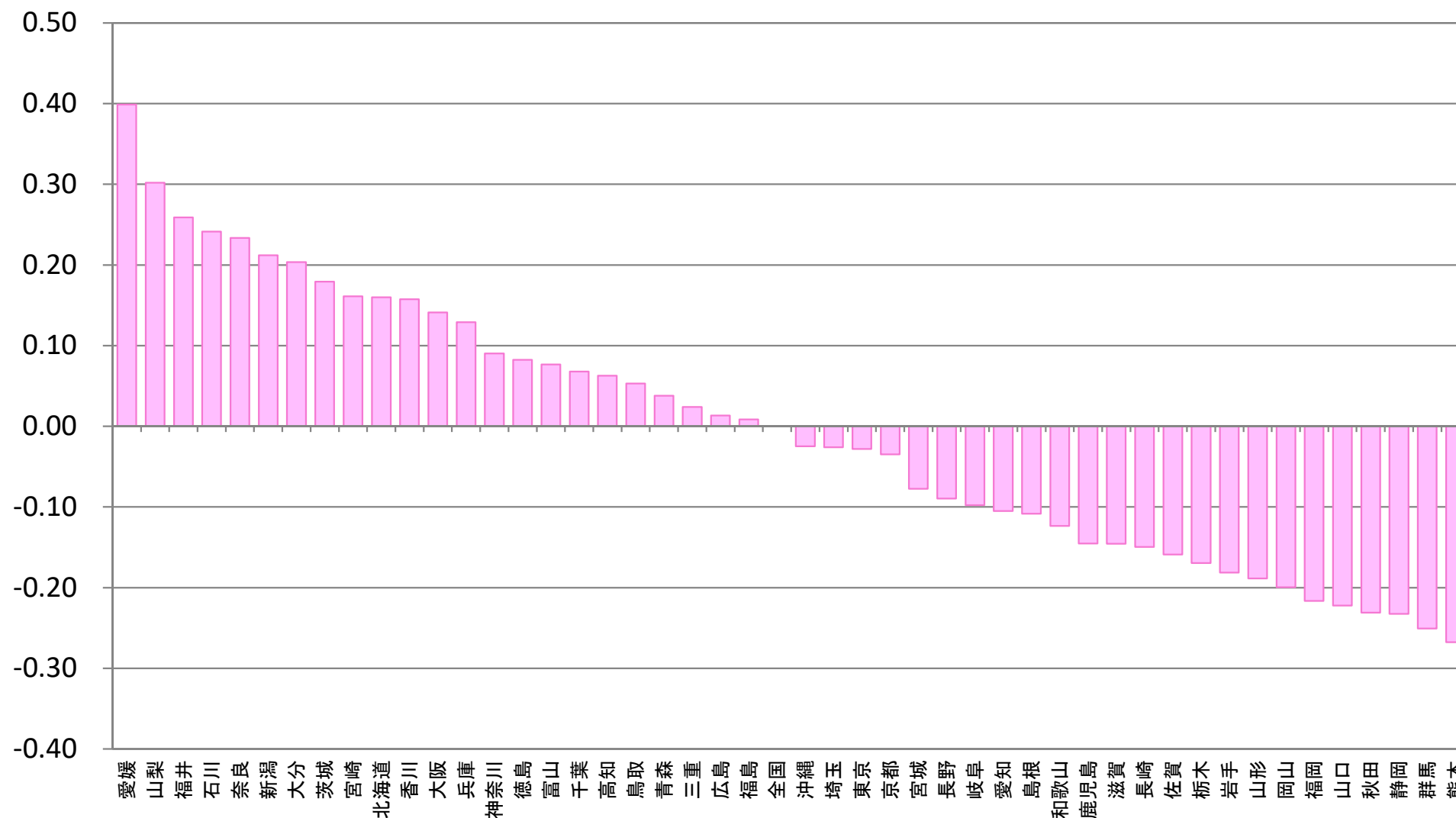
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりテトラサイクリンの 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

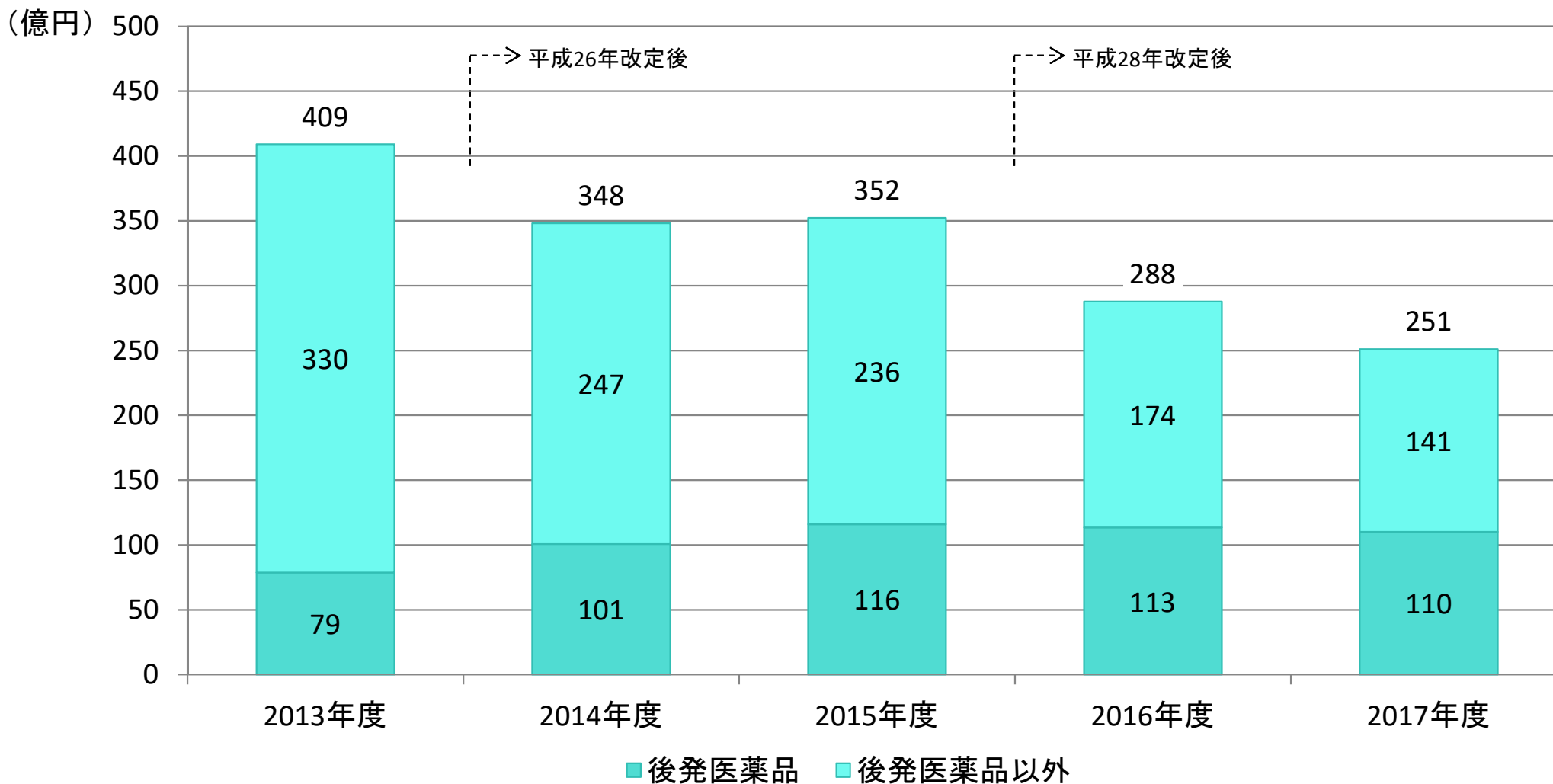
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

マクロライドの薬剤料の推移

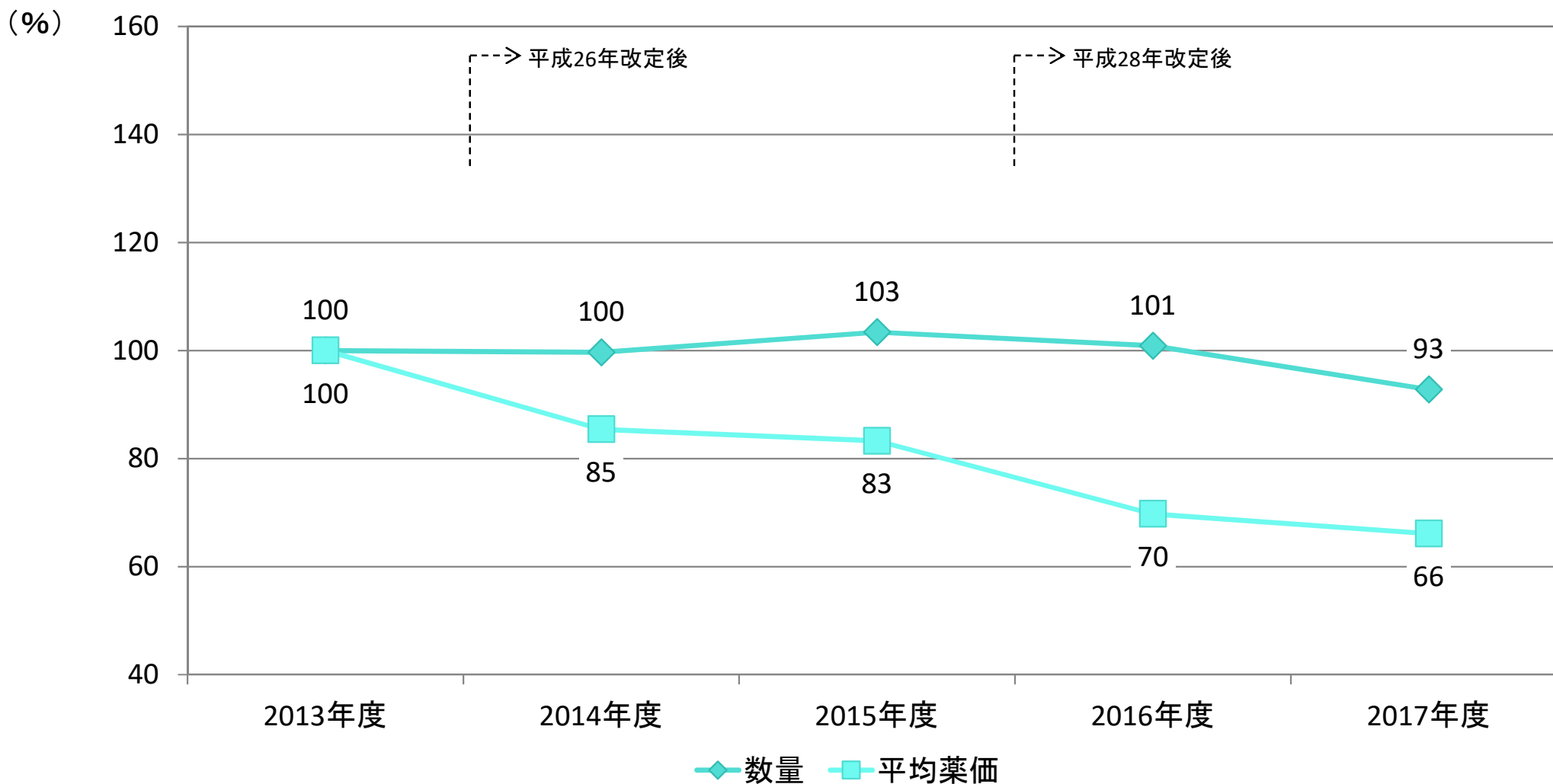
○ 2013年度以降のマクロライドの薬剤料の推移を見ると、後発医薬品は増加傾向から横ばい、全体としては減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

マクロライドの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のマクロライドの数量と平均薬価の推移を見ると、数量は横ばいから減少傾向、平均薬価は低下傾向にある。



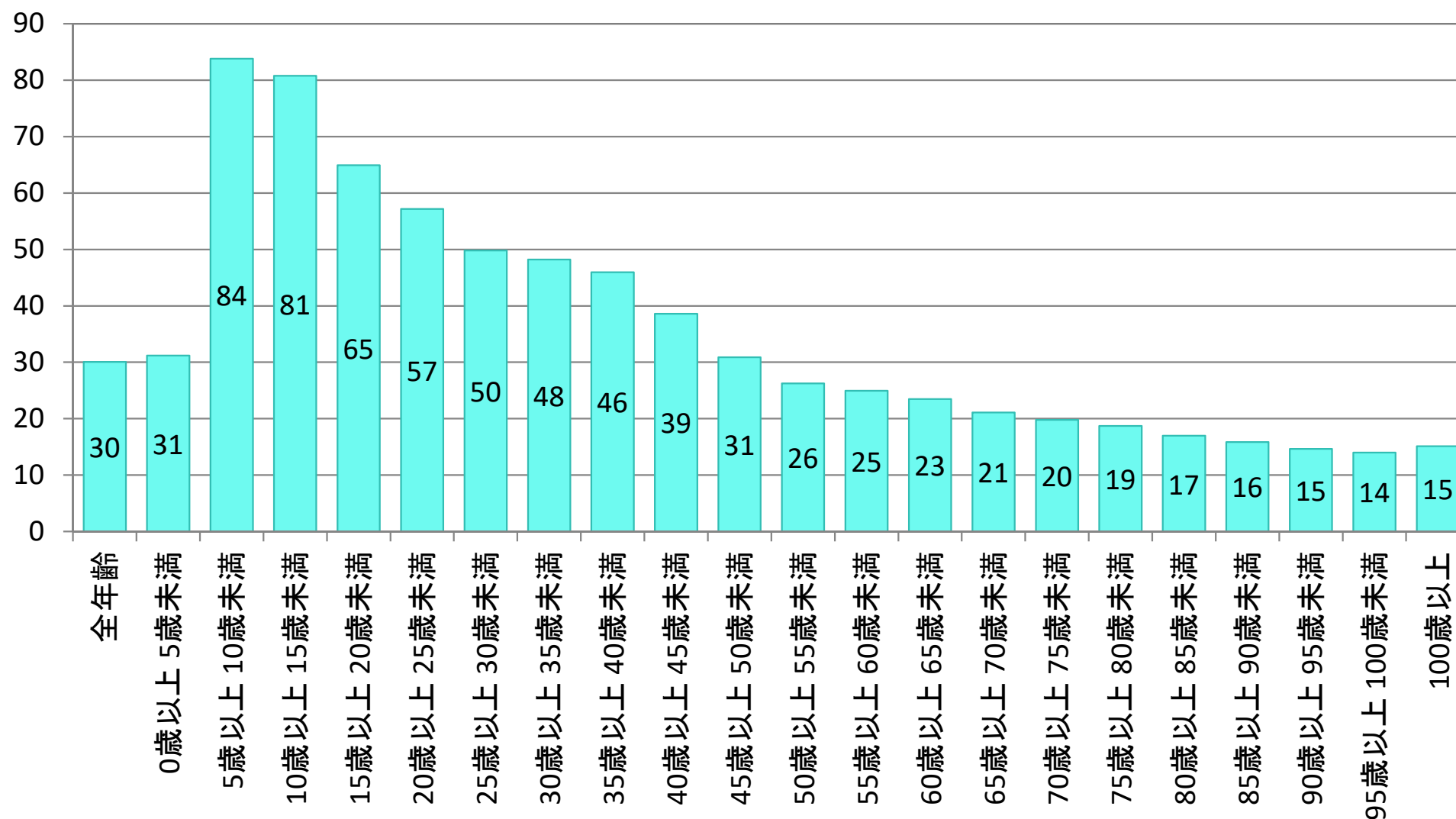
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たりマクロライドの薬剤料（2017年度）

(円)



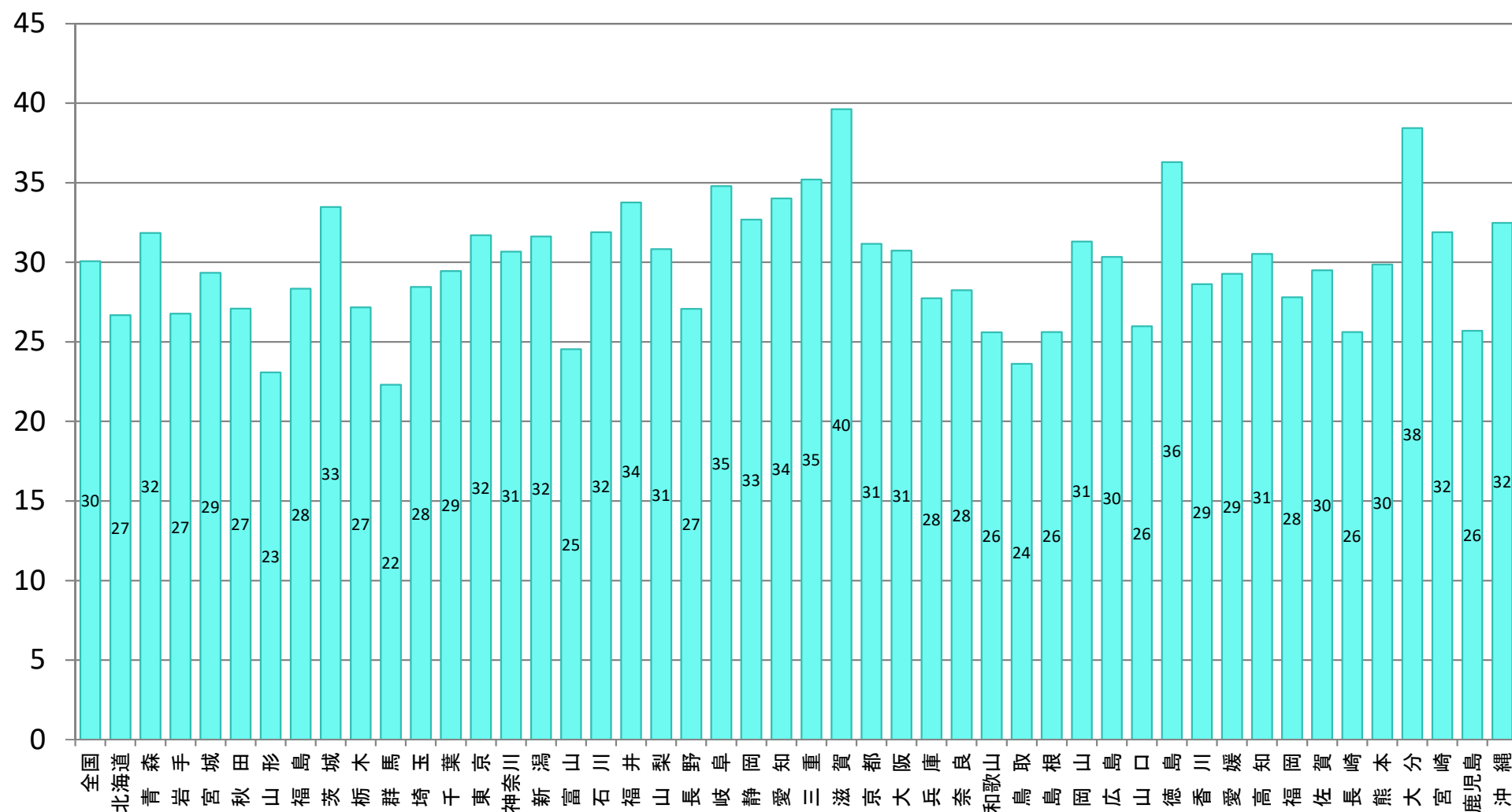
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりマクロライドの薬剤料（2017年度）

（円）

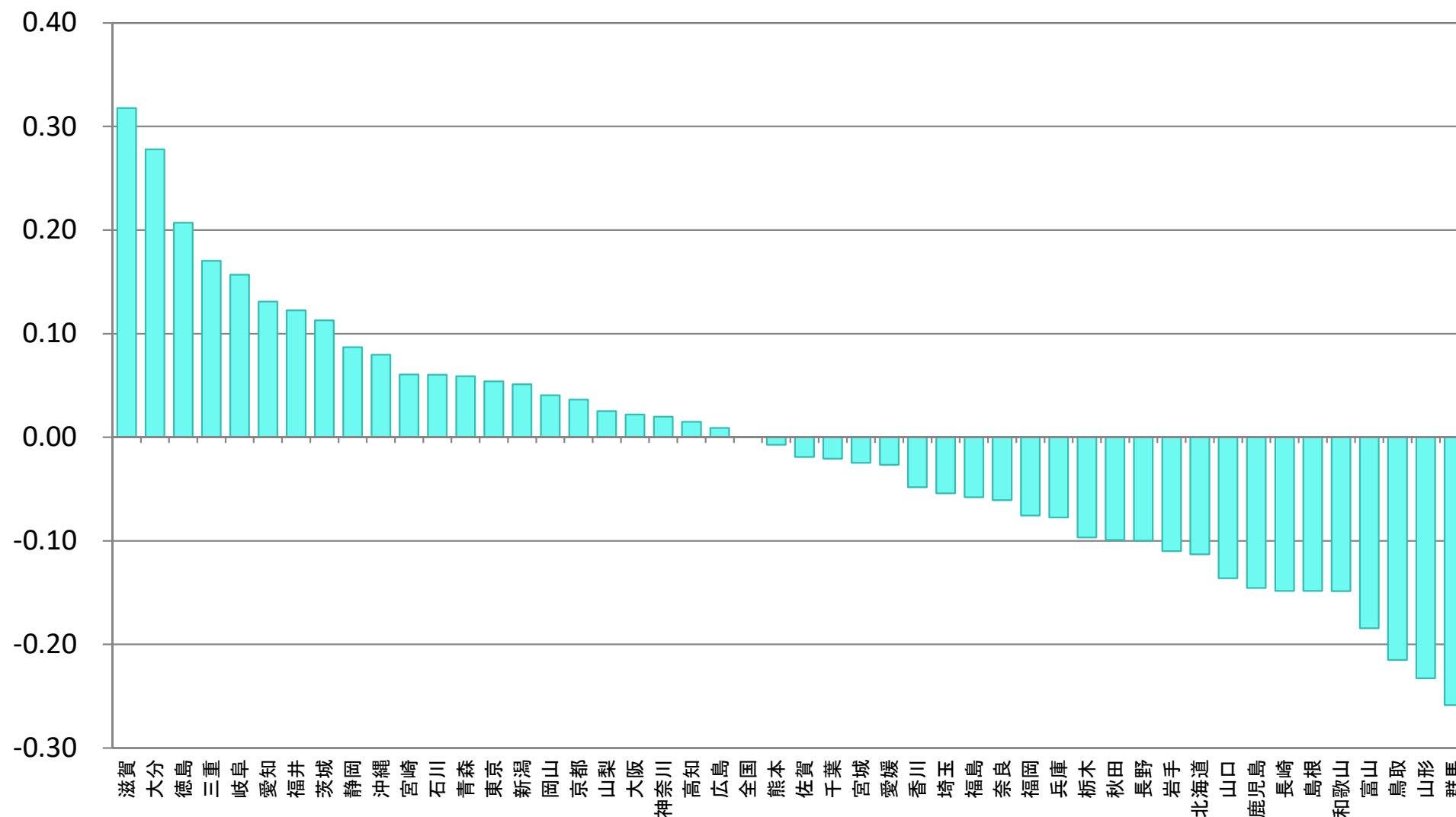


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりマクロライドの 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



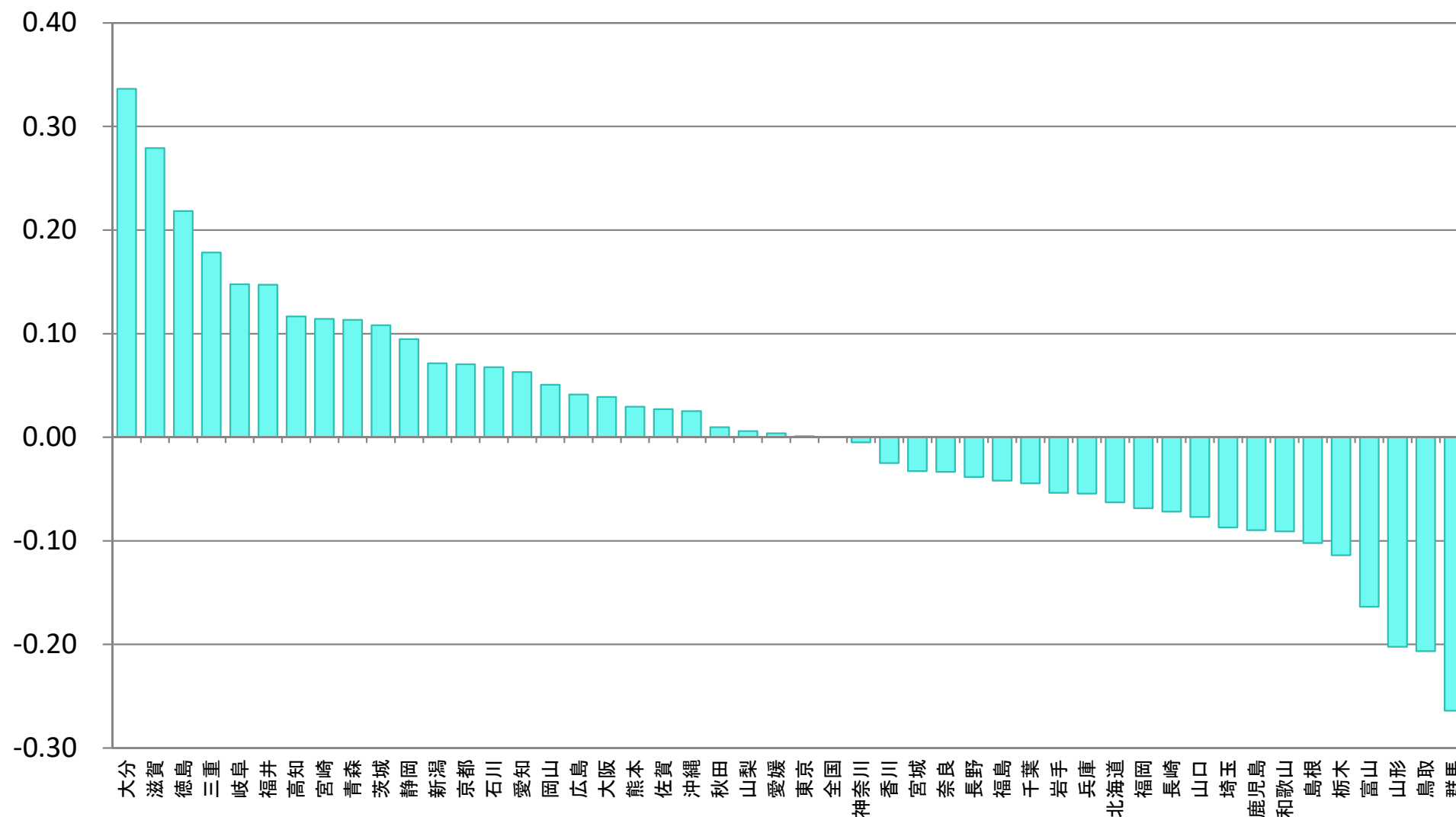
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりマクロライドの 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

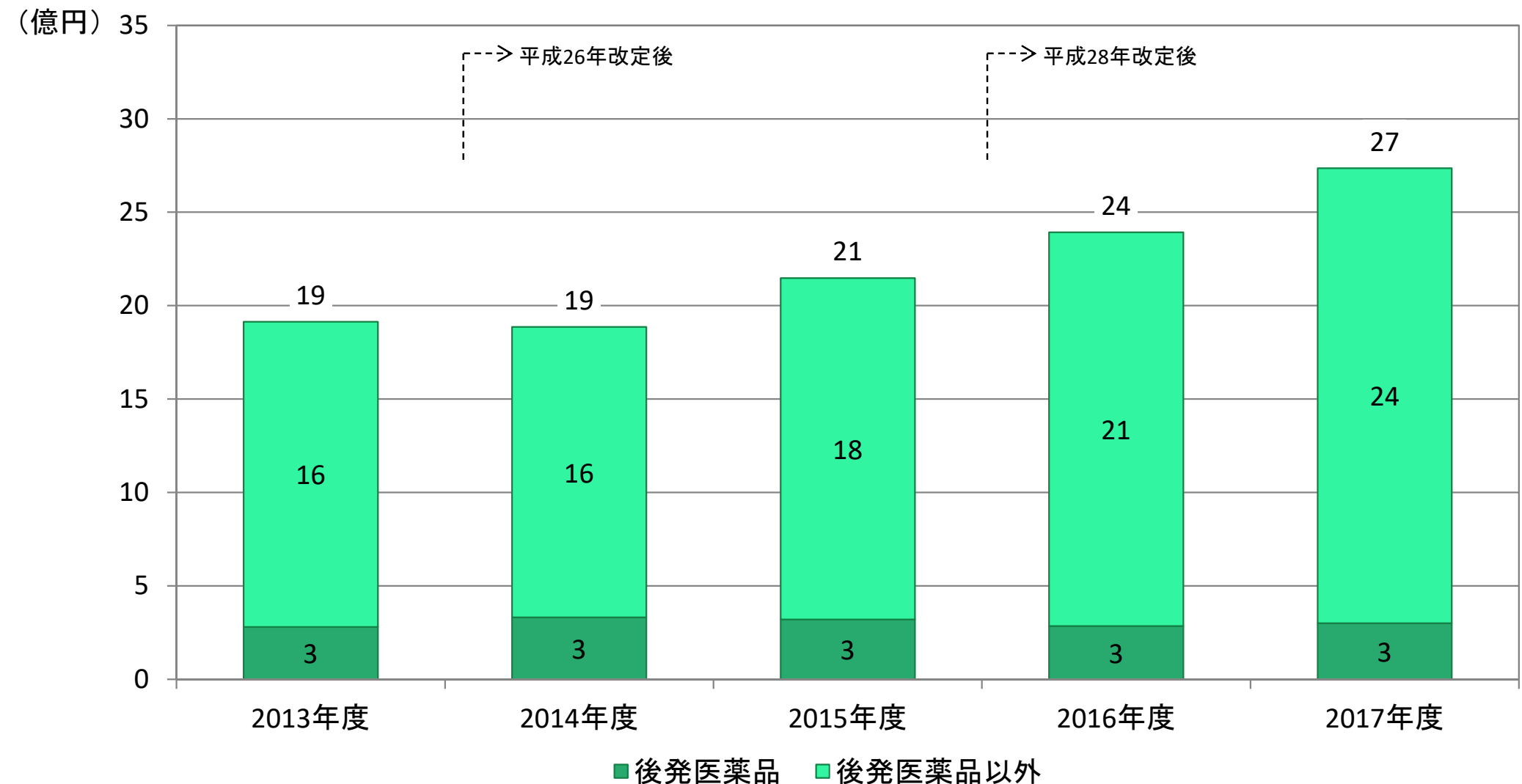
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

リンコマイシンの薬剤料の推移

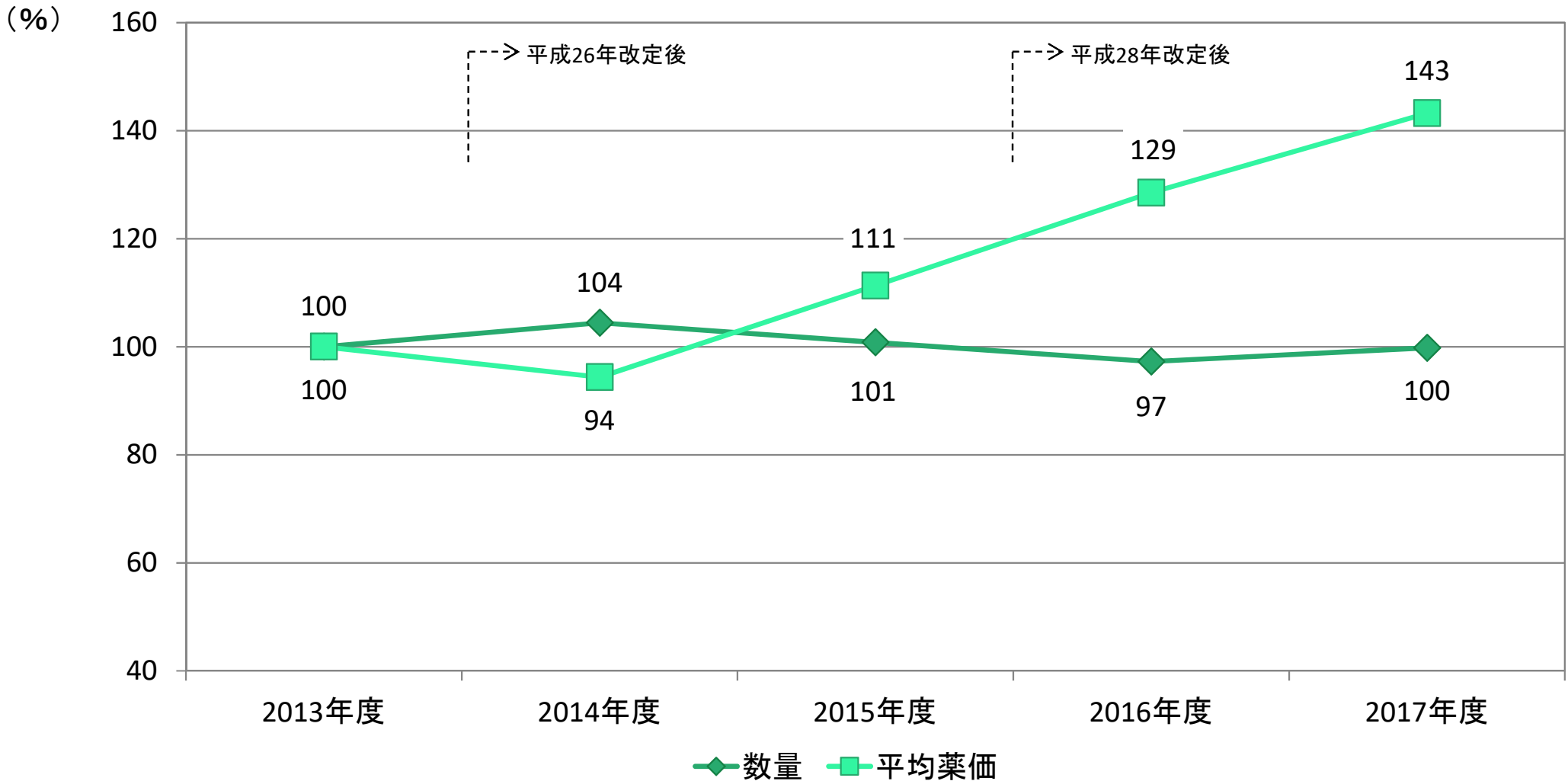
○ 2013年度以降のリンコマイシンの薬剤料の推移を見ると、後発医薬品はおおむね一定であり、全体としては増加傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

リンコマイシンの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のリンコマイシンの数量と平均薬価の推移を見ると、数量はおおむね横ばいであり、平均薬価は2014年度以降は上昇傾向にある。



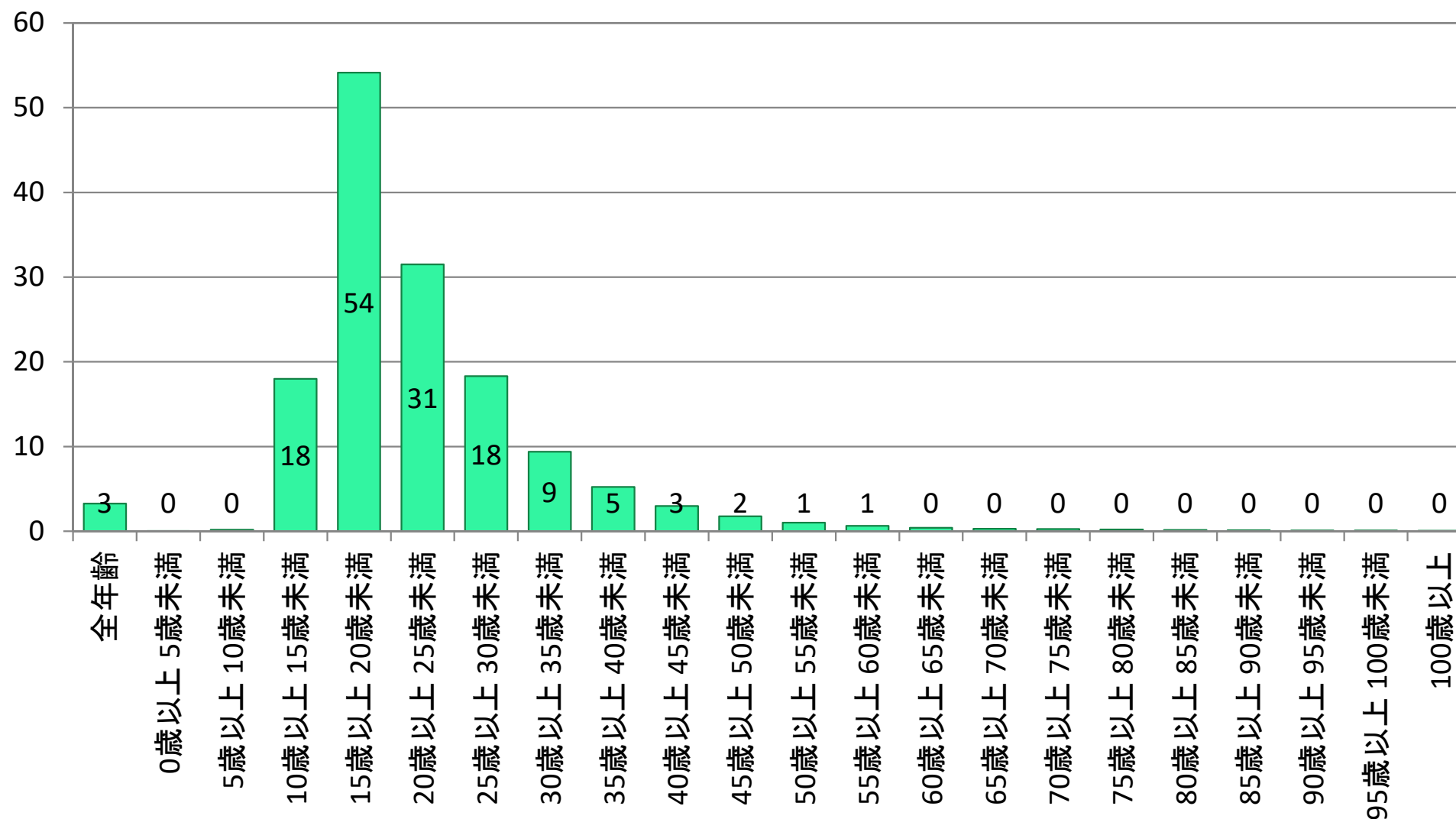
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たりリンコマイシンの薬剤料（2017年度）

(円)



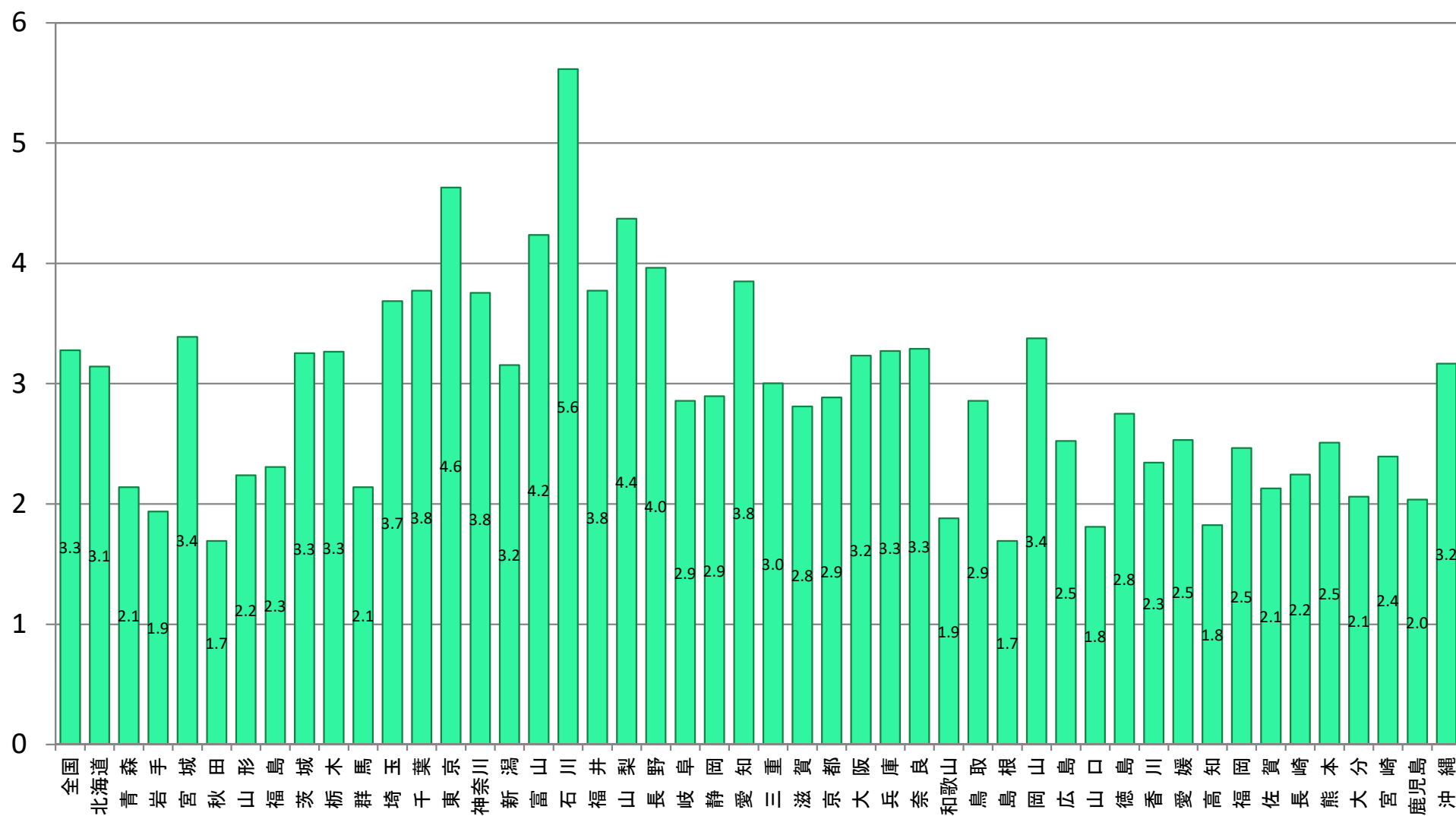
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋１枚当たりリンコマイシンの薬剤料（2017年度）

(円)

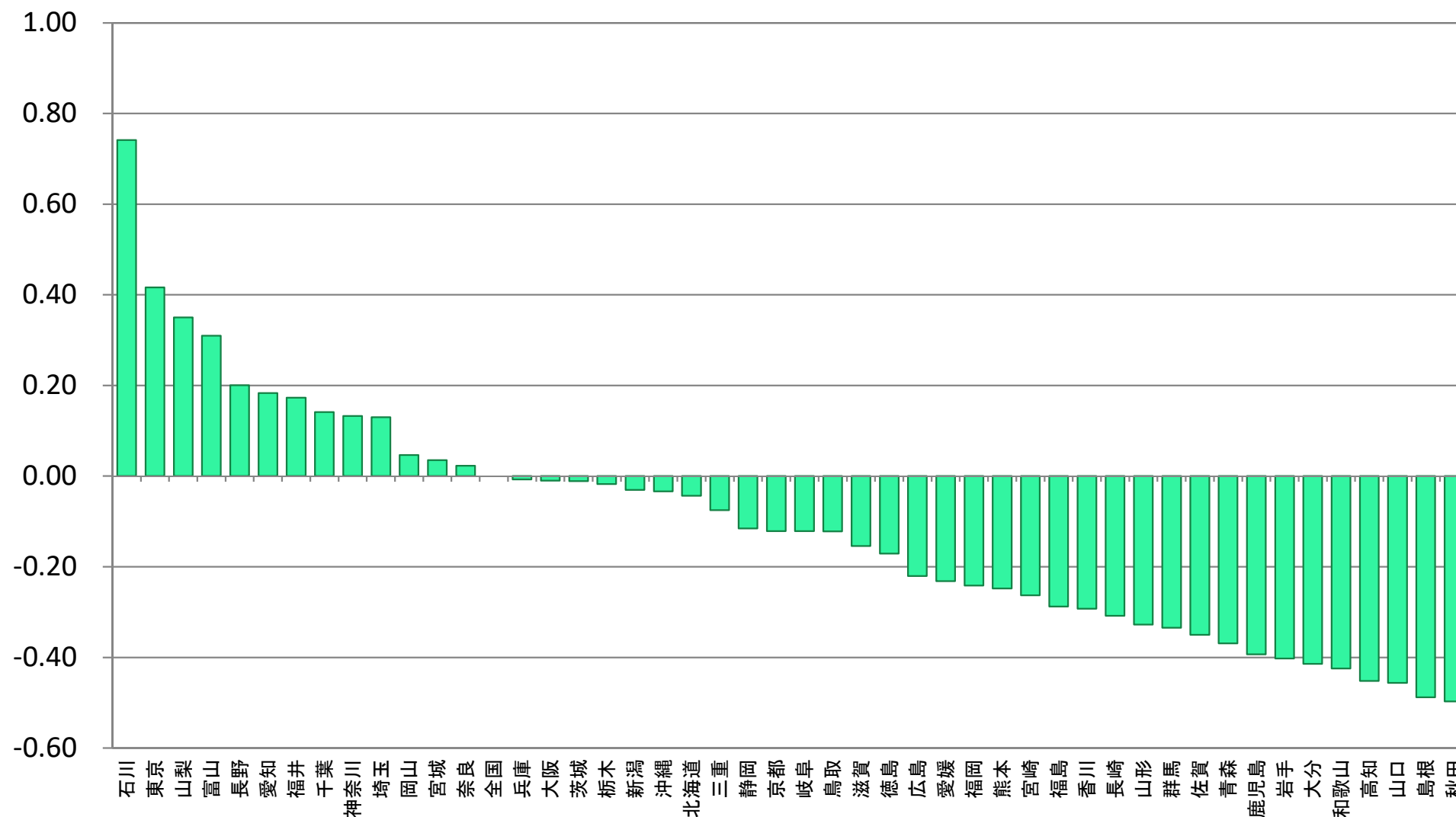


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりリンコマイシンの 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



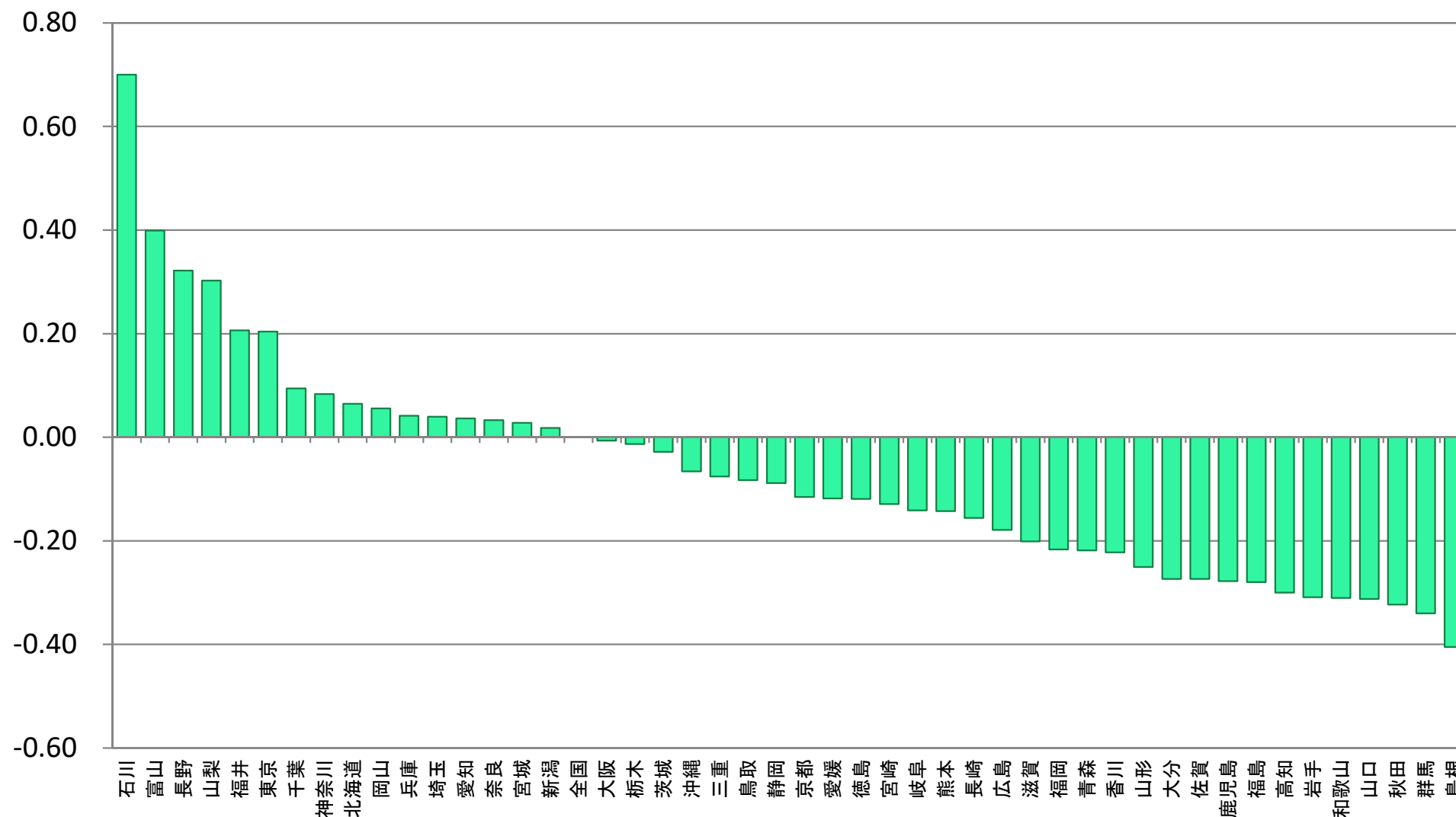
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりリンコマイシンの 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

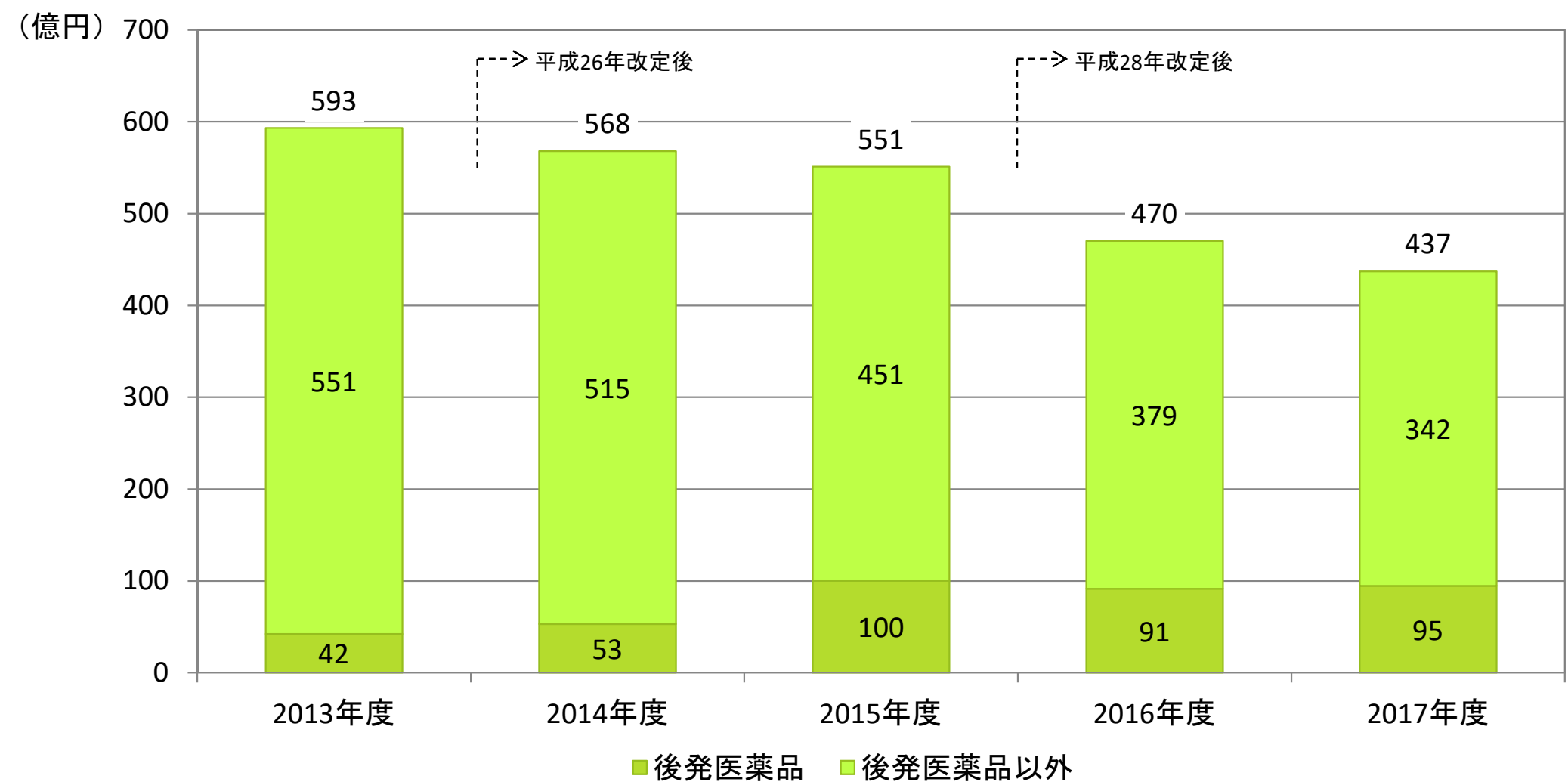
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

キノロンの薬剤料の推移

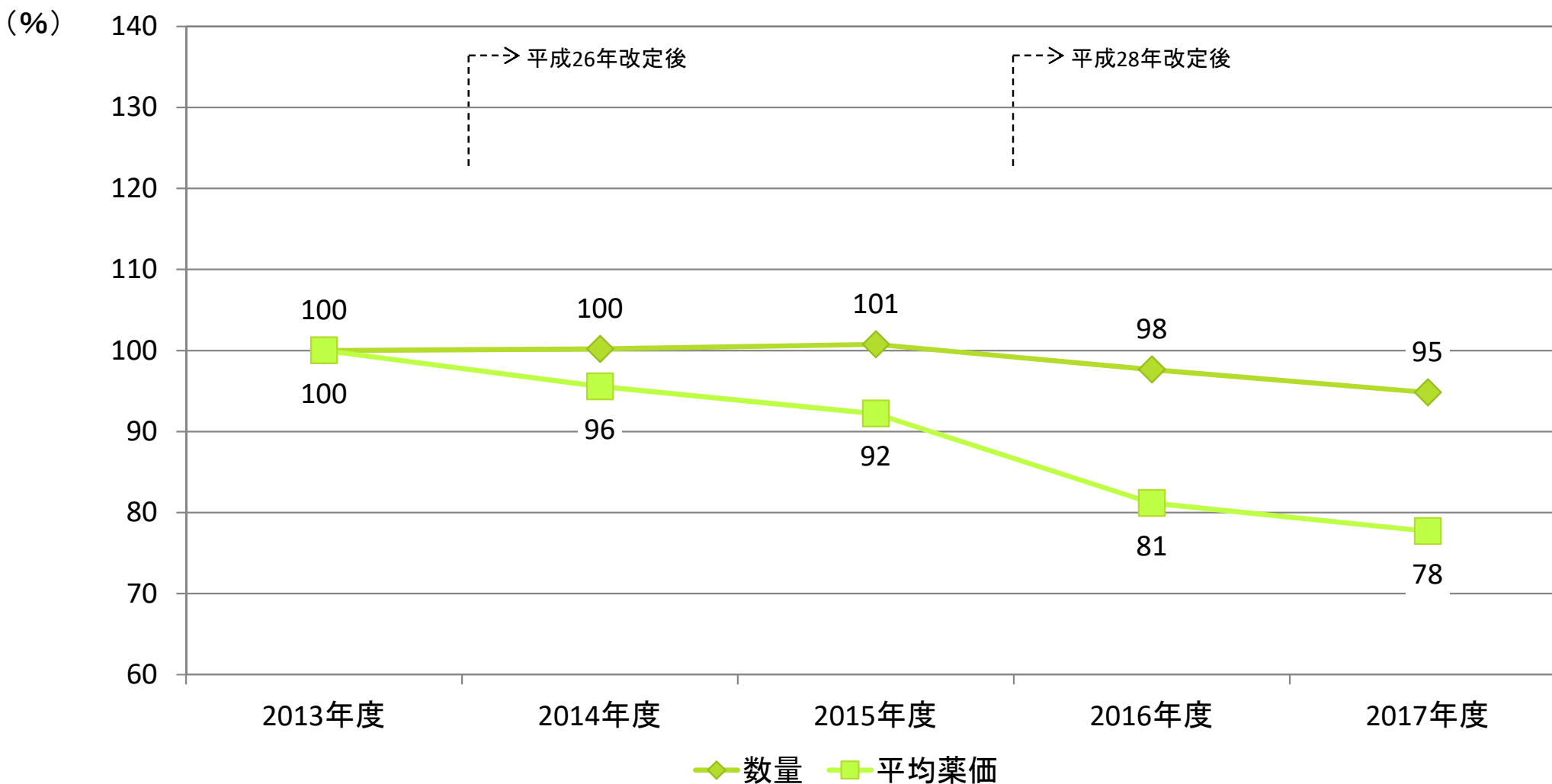
○ 2013年度以降のキノロンの薬剤料の推移を見ると、後発医薬品は増加傾向から横ばい、全体としては減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

キノロンの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のキノロンの数量と平均薬価の推移を見ると、数量は横ばいから低下傾向、平均薬価は低下傾向にある。



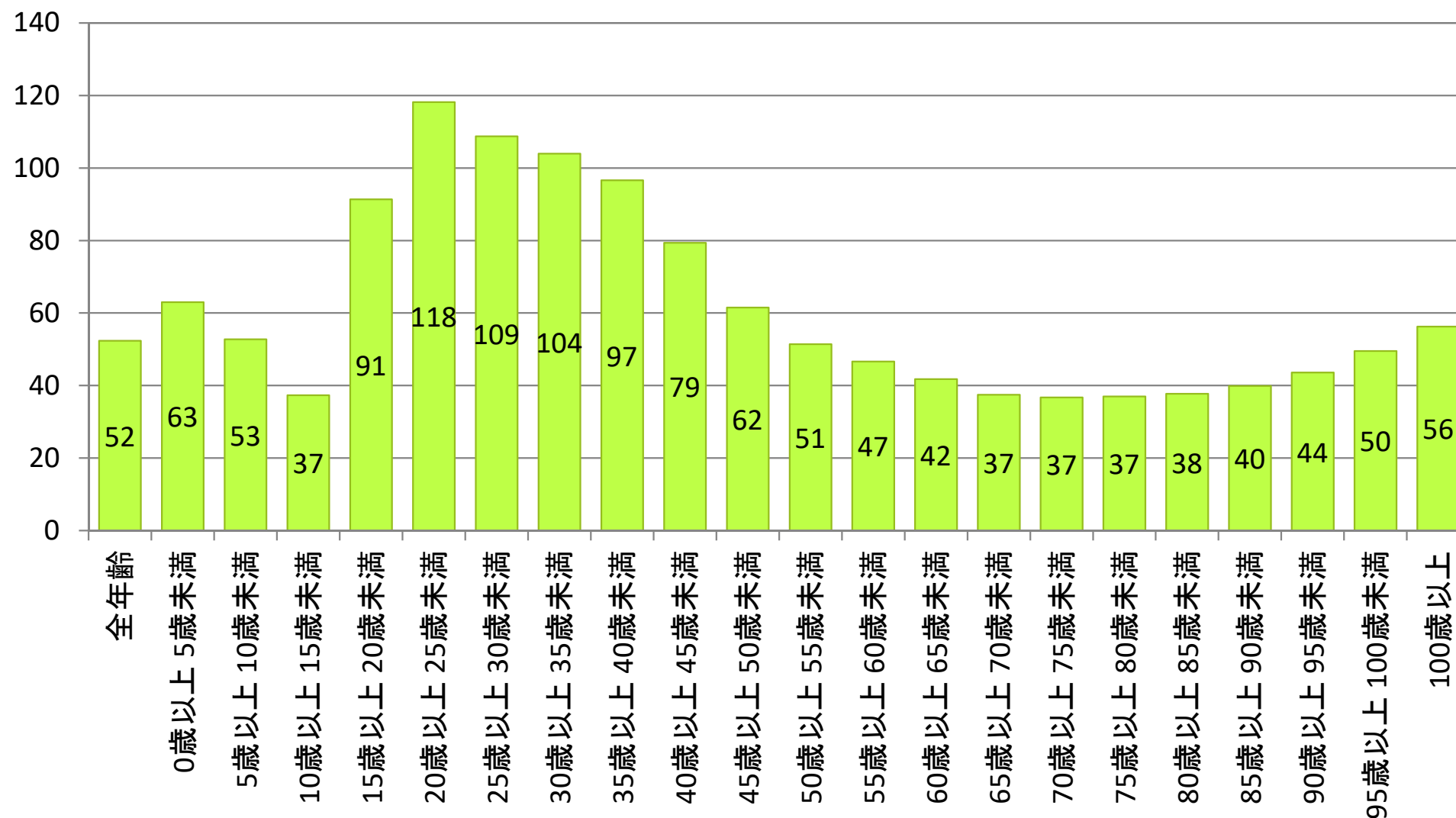
注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たりキノロンの薬剤料（2017年度）

(円)



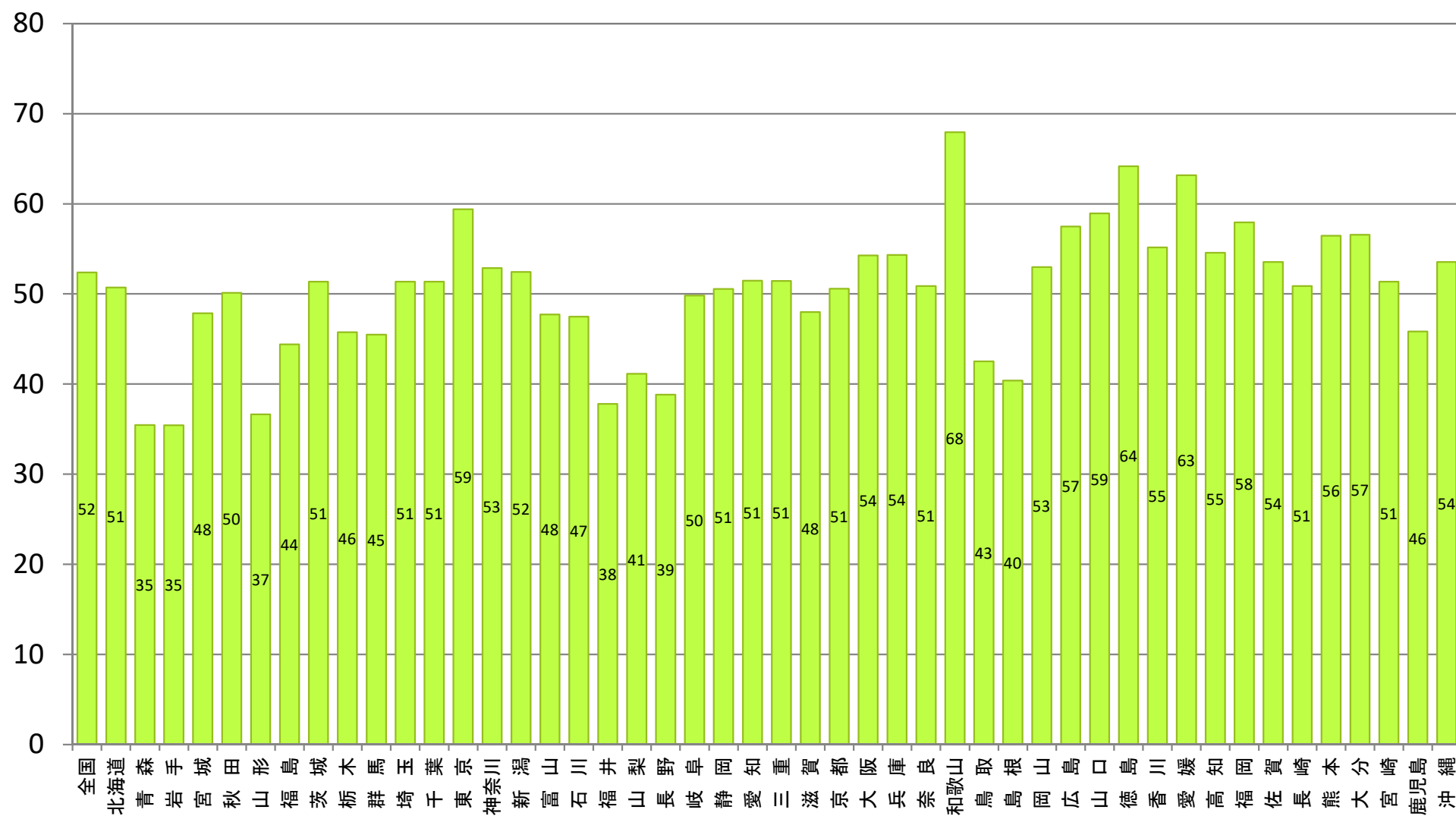
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりキノロンの薬剤料（2017年度）

(円)

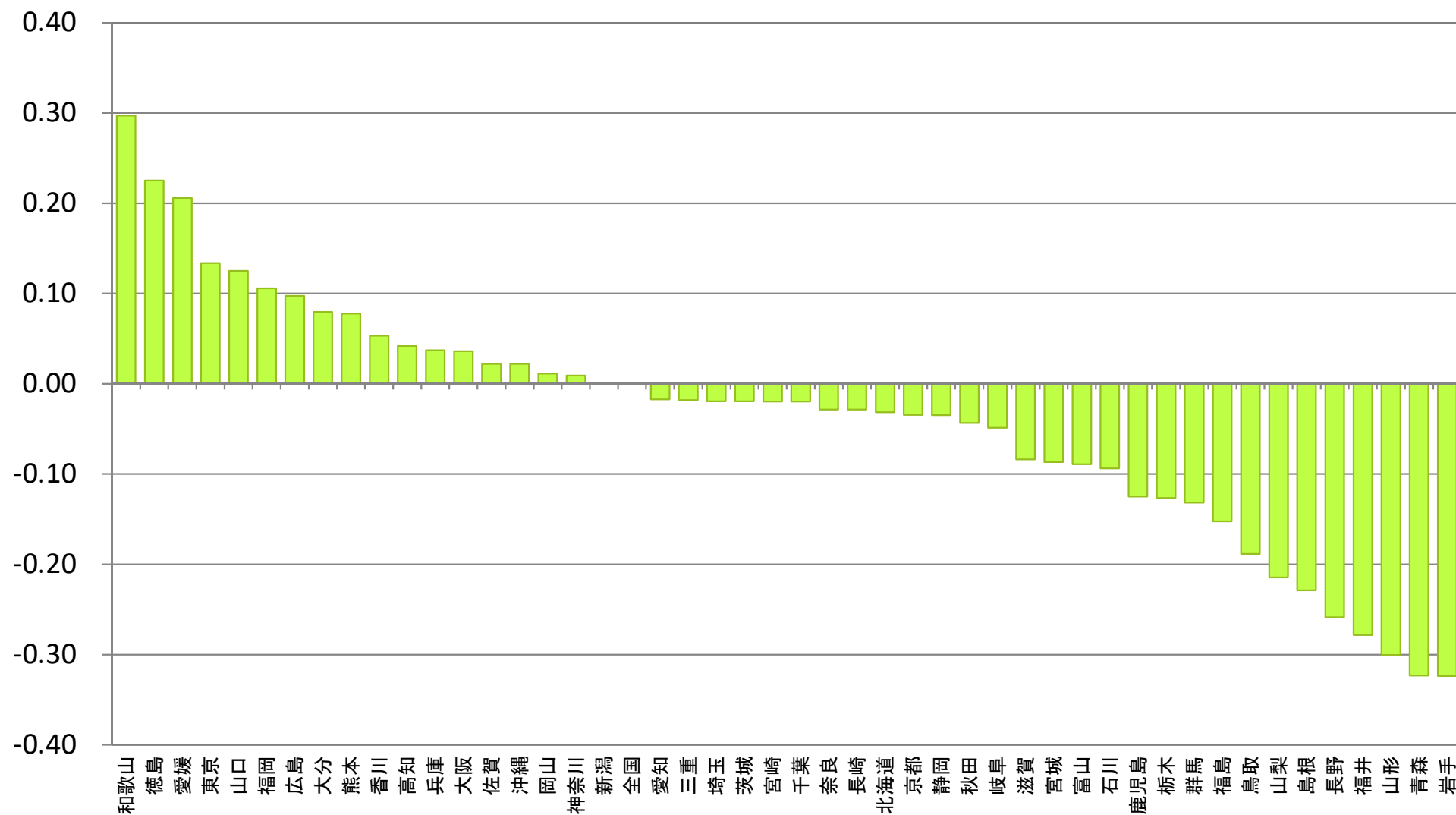


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりキノロンの 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



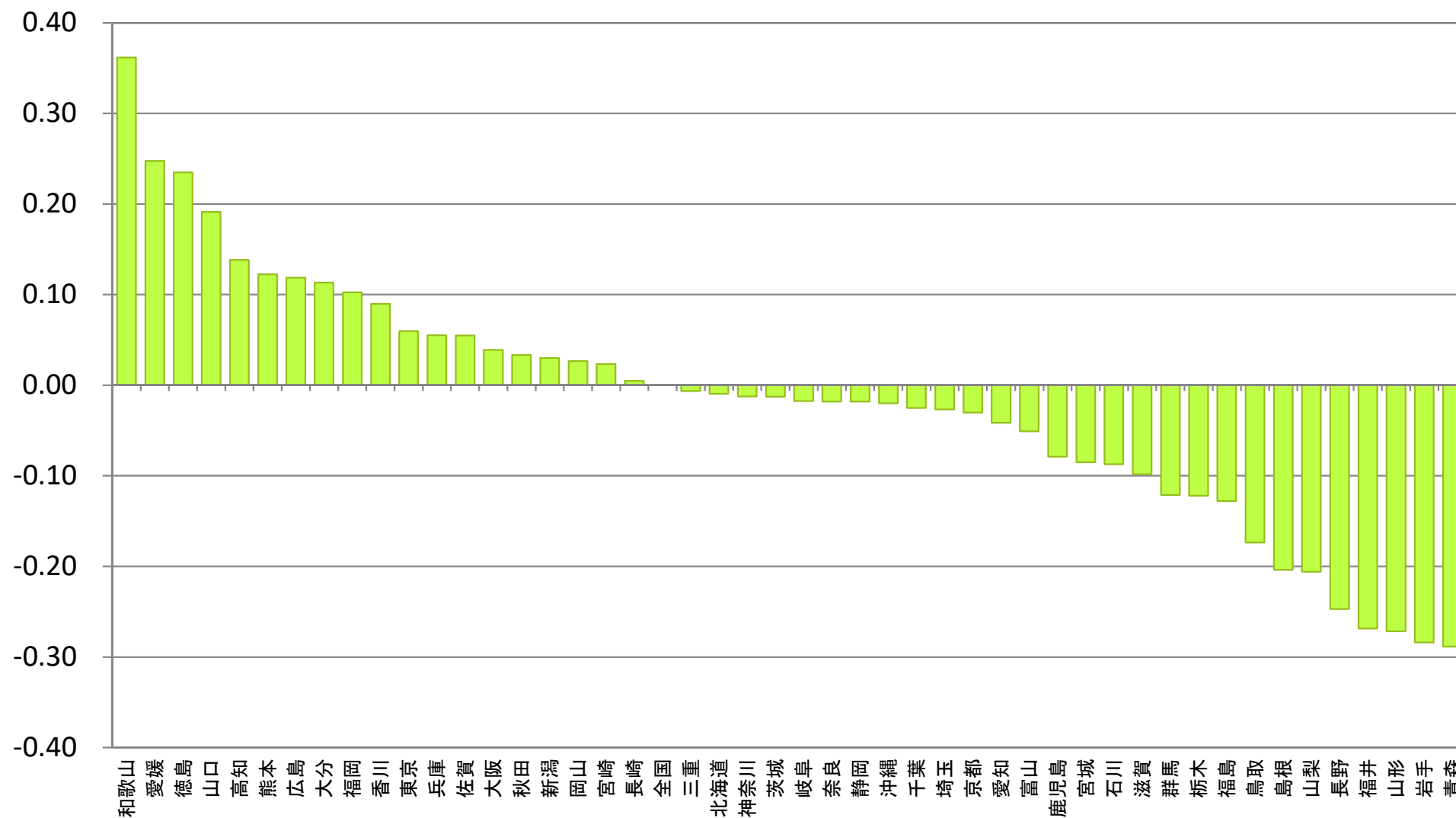
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりキノロンの 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

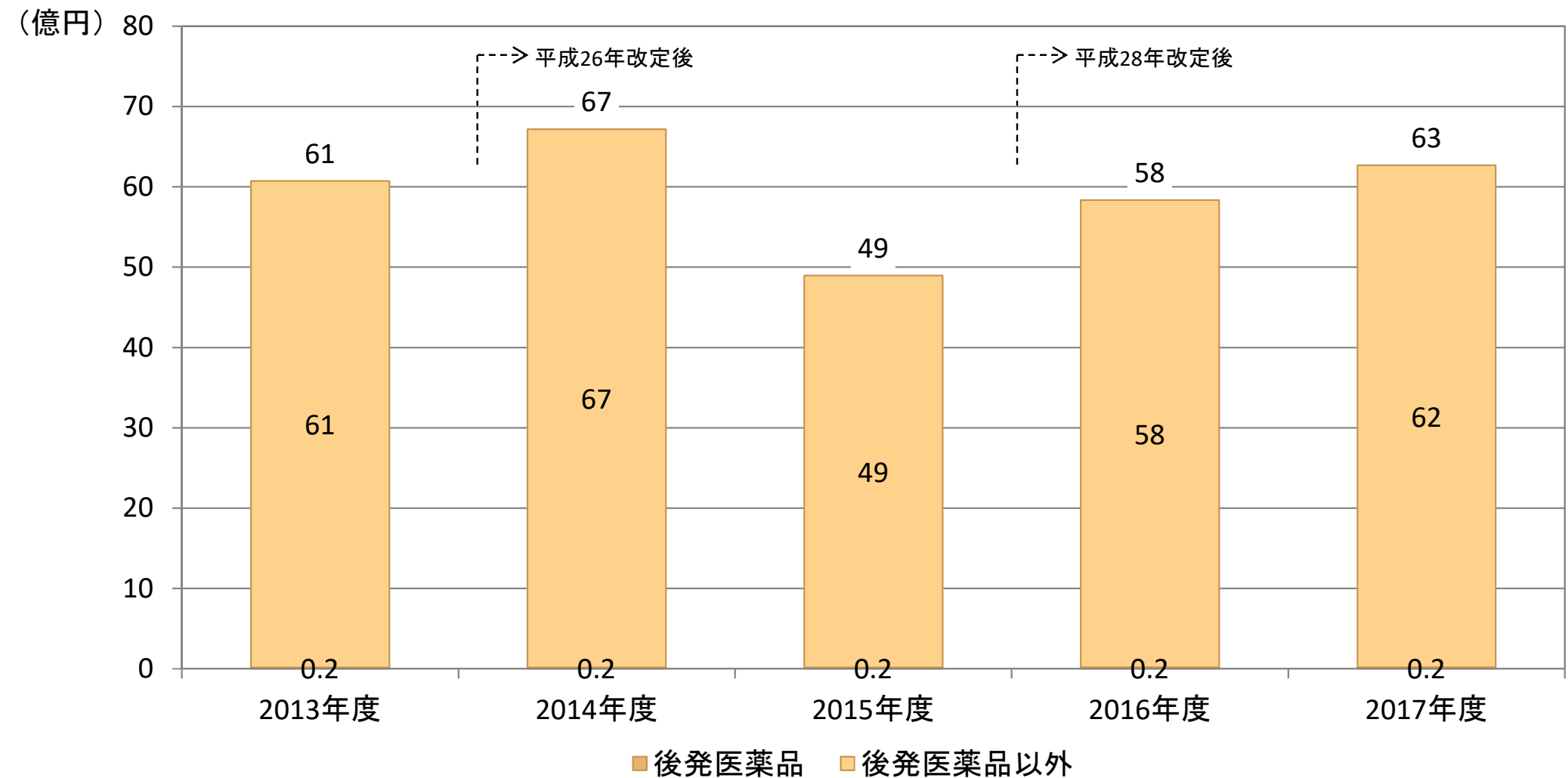
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」の年齢調整後の「(地域差指数)－1」を表示している。

抗菌薬配合剤の薬剤料の推移

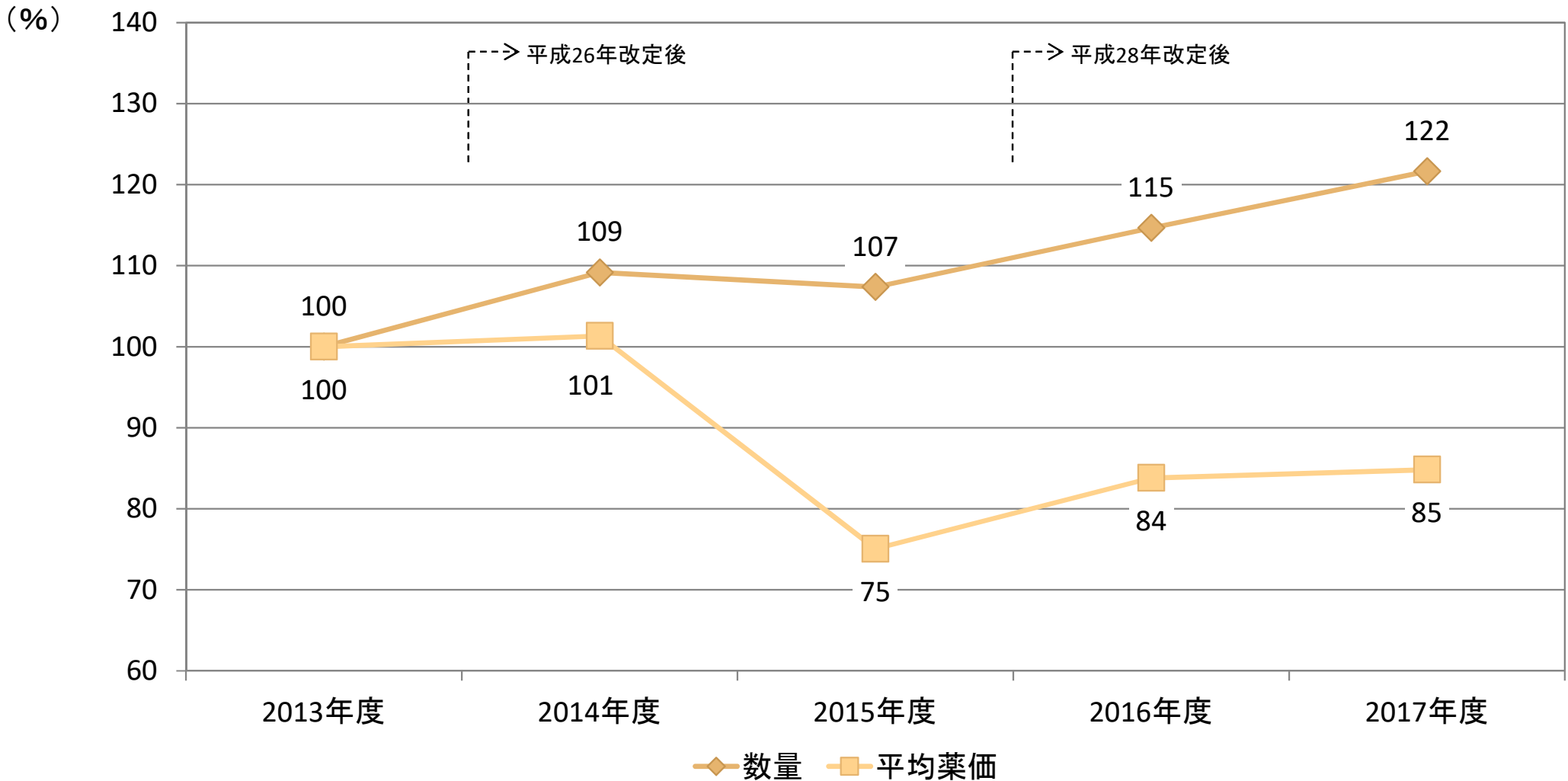
○ 2013年度以降の抗菌薬配合剤の薬剤料は、上下している。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

抗菌薬配合剤の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗菌薬配合剤の数量と平均薬価の推移を見ると、数量はおおむね上昇傾向、平均薬価は上下している。



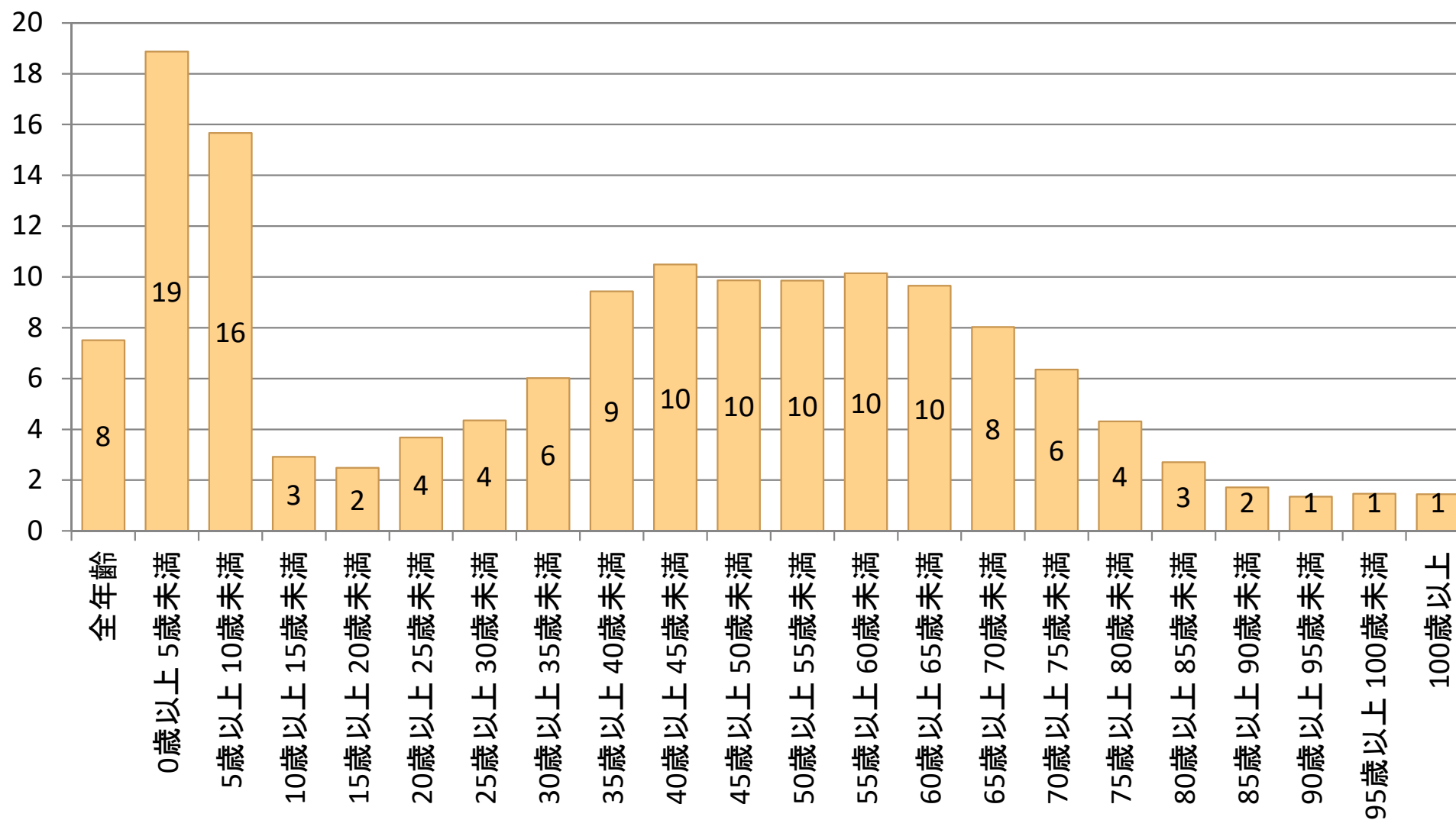
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たり抗菌薬配合剤の薬剤料（2017年度）

（円）



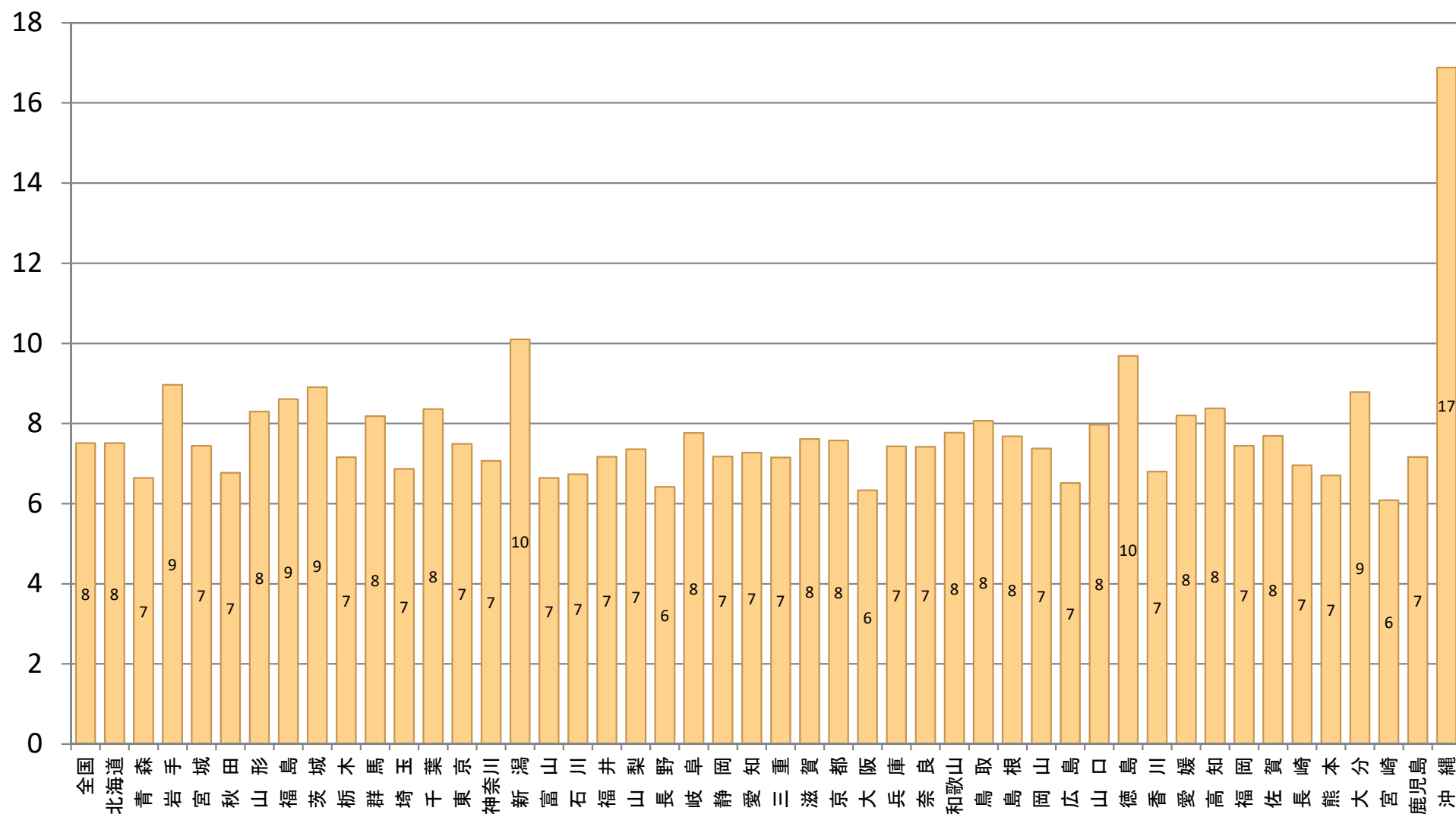
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗菌薬配合剤の薬剤料（2017年度）

（円）

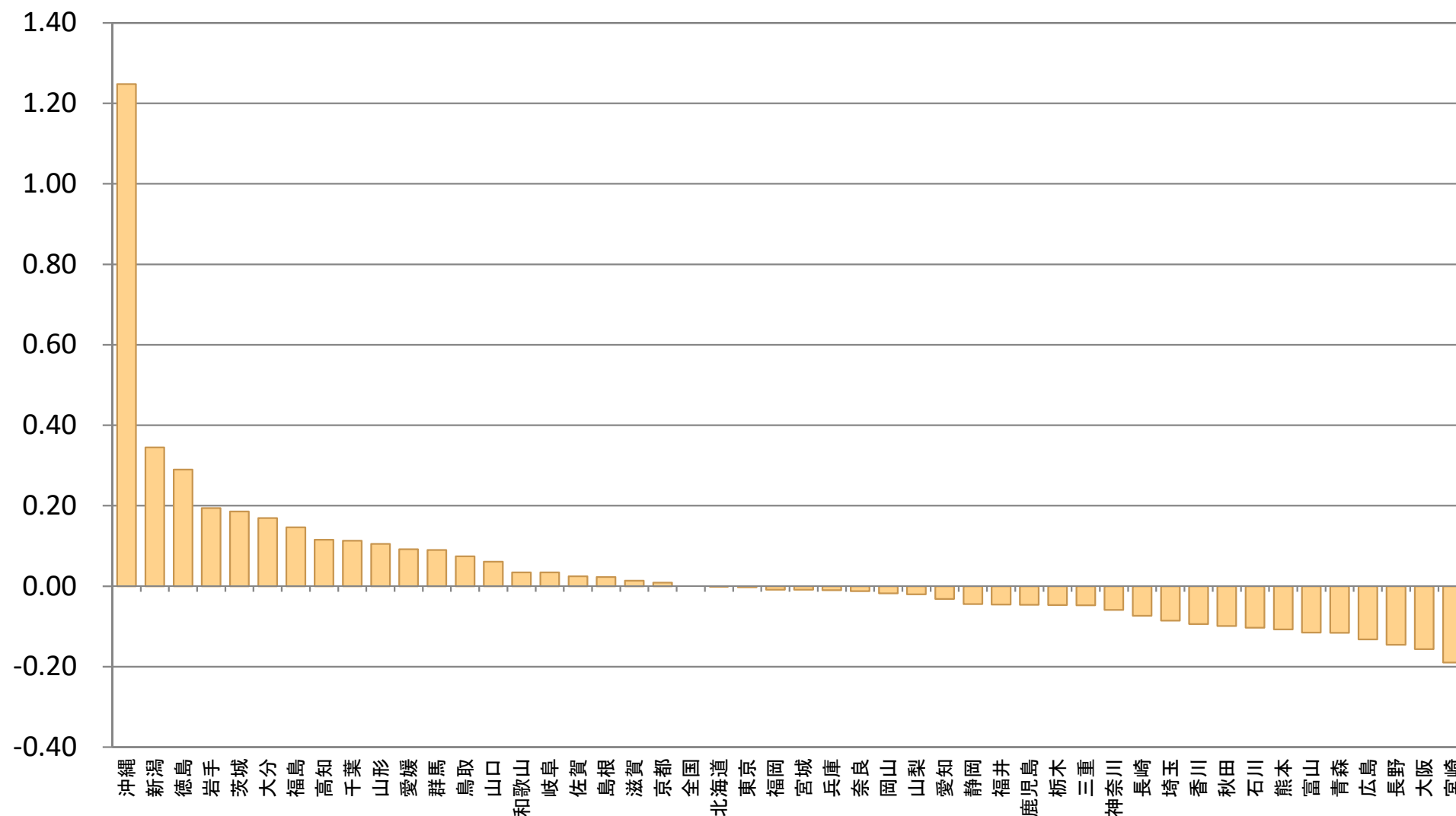


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗菌薬配合剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



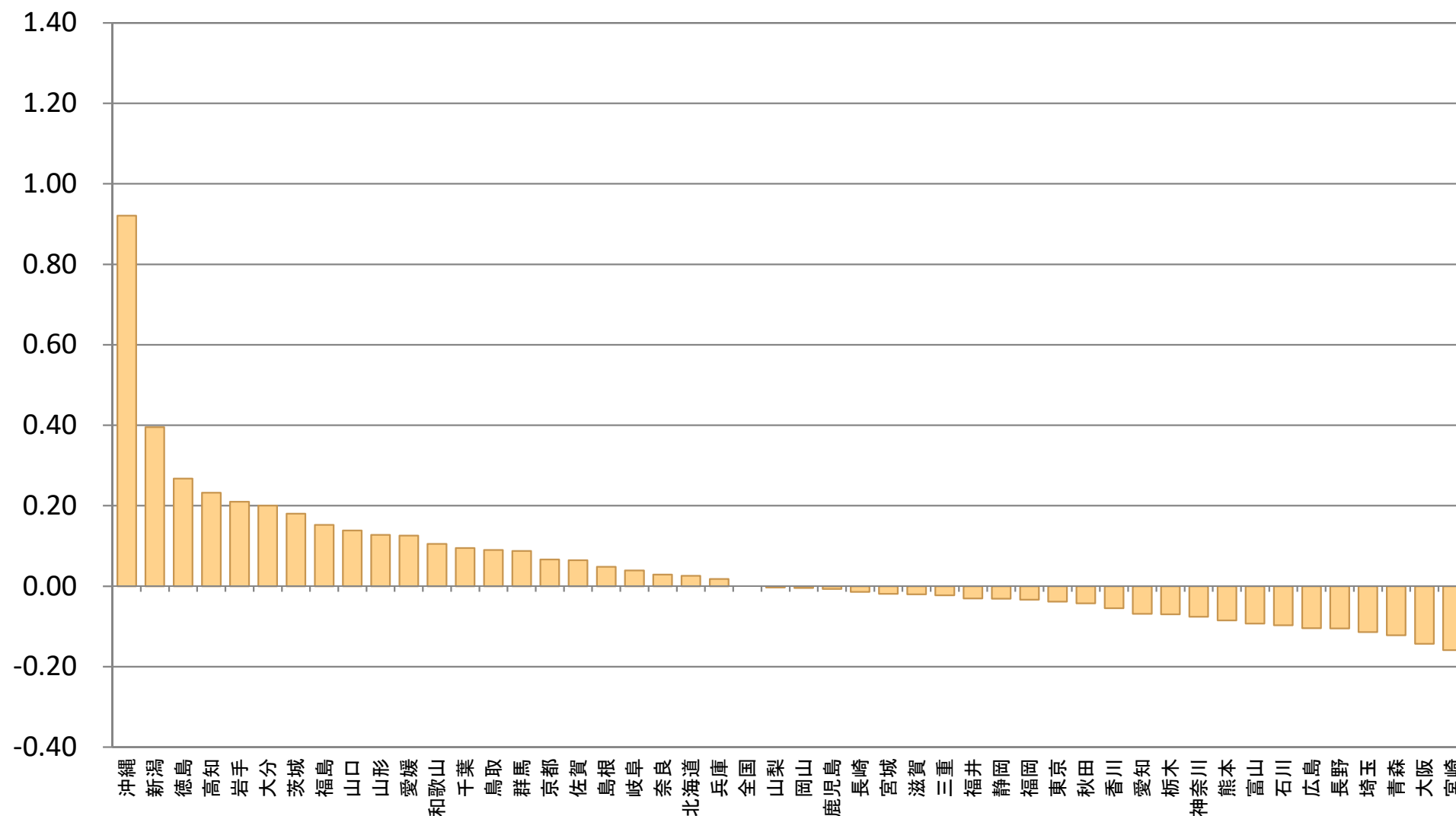
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり抗菌薬配合剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

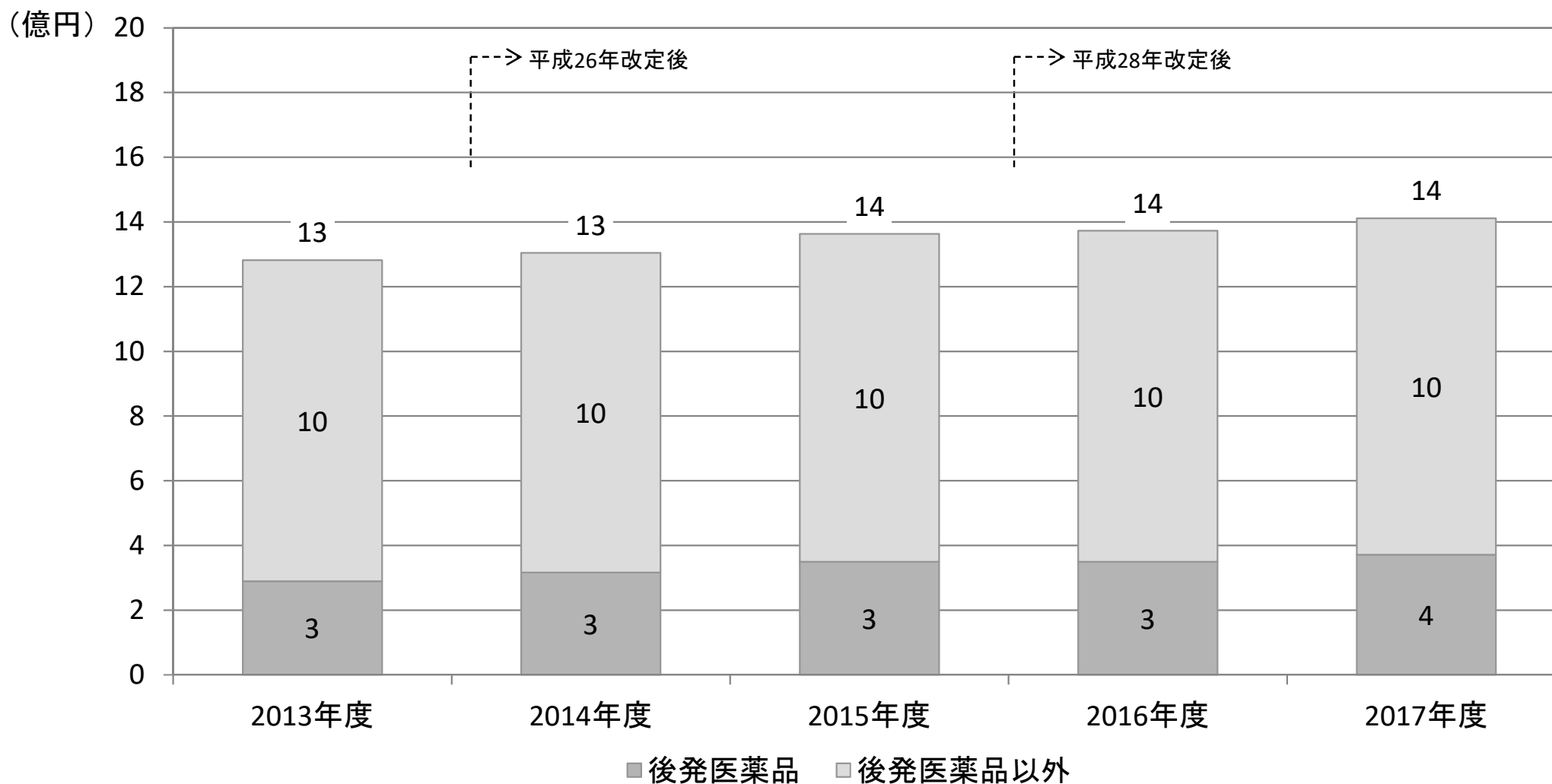
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

抗結核薬の薬剤料の推移

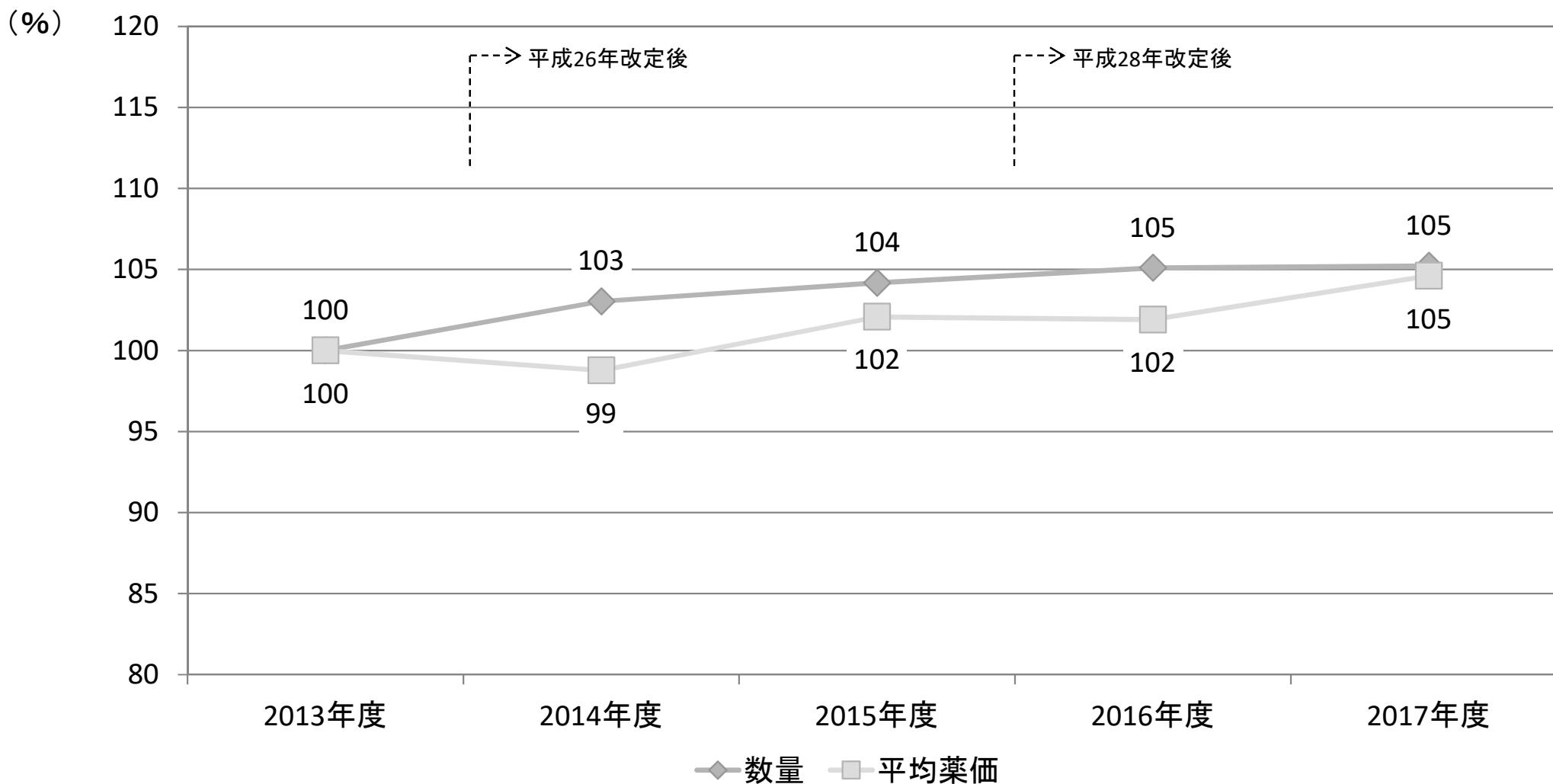
○ 2013年度以降の抗結核薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品・後発医薬品以外の医薬品ともに横ばいから増加傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

抗結核薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗結核薬の数量と平均薬価の推移を見ると、どちらもやや上昇傾向にある。



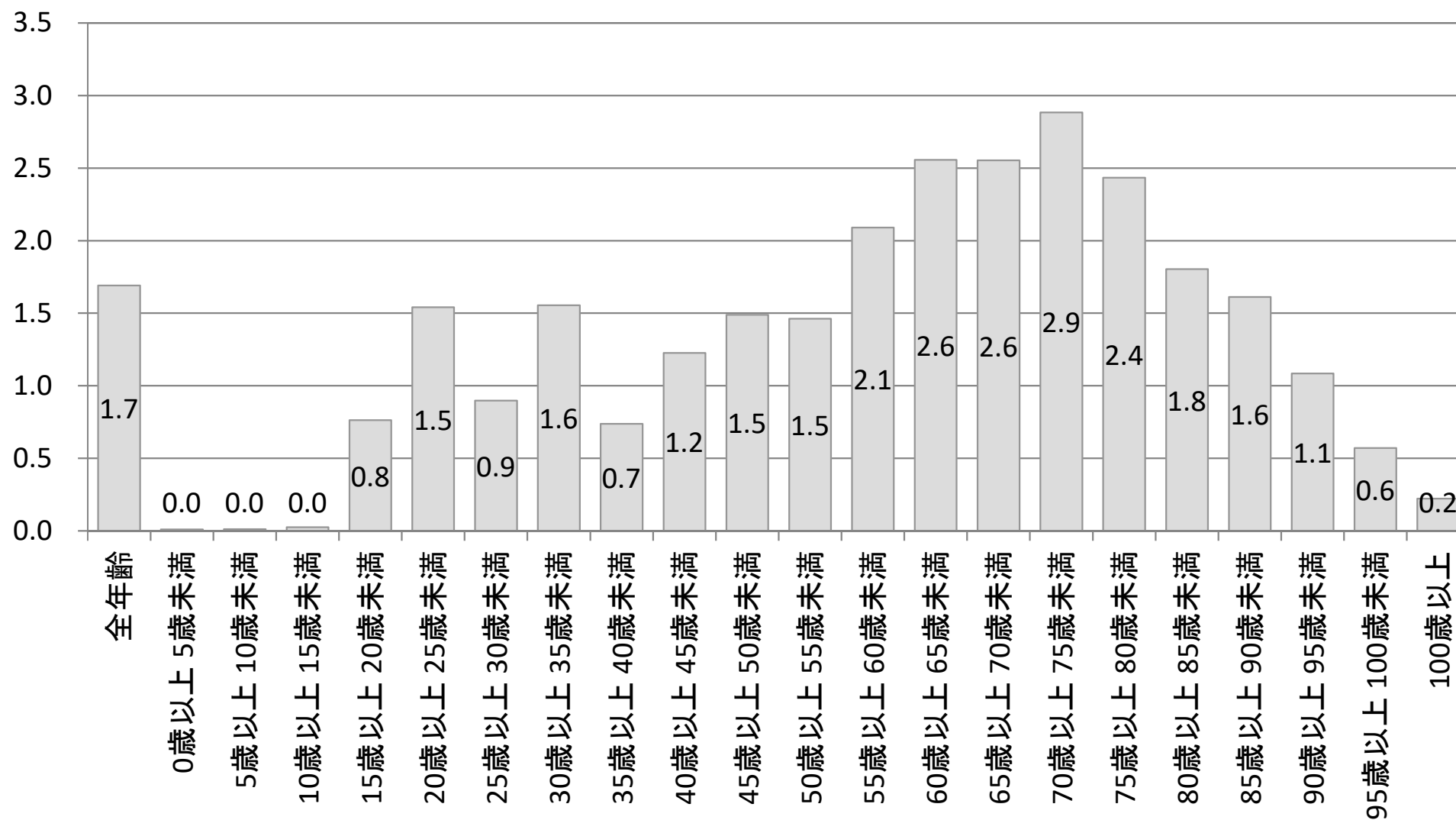
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たり抗結核薬の薬剤料（2017年度）

（円）



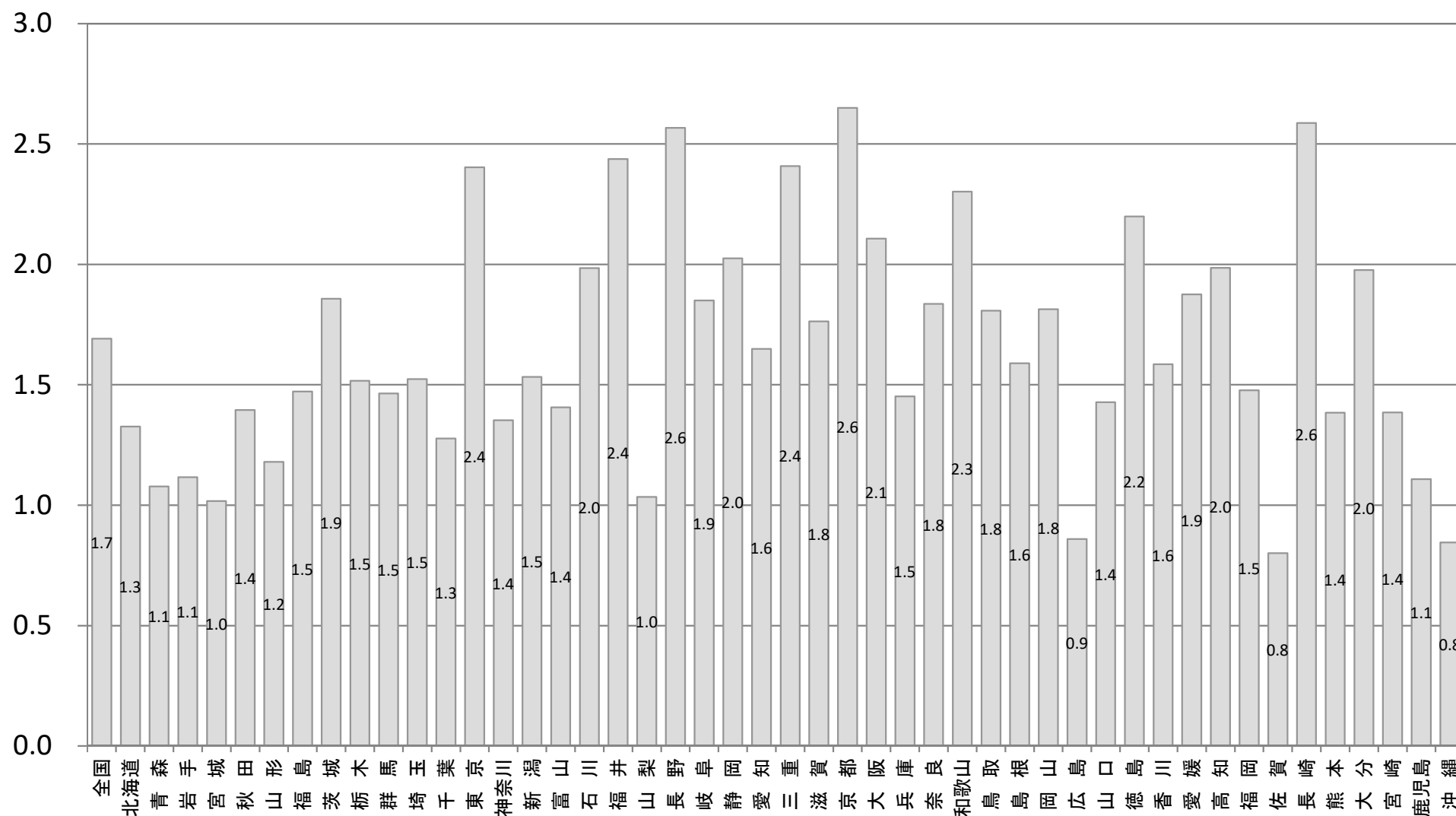
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり抗結核薬の薬剤料（2017年度）

(円)

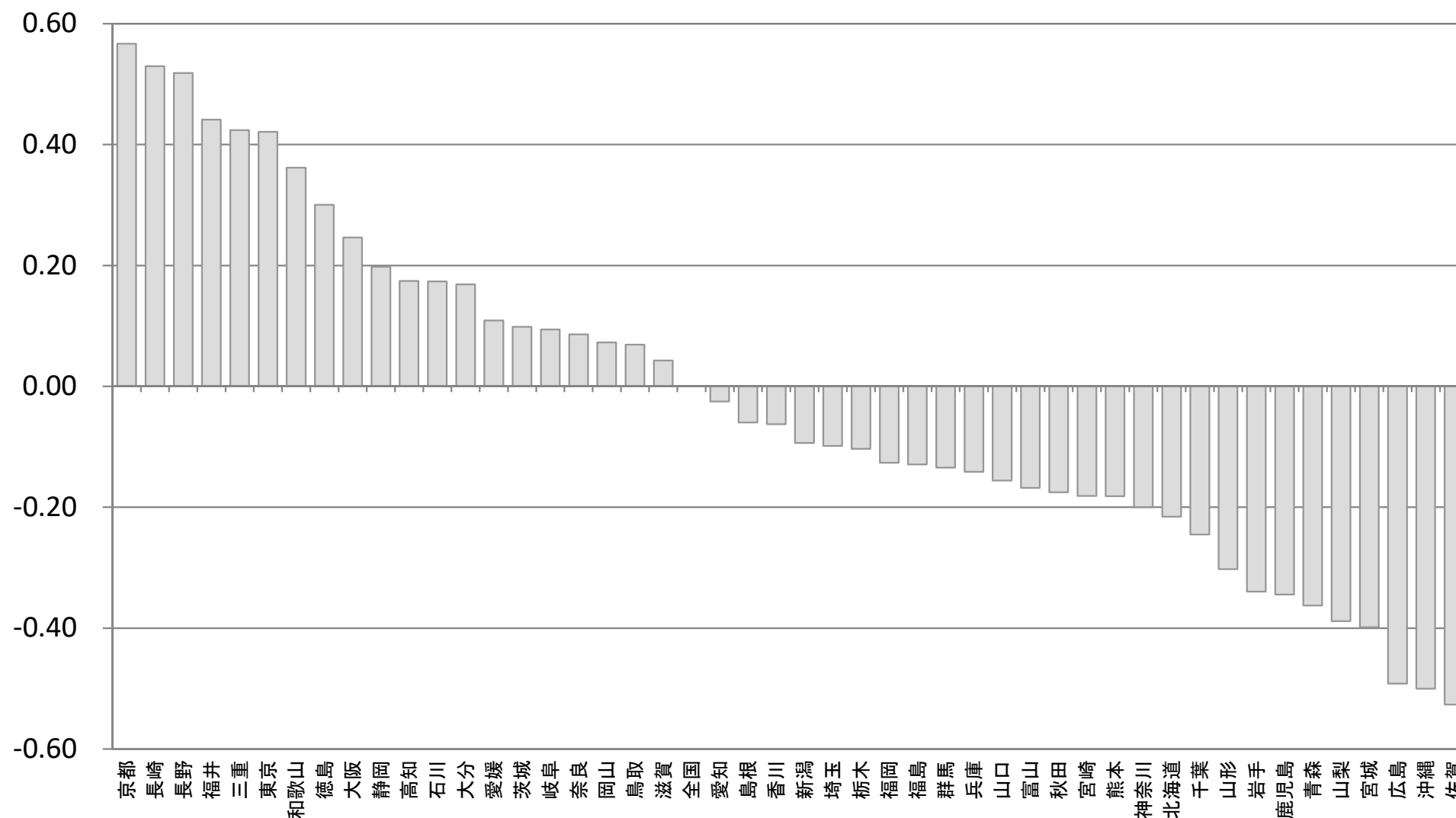


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗結核薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



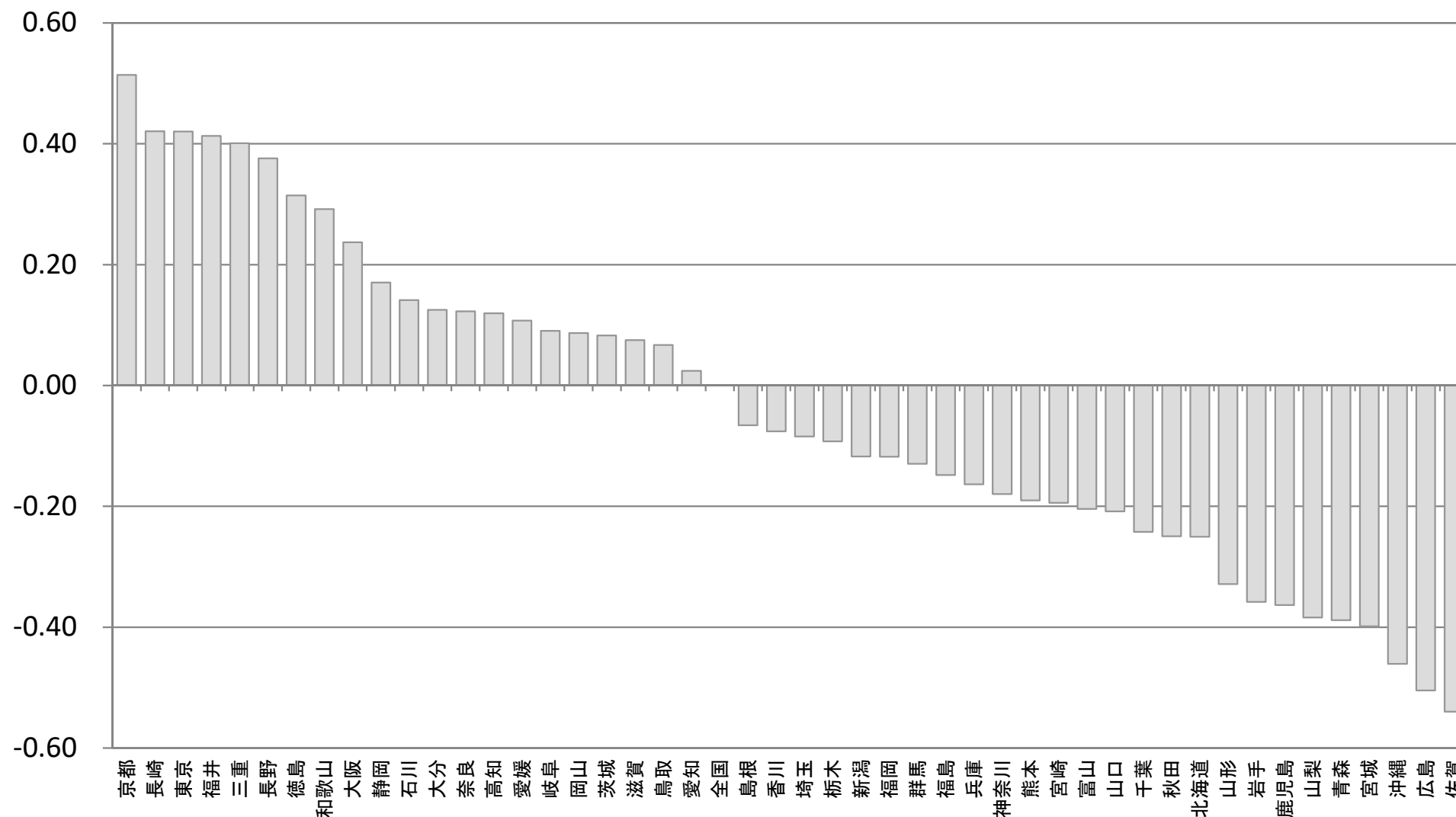
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり抗結核薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

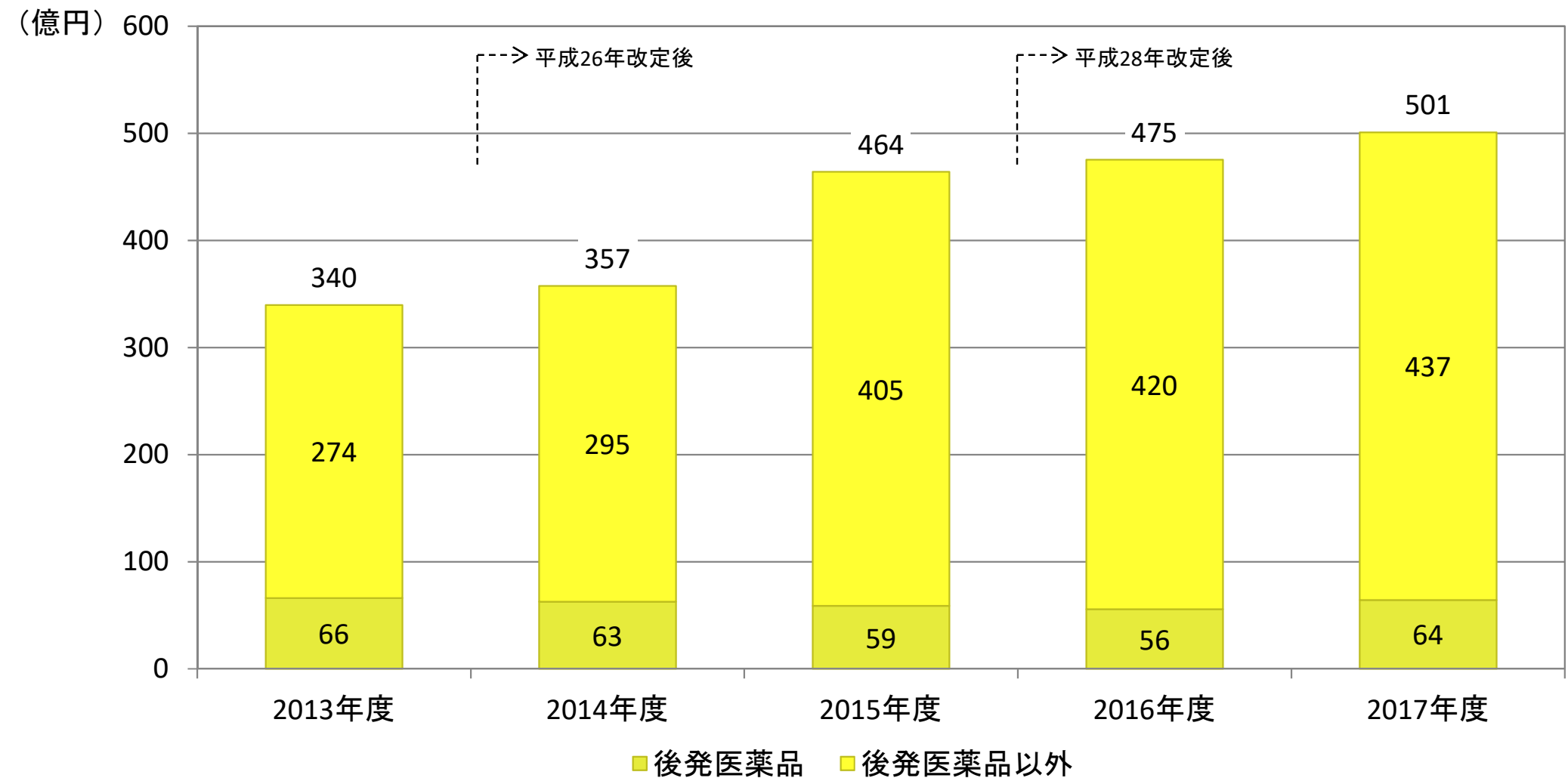
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

抗真菌薬の薬剤料の推移

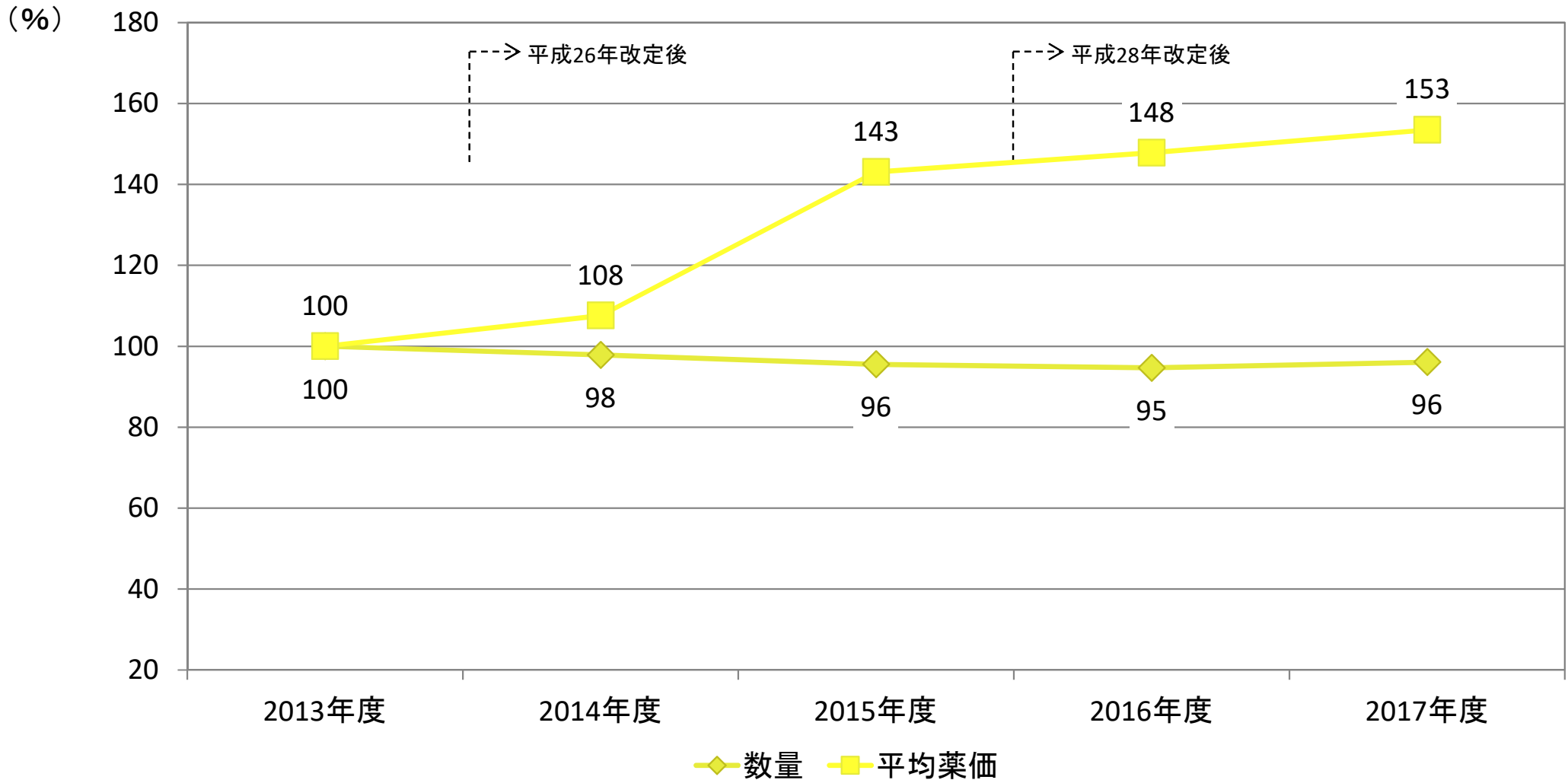
○ 2013年度以降の抗真菌薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品はおおむね一定であり、全体としては増加傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

抗真菌薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗真菌薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量はおおむね横ばい、平均薬価は上昇傾向にある。



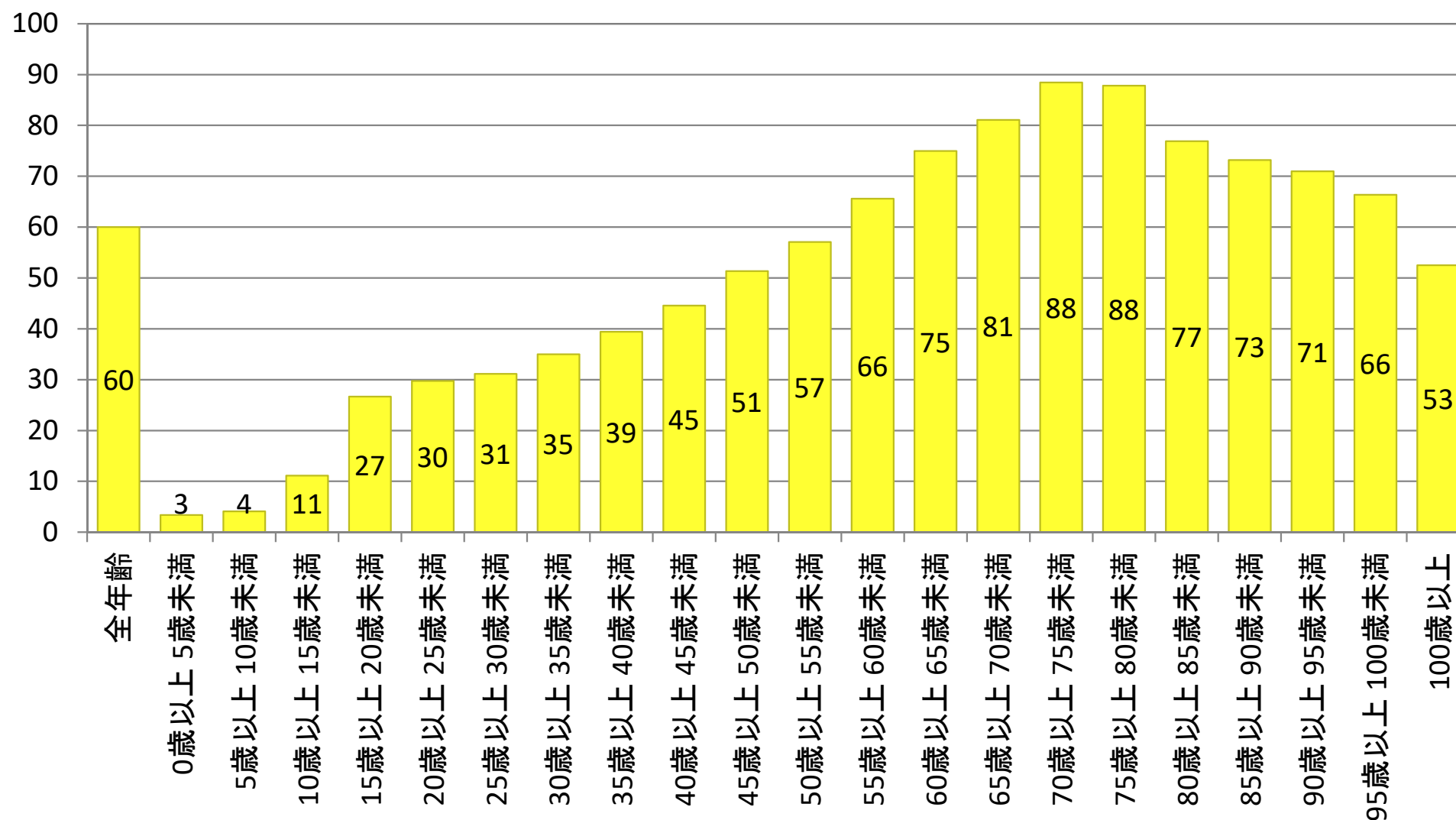
注1)「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2)「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たり抗真菌薬の薬剤料（2017年度）

（円）



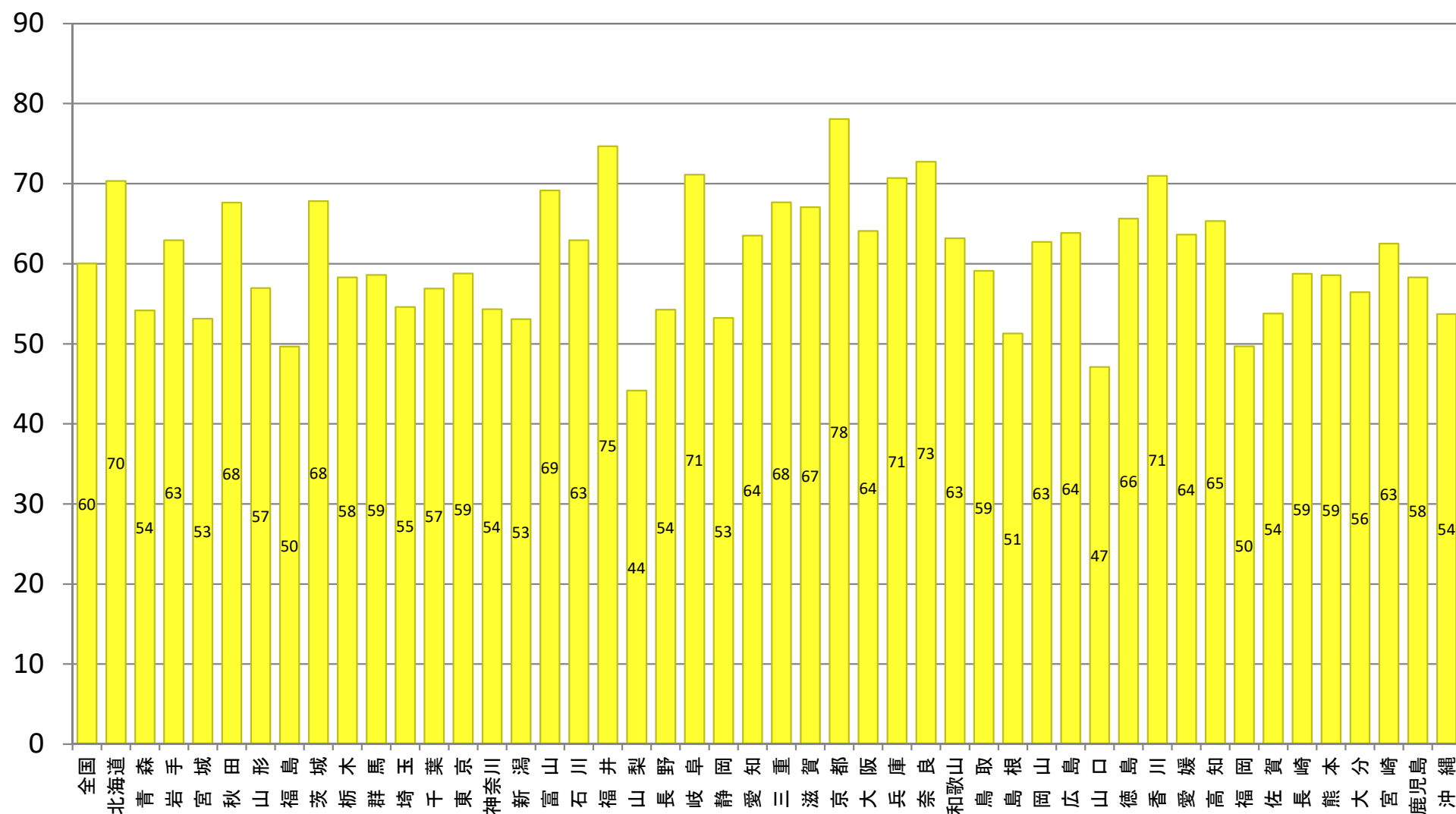
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗真菌薬の薬剤料（2017年度）

（円）

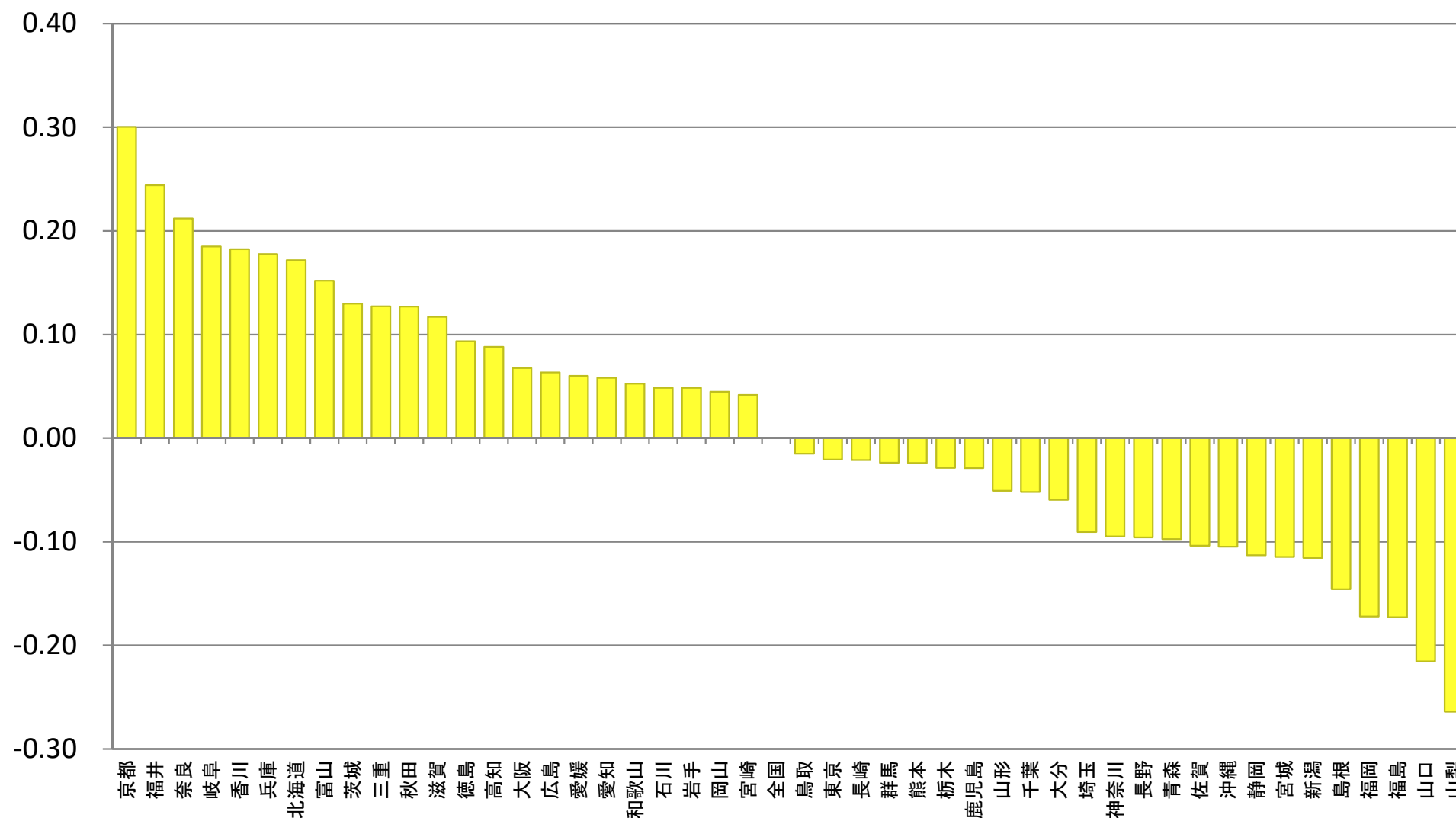


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗真菌薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



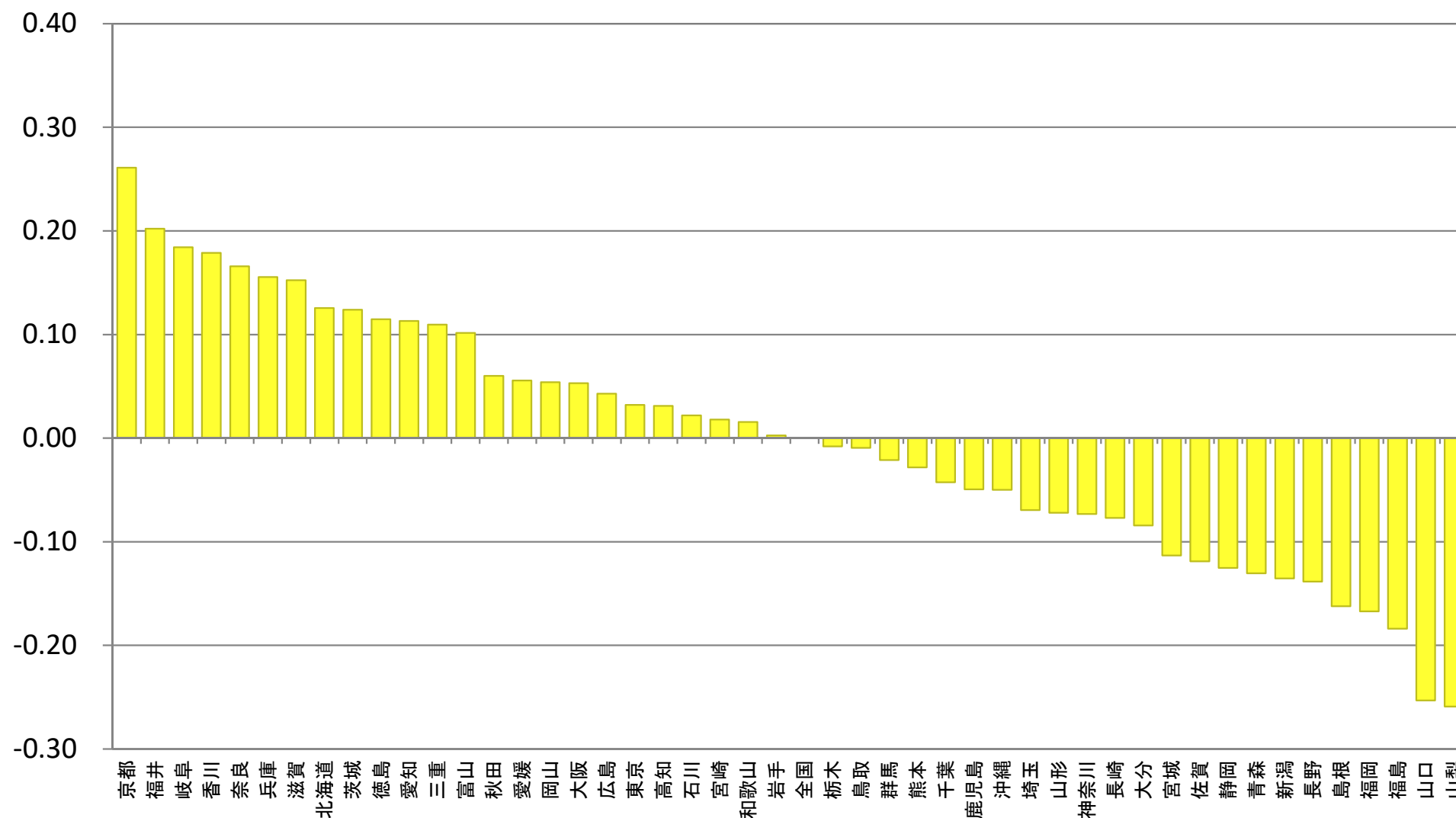
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合)－1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり抗真菌薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



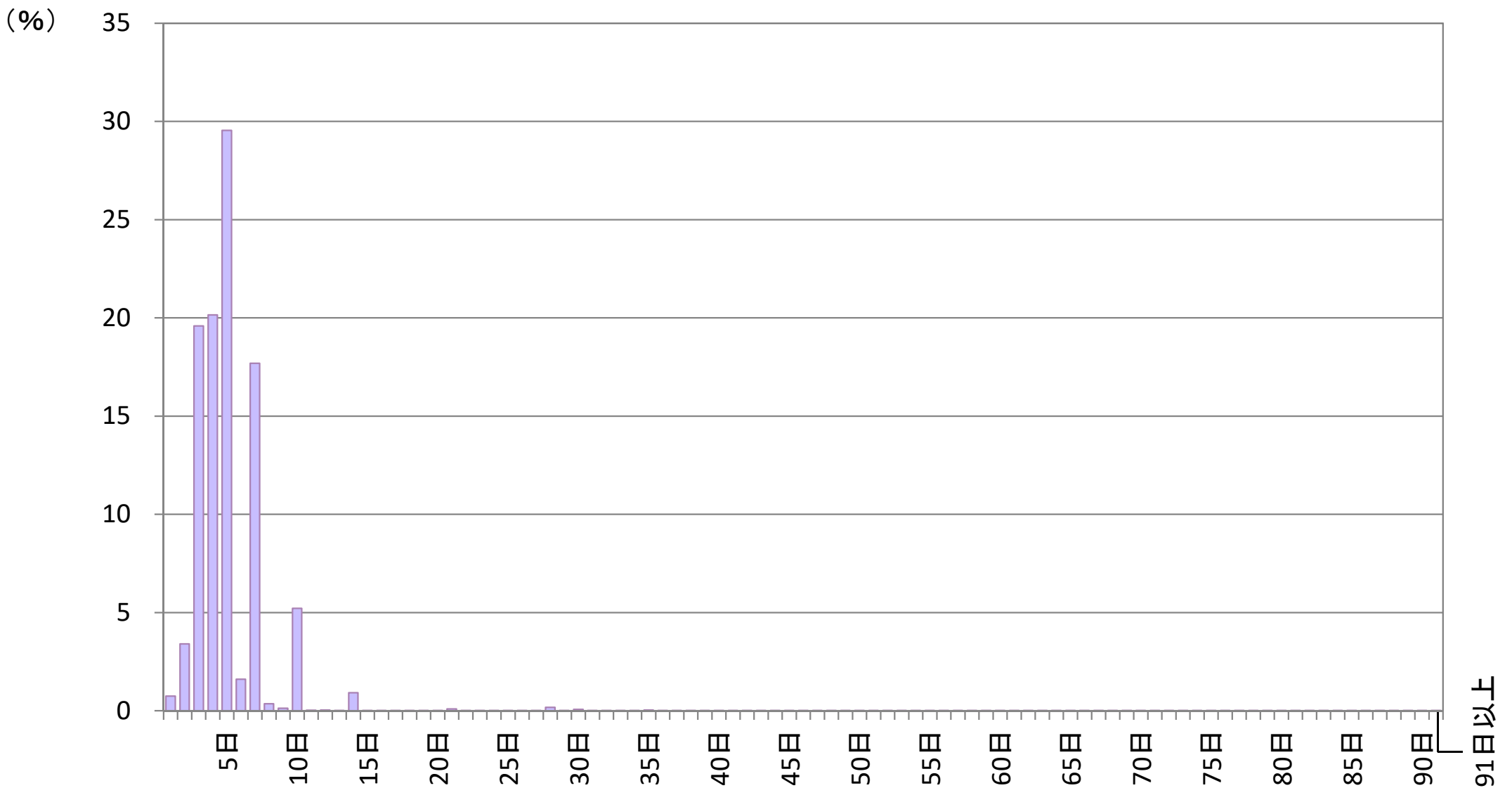
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗菌薬・抗真菌薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

ペニシリンの投薬日数の分布（2017年度）

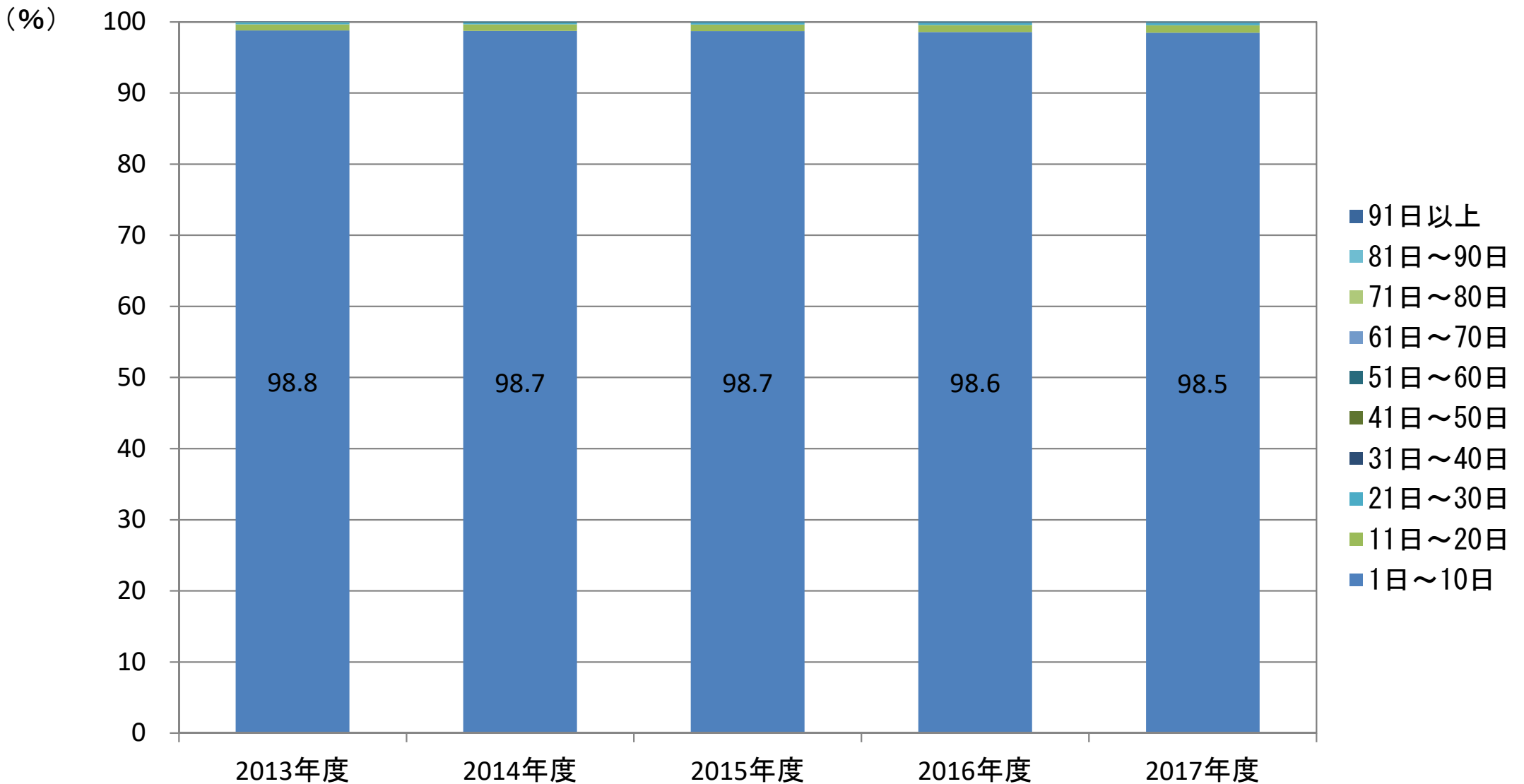


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

ペニシリンの投薬日数の分布の推移

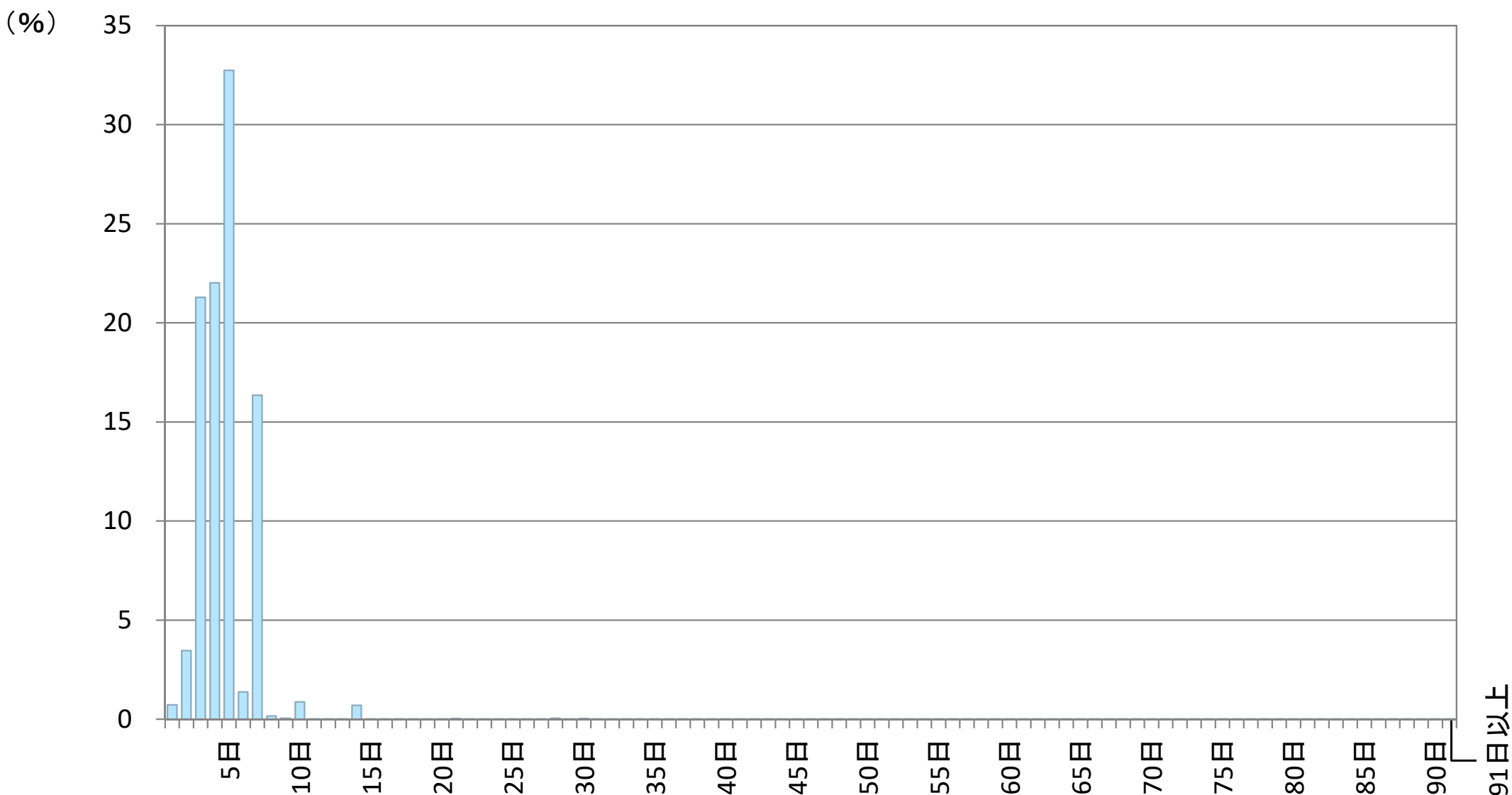


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

セフェムの投薬日数の分布（2017年度）

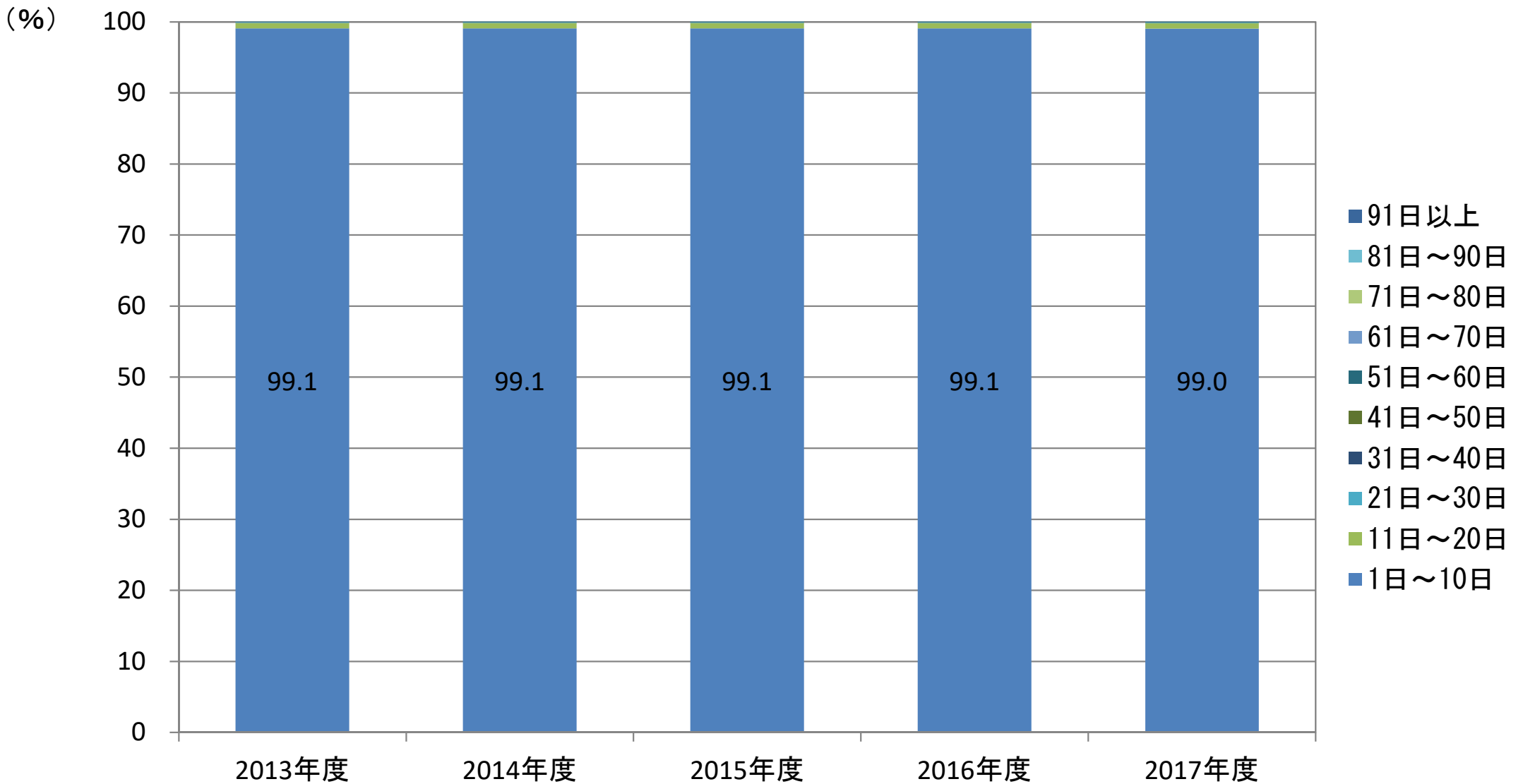


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

セフェムの投薬日数の分布の推移

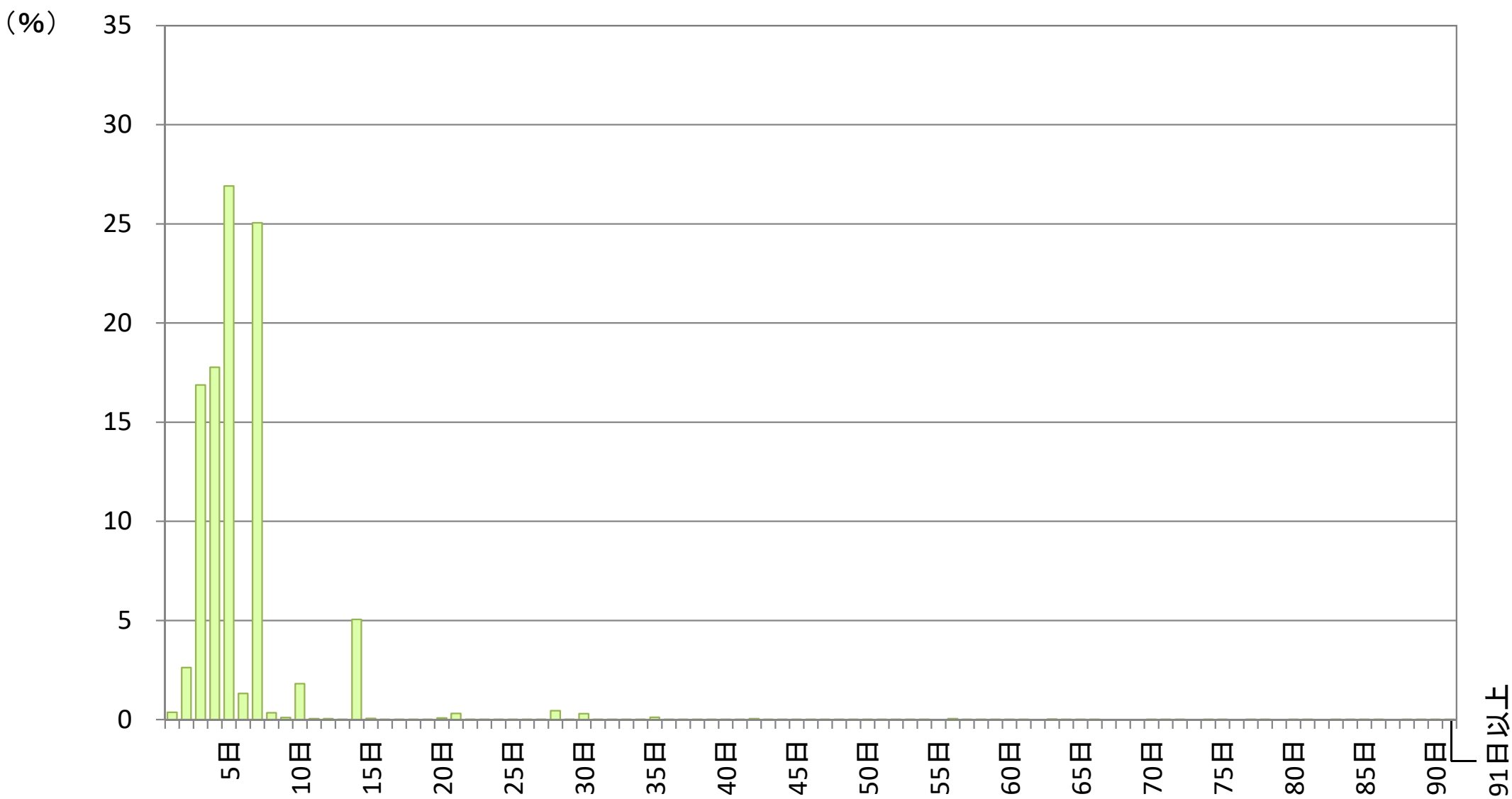


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

カルバペネムの投薬日数の分布（2017年度）

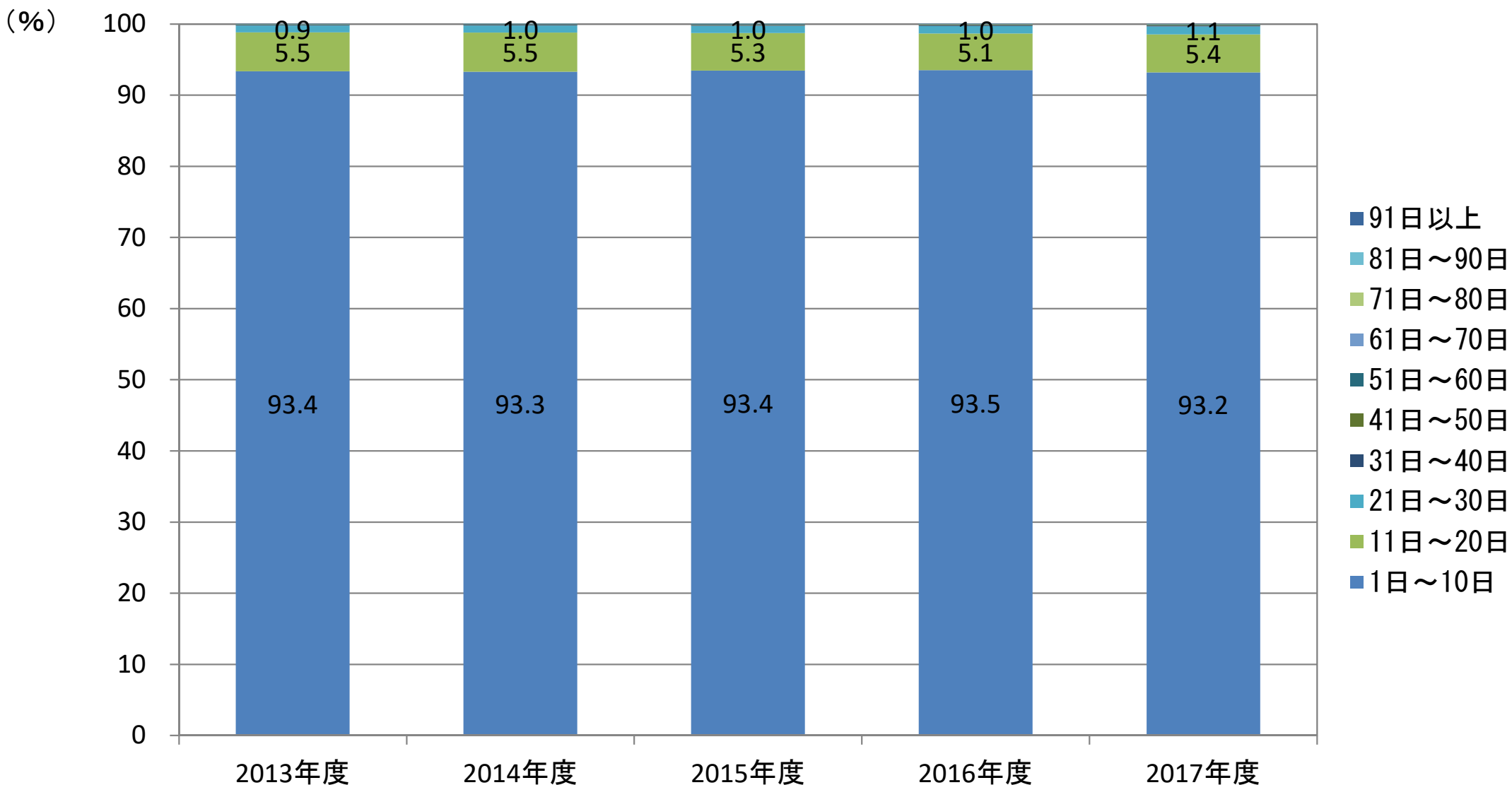


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

カルバペネムの投薬日数の分布の推移

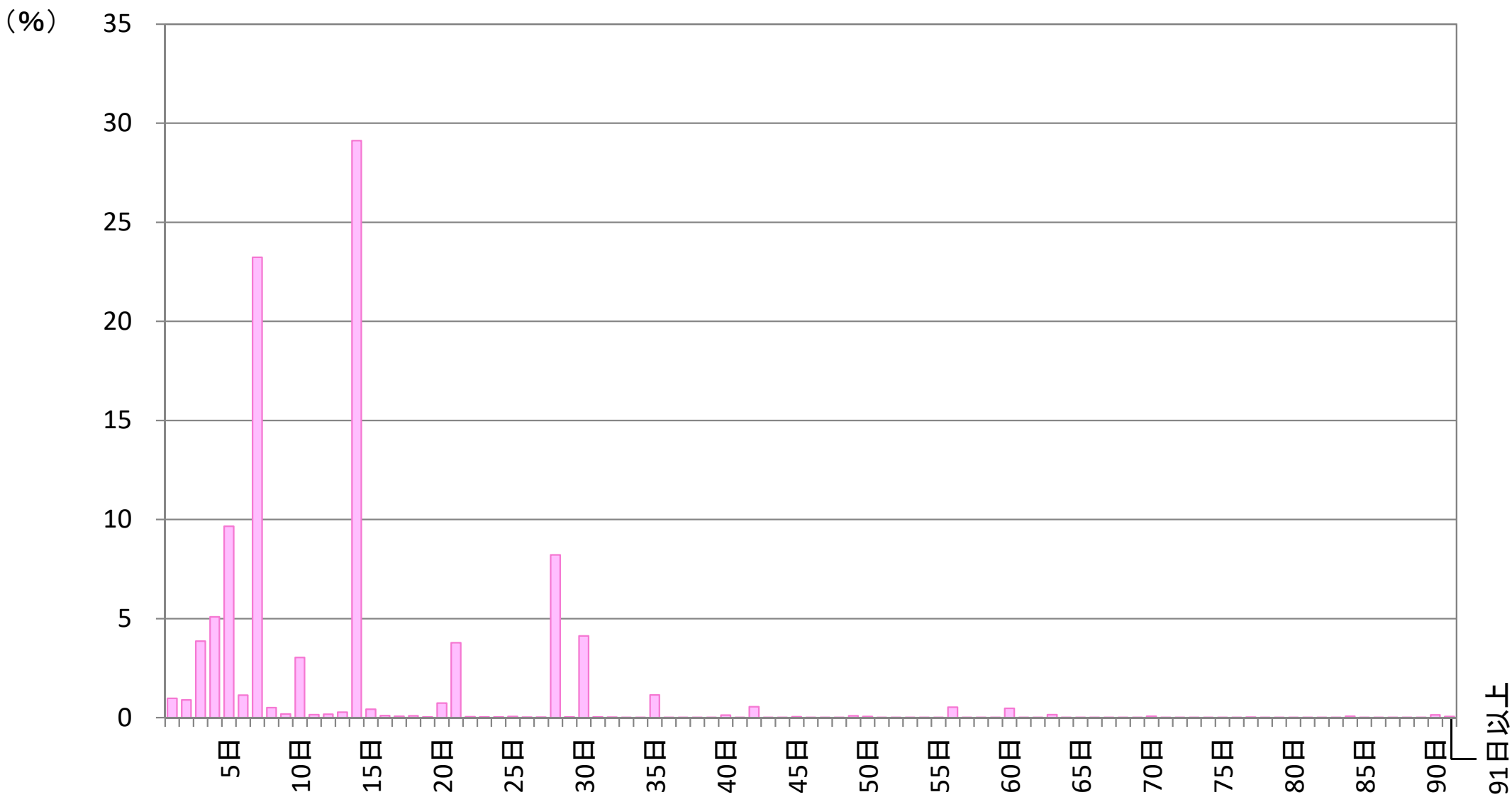


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

テトラサイクリンの投薬日数の分布（2017年度）

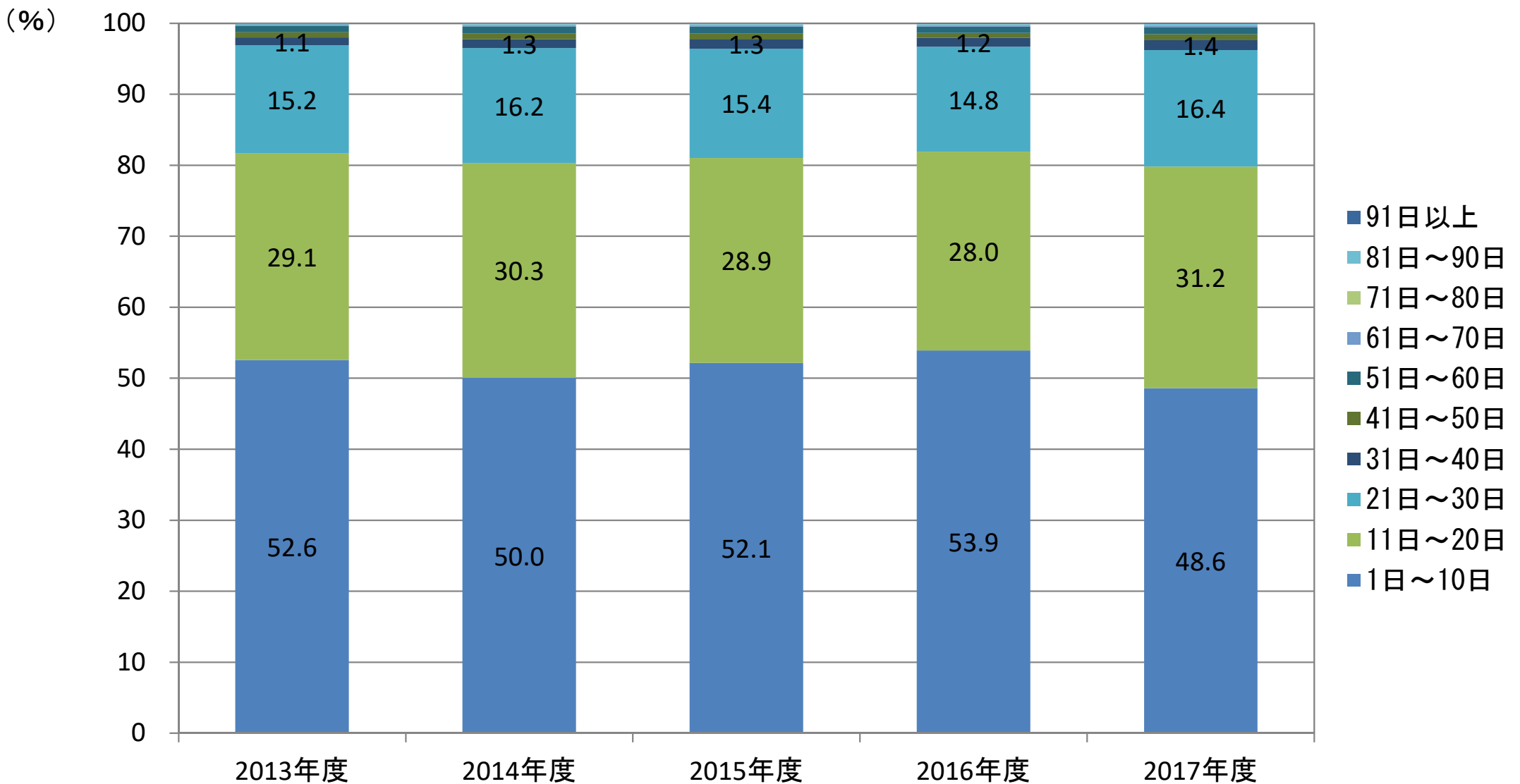


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

テトラサイクリンの投薬日数の分布の推移

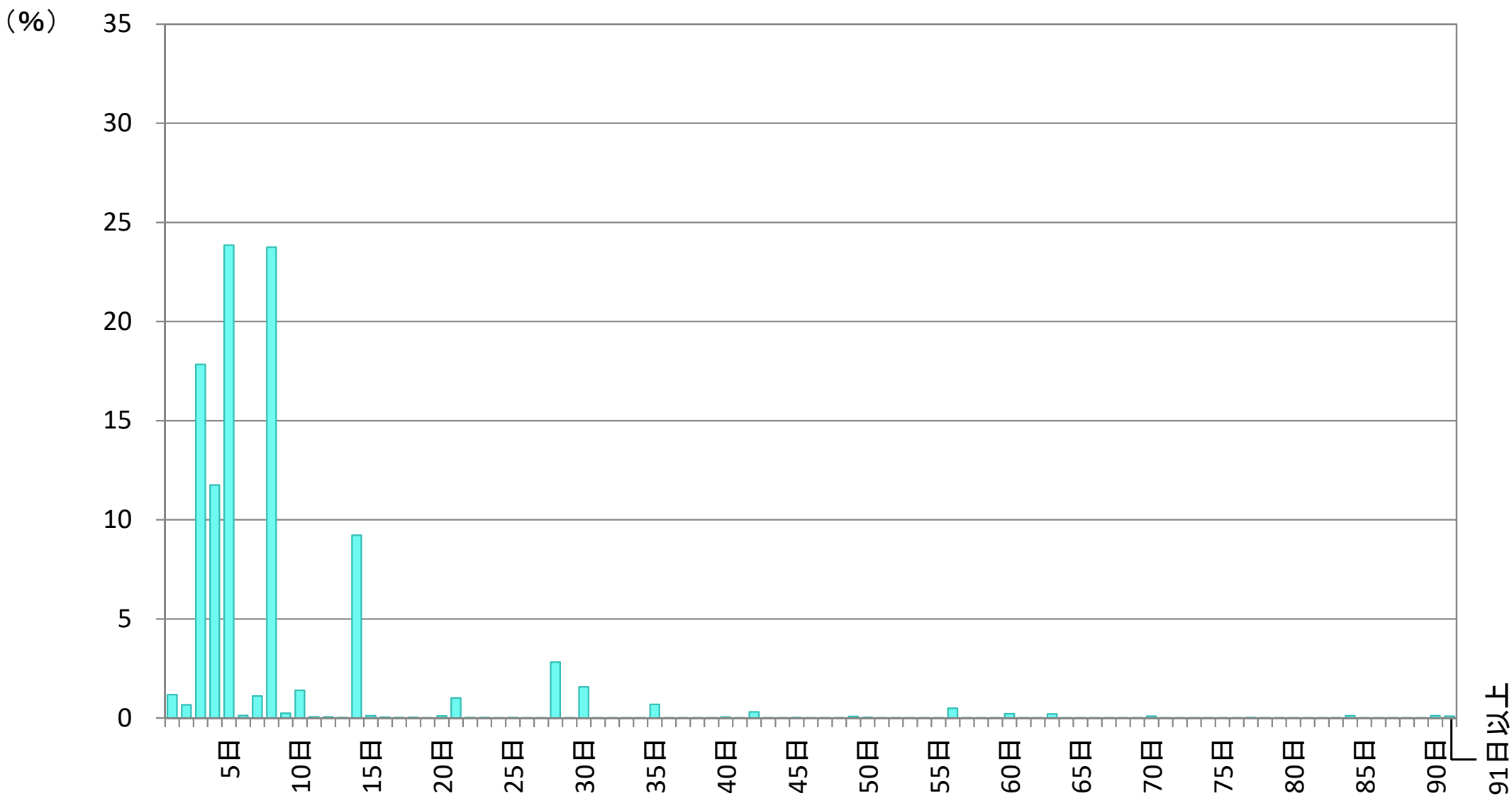


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

マクロライドの投薬日数の分布（2017年度）

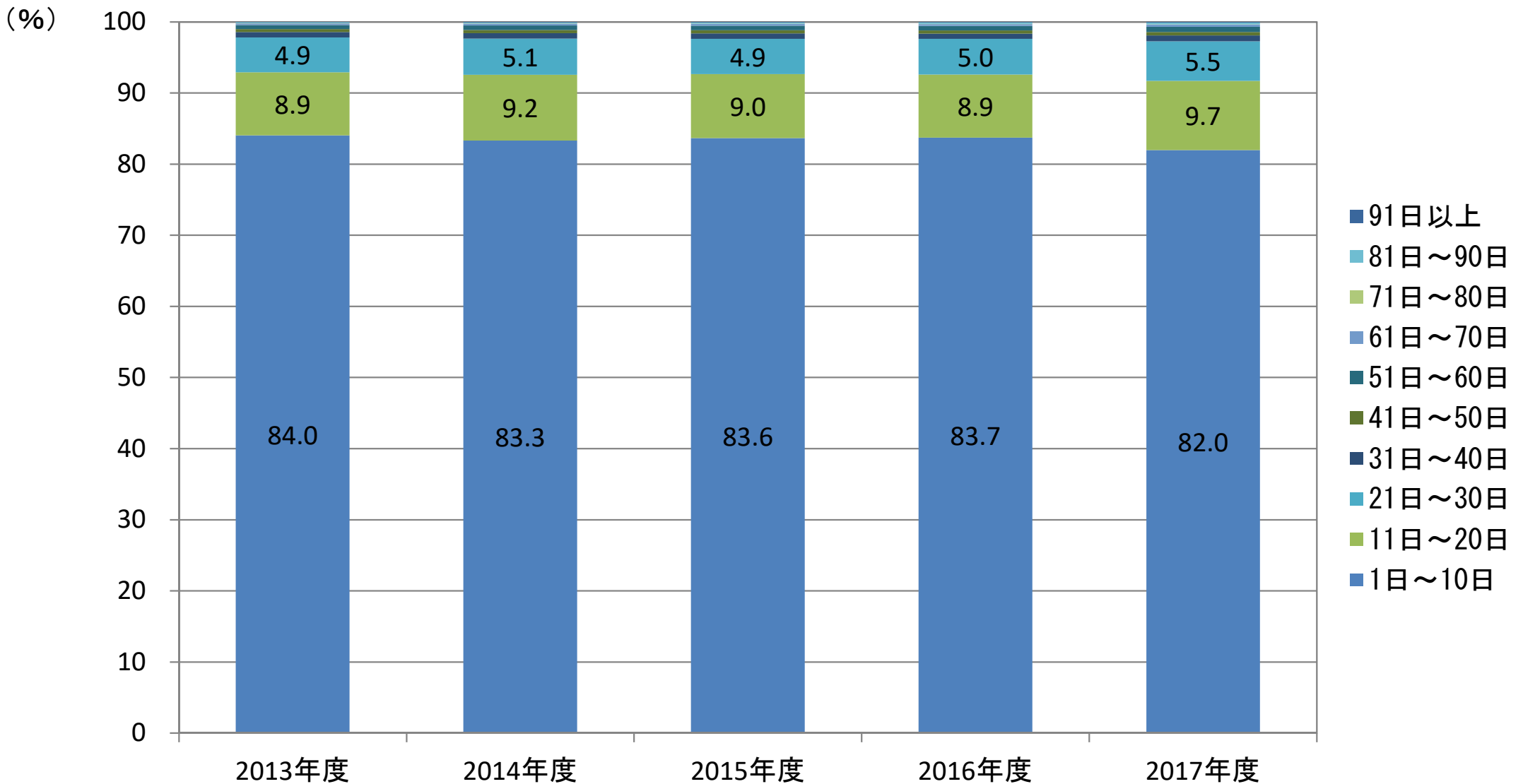


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

マクロライドの投薬日数の分布の推移

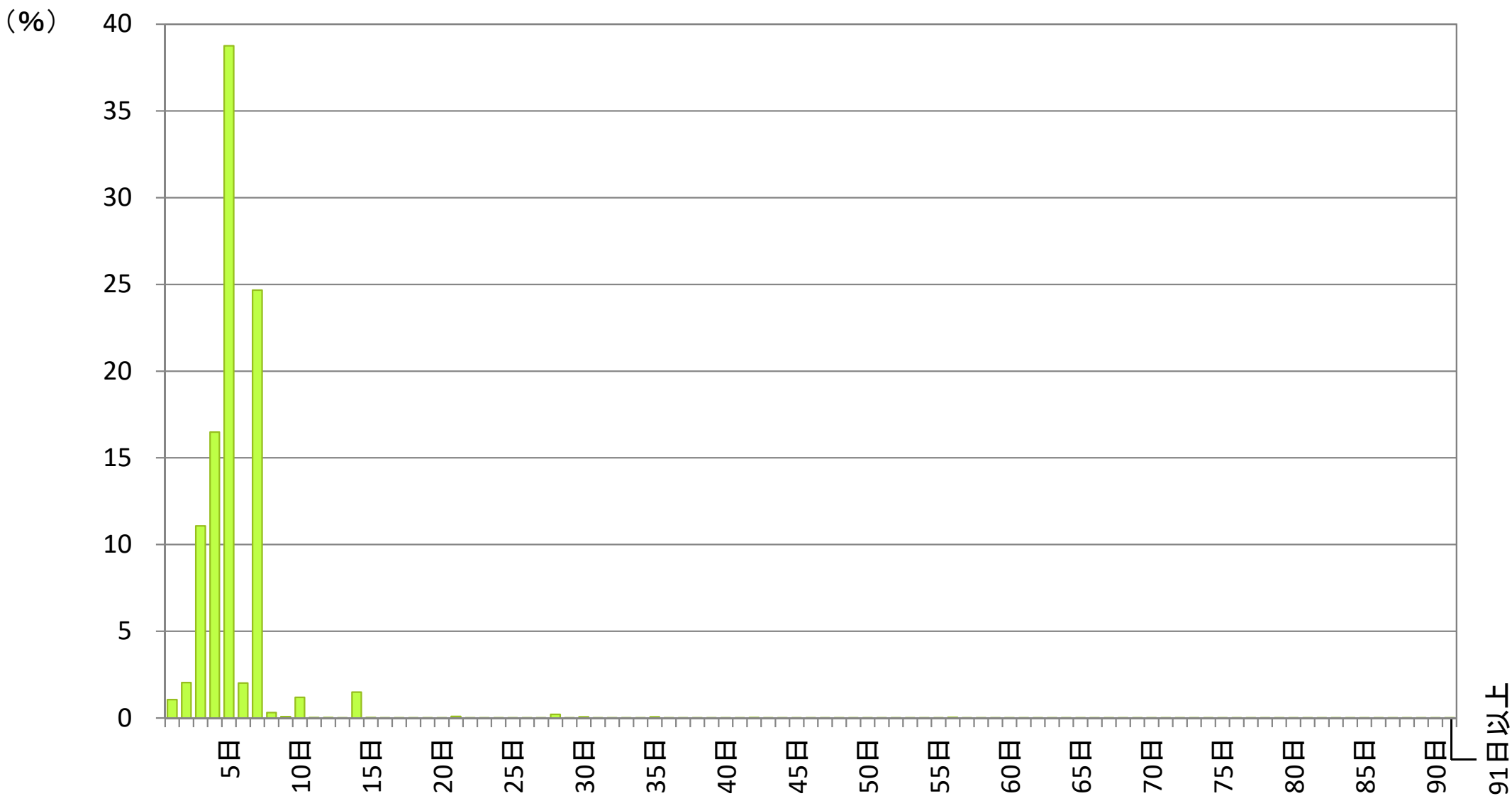


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

キノロンの投薬日数の分布（2017年度）

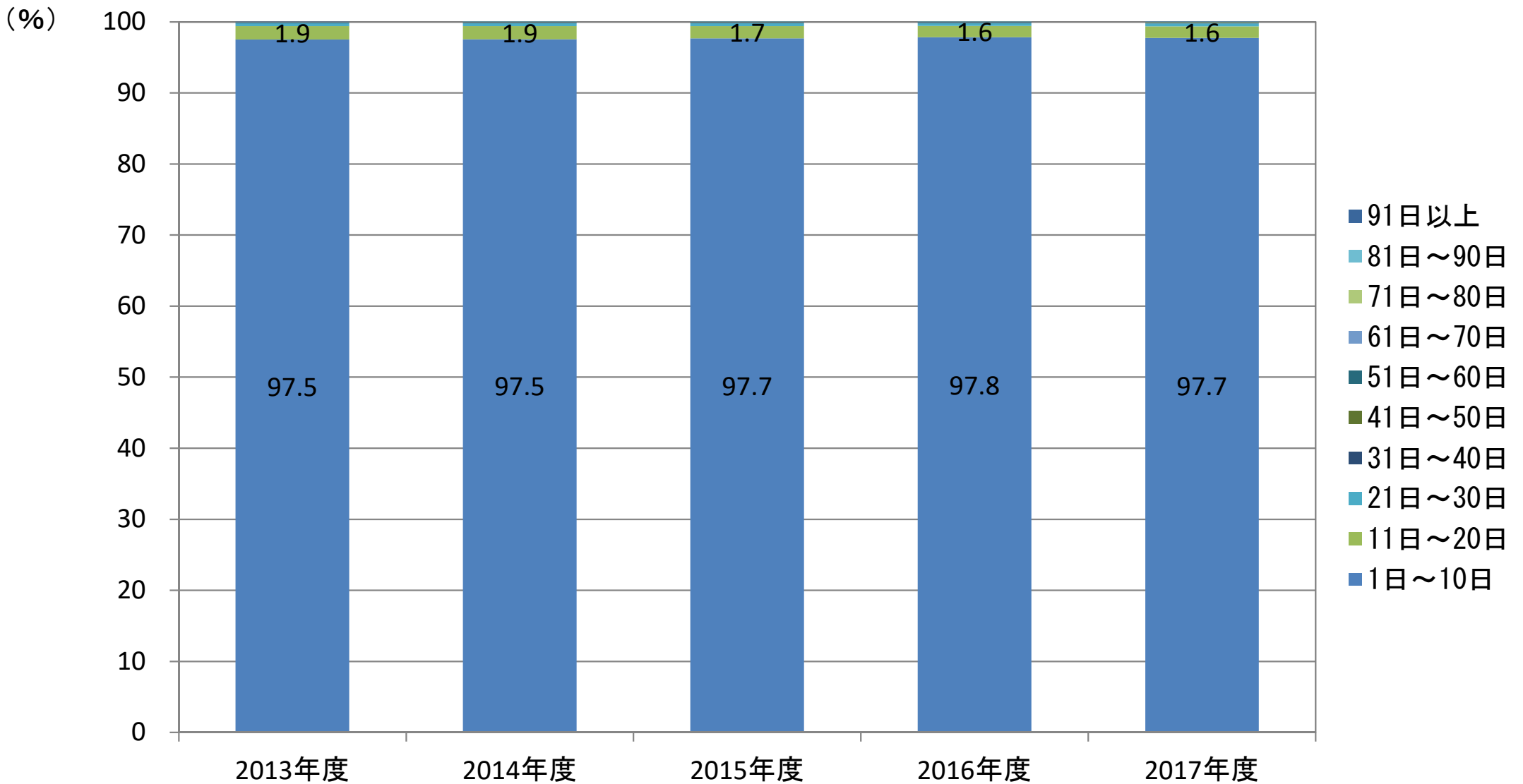


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

キノロンの投薬日数の分布の推移

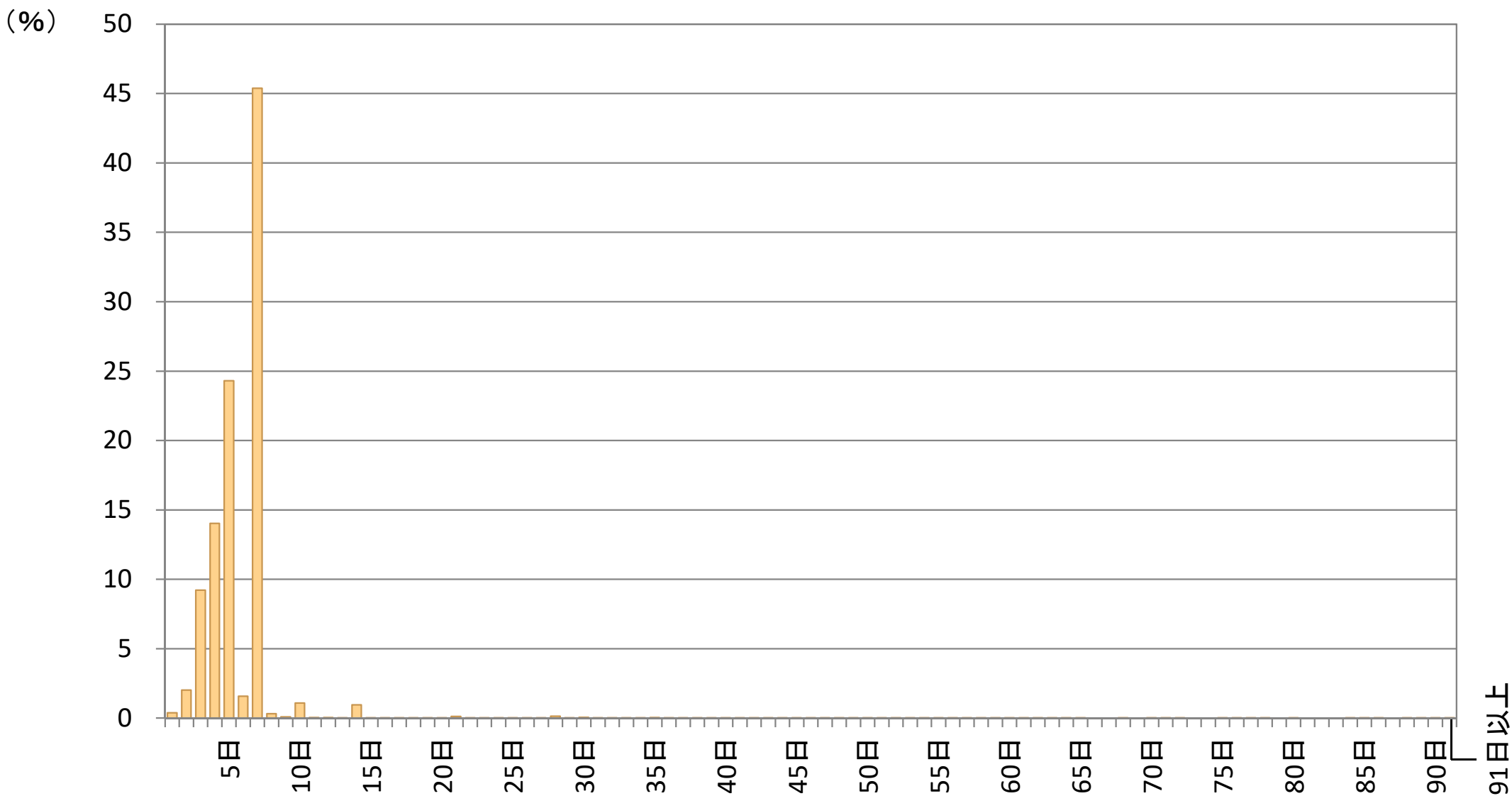


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

配合剤の投薬日数の分布（2017年度）

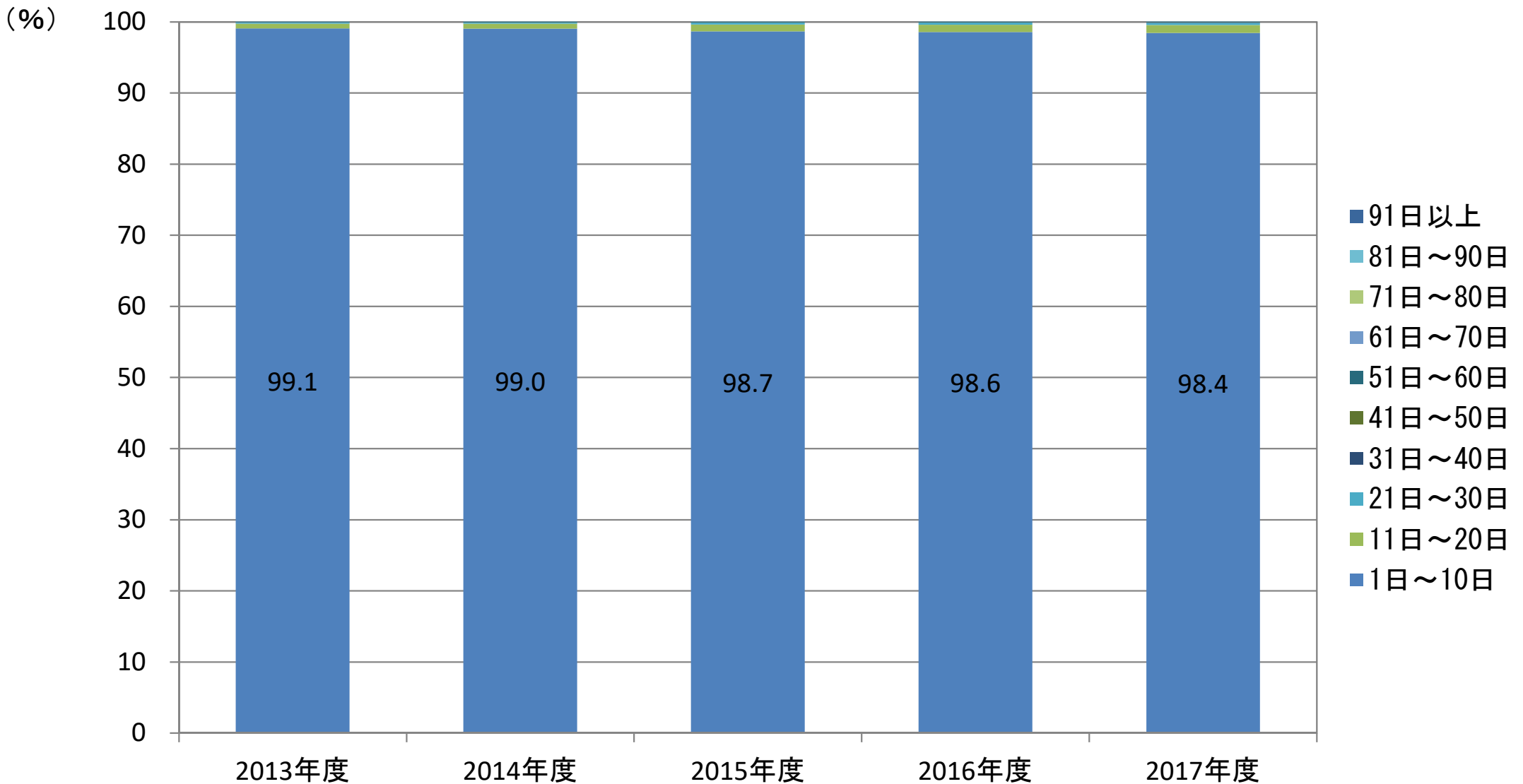


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

配合剤の投薬日数の分布の推移

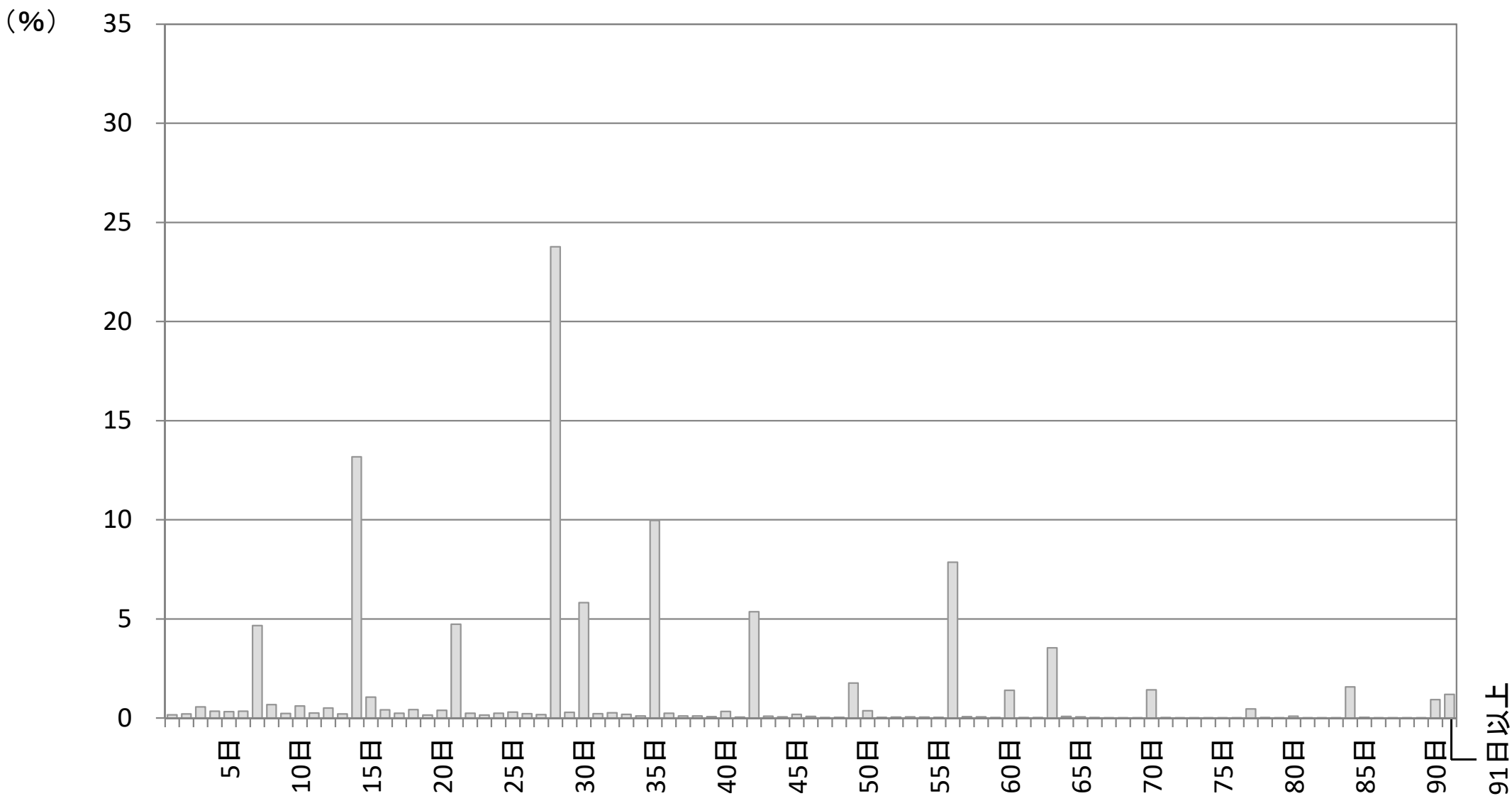


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

抗結核薬の投薬日数の分布（2017年度）



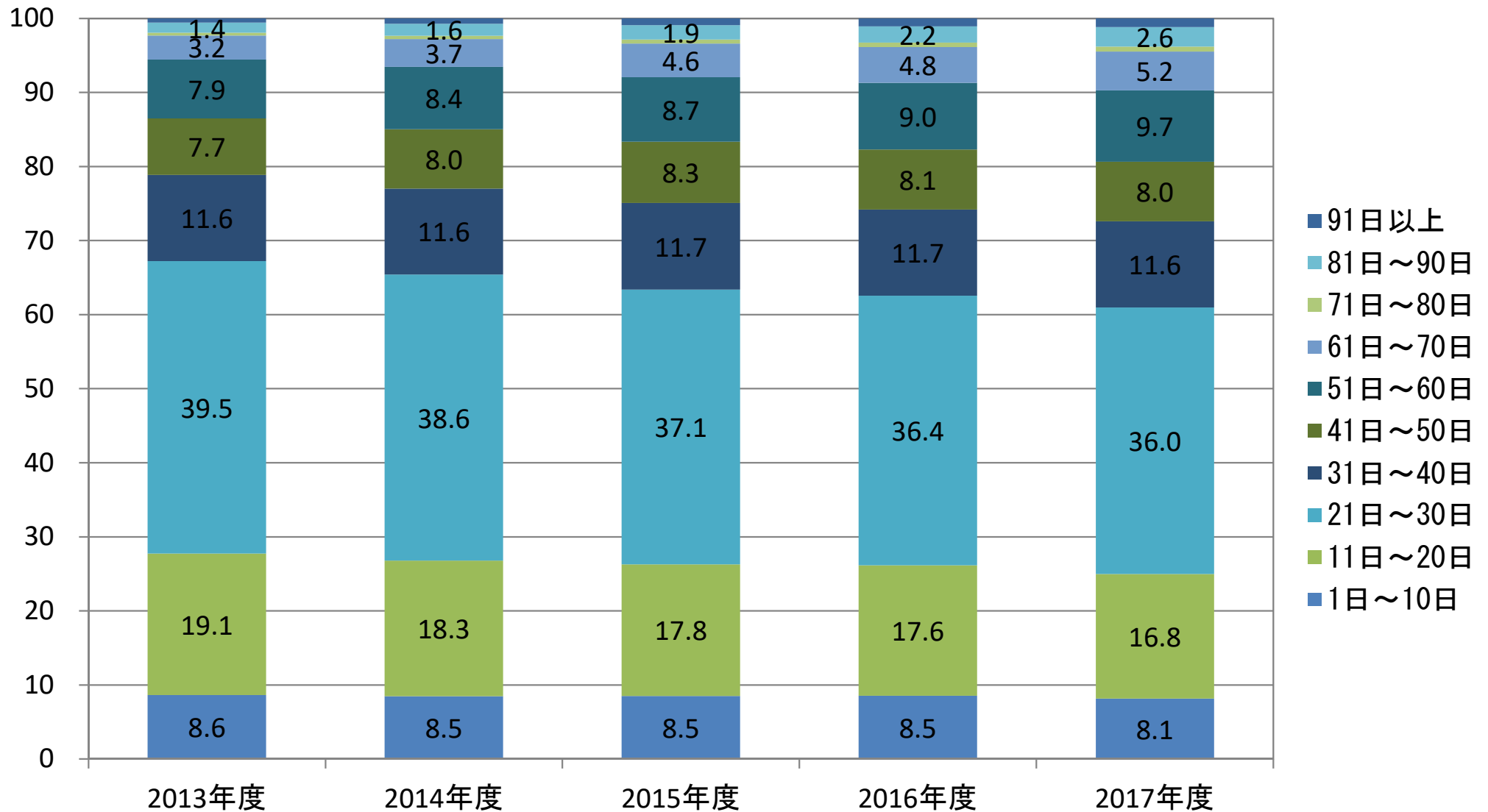
注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

抗結核薬の投薬日数の分布の推移

(%)

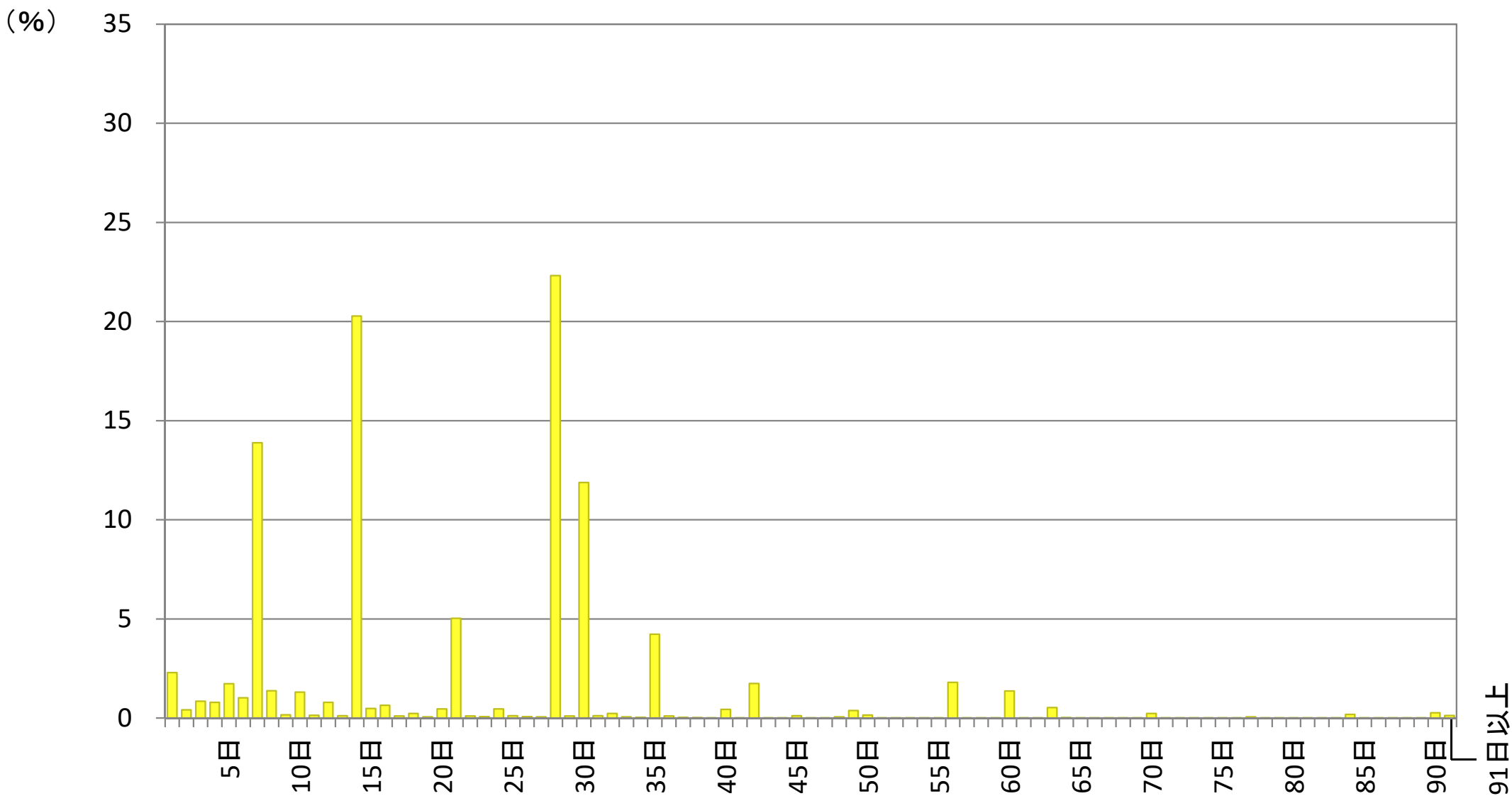


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

抗真菌薬の投薬日数の分布（2017年度）

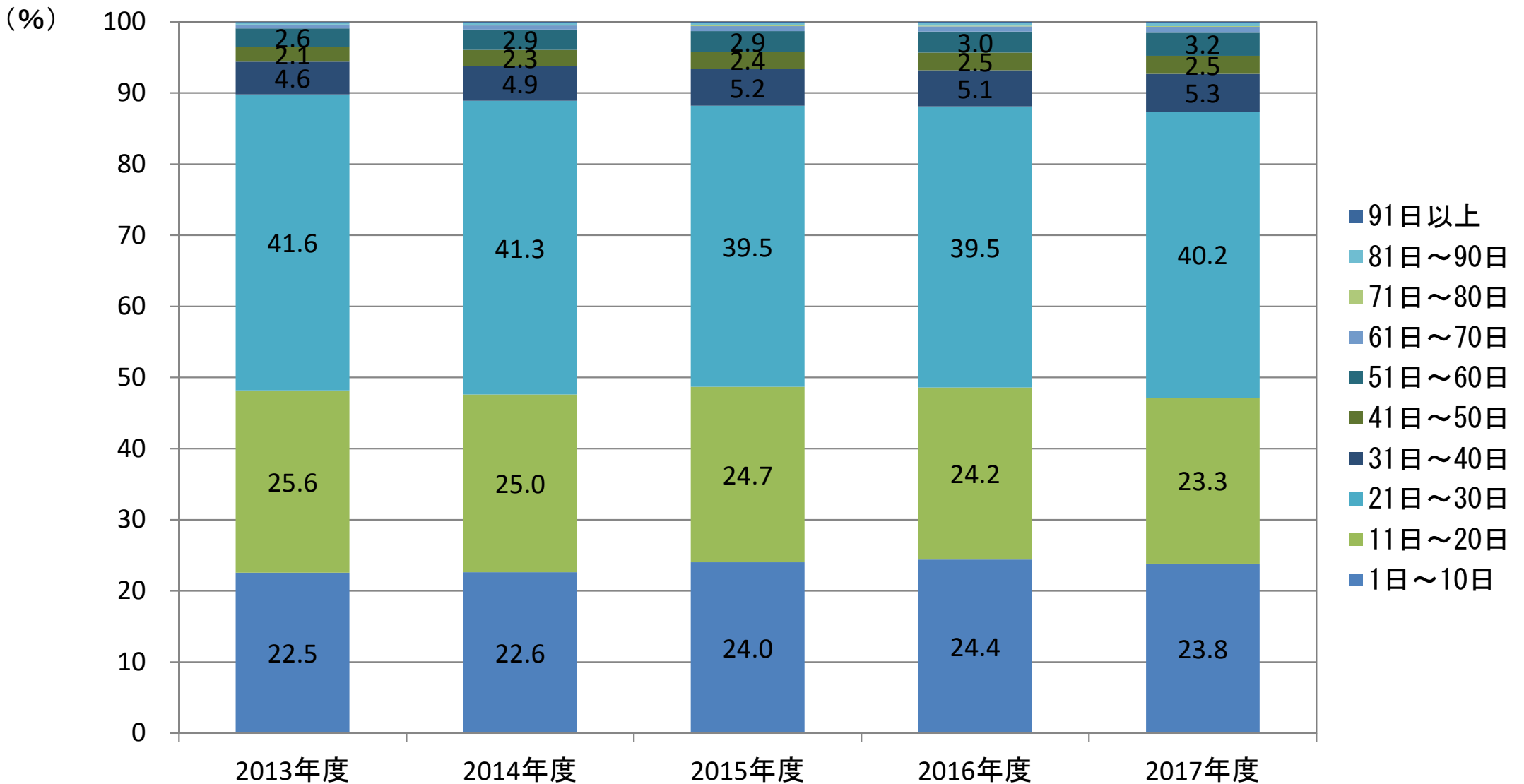


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

抗真菌薬の投薬日数の分布の推移

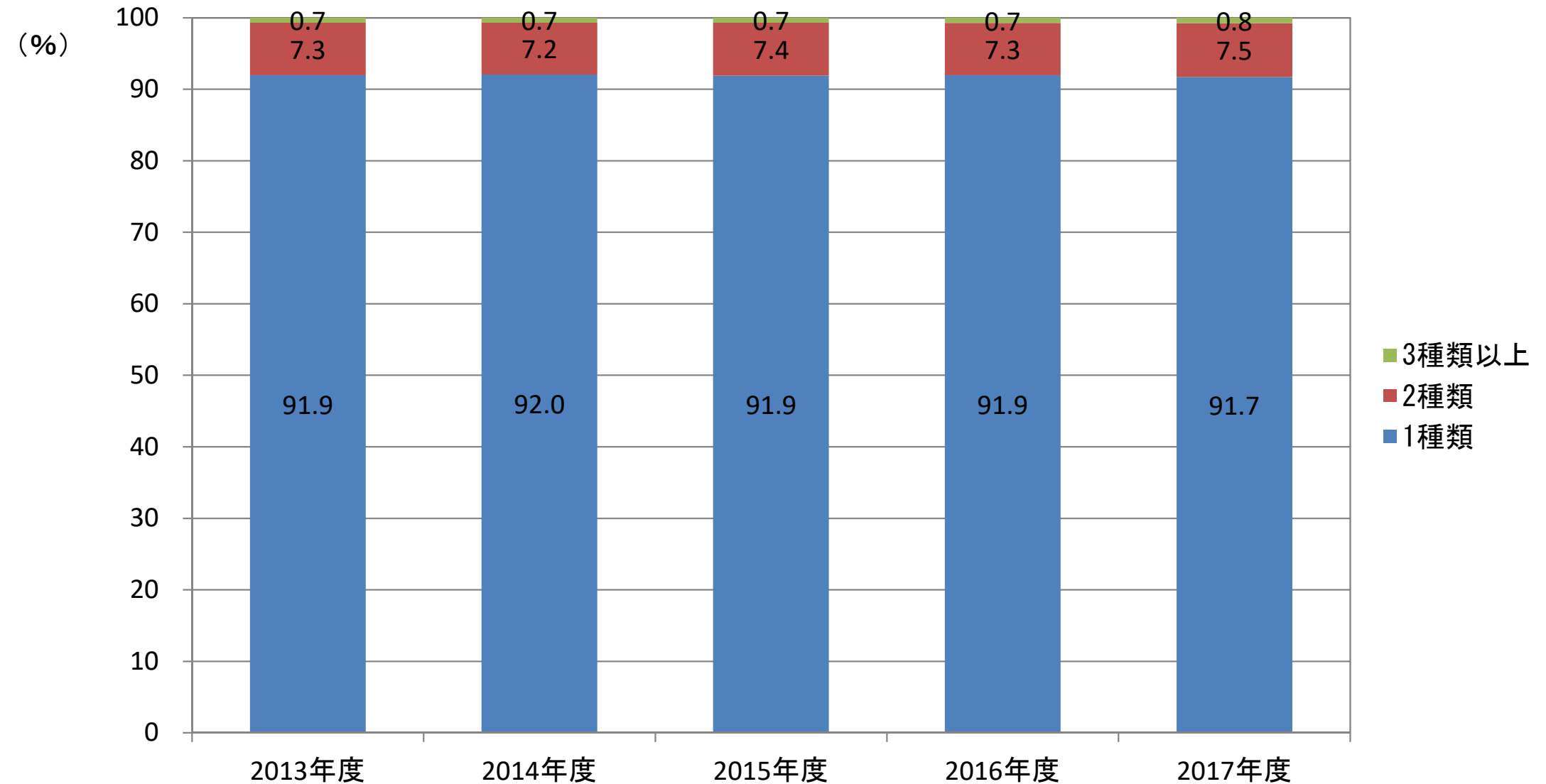


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

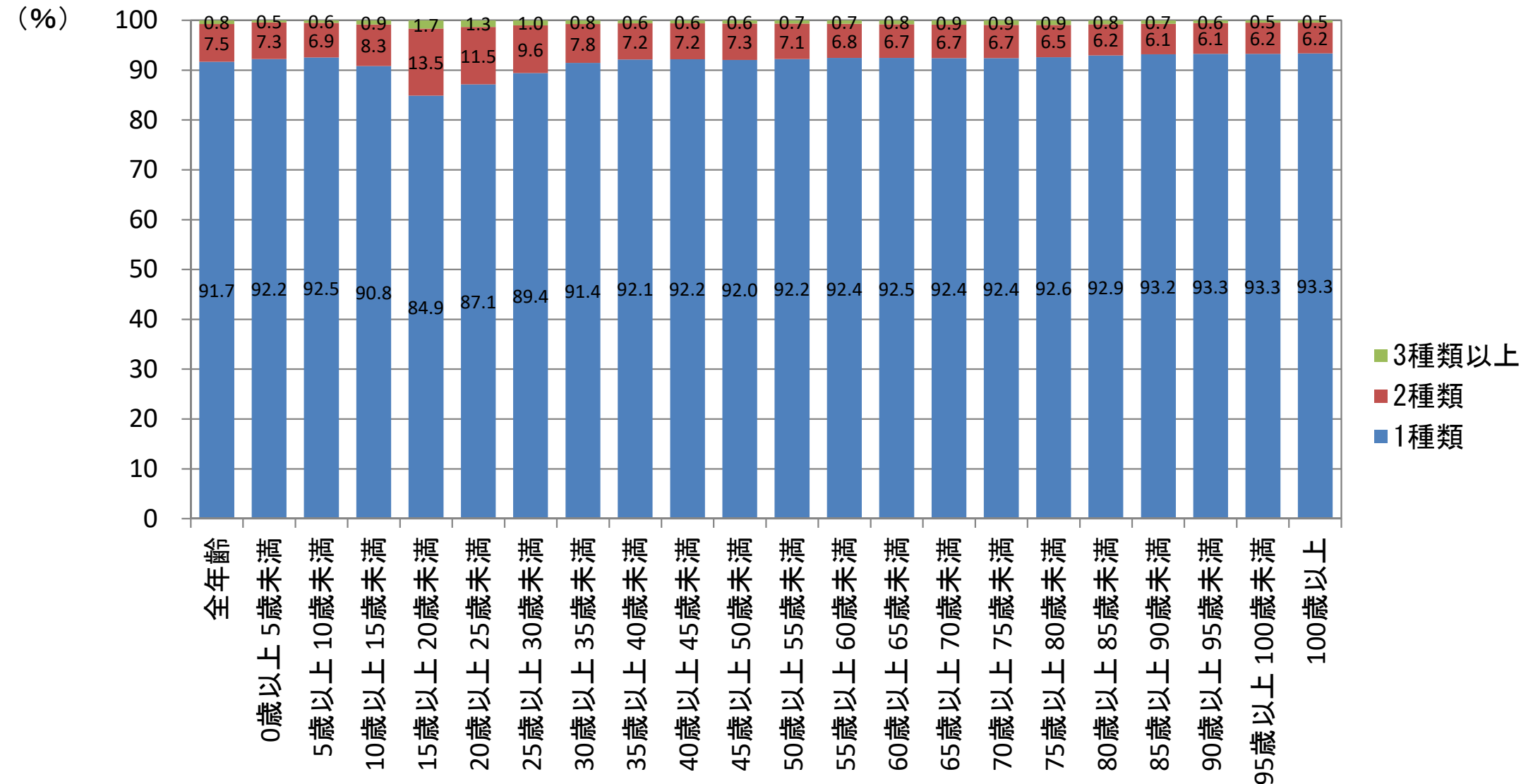
調剤（処方箋受付）毎の 抗菌薬薬剤種類数の分布の推移



注1) 抗菌薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

注2) 抗菌薬が調剤されていないものは含まれていない。

年齢階級別にみた調剤（処方箋受付）毎の 抗菌薬薬剤種類数の分布（2017年度）

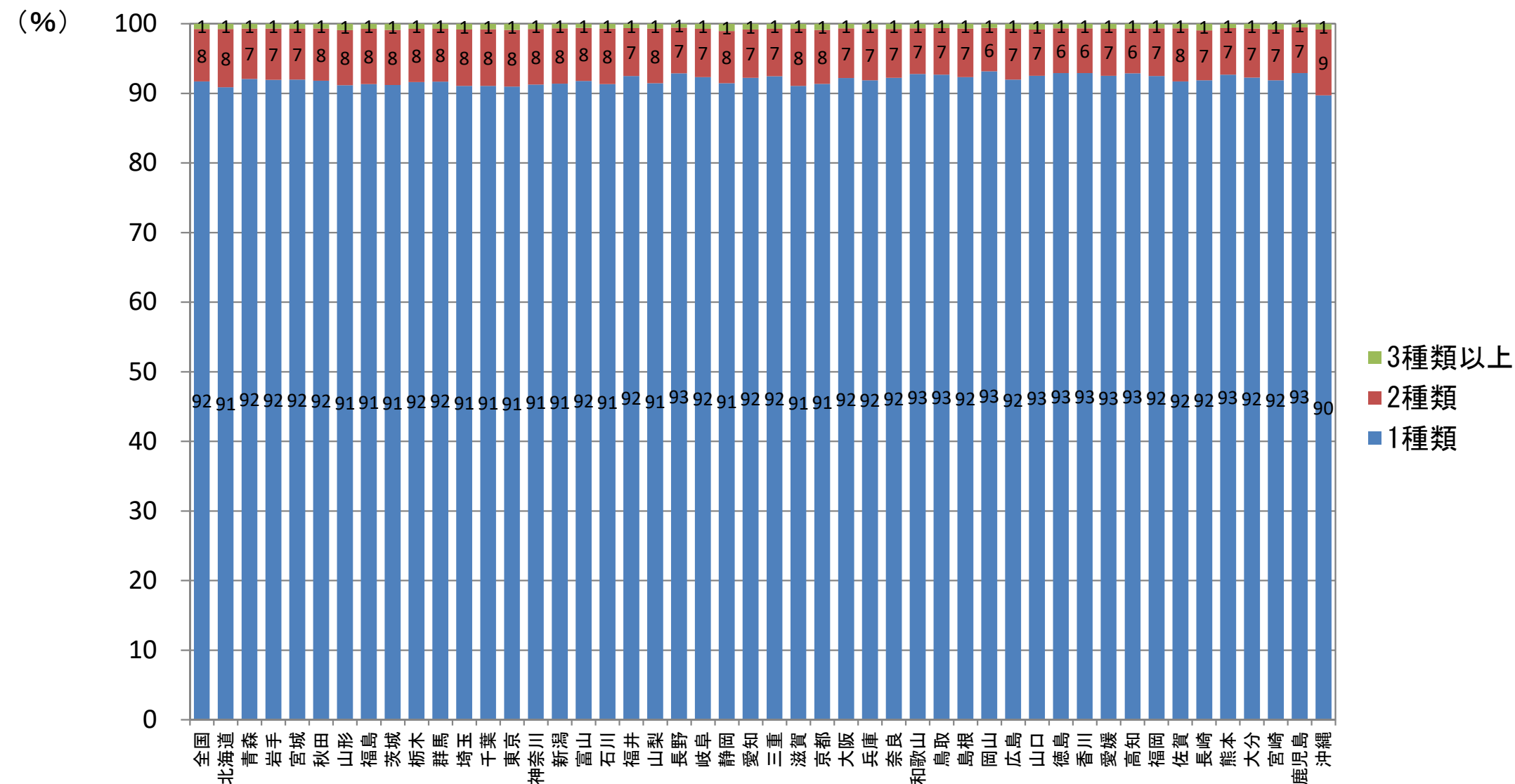


注1) 抗菌薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

注2) 抗菌薬が調剤されていないものは含まれていない。

注3) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

都道府県別にみた調剤（処方箋受付）毎の 抗菌薬薬剤種類数の分布（2017年度）

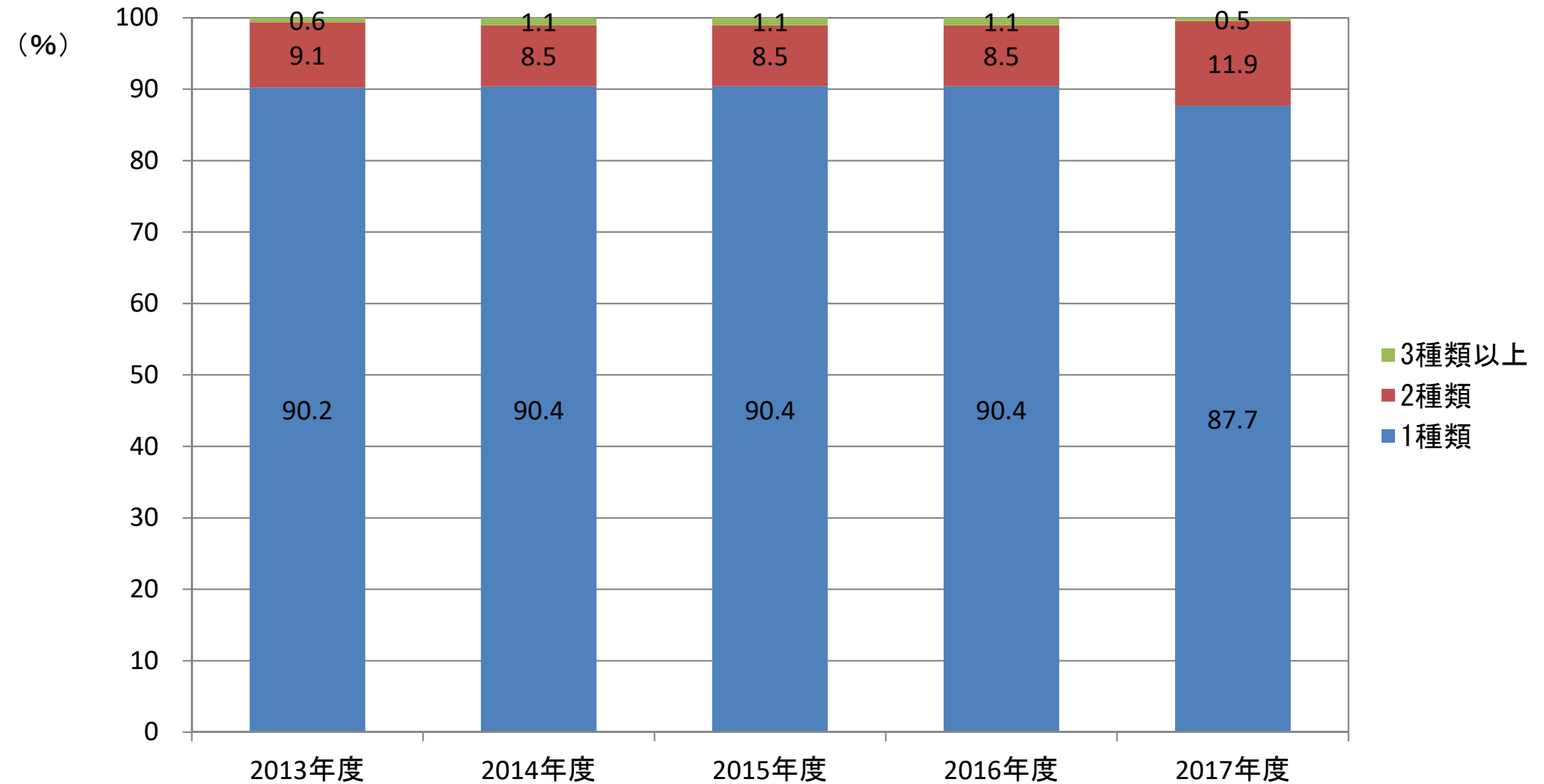


注1) 抗菌薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

注2) 抗菌薬が調剤されていないものは含まれていない。

注3) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

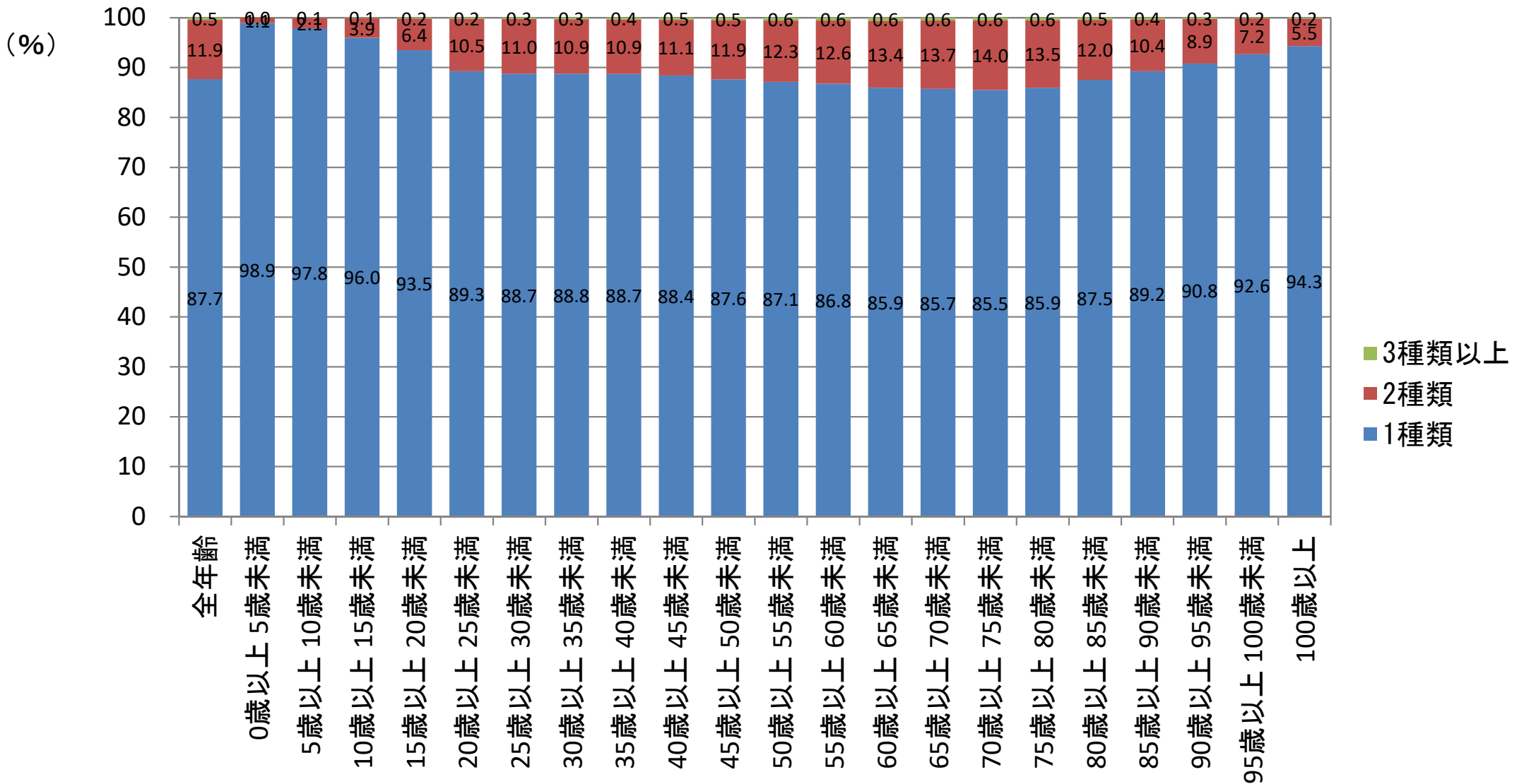
調剤（処方箋受付）毎の 抗真菌薬薬剤種類数の分布の推移



注1) 抗真菌薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

注2) 抗真菌薬が調剤されていないものは含まれていない。

年齢階級別にみた調剤（処方箋受付）毎の 抗真菌薬薬剤種類数の分布（2017年度）

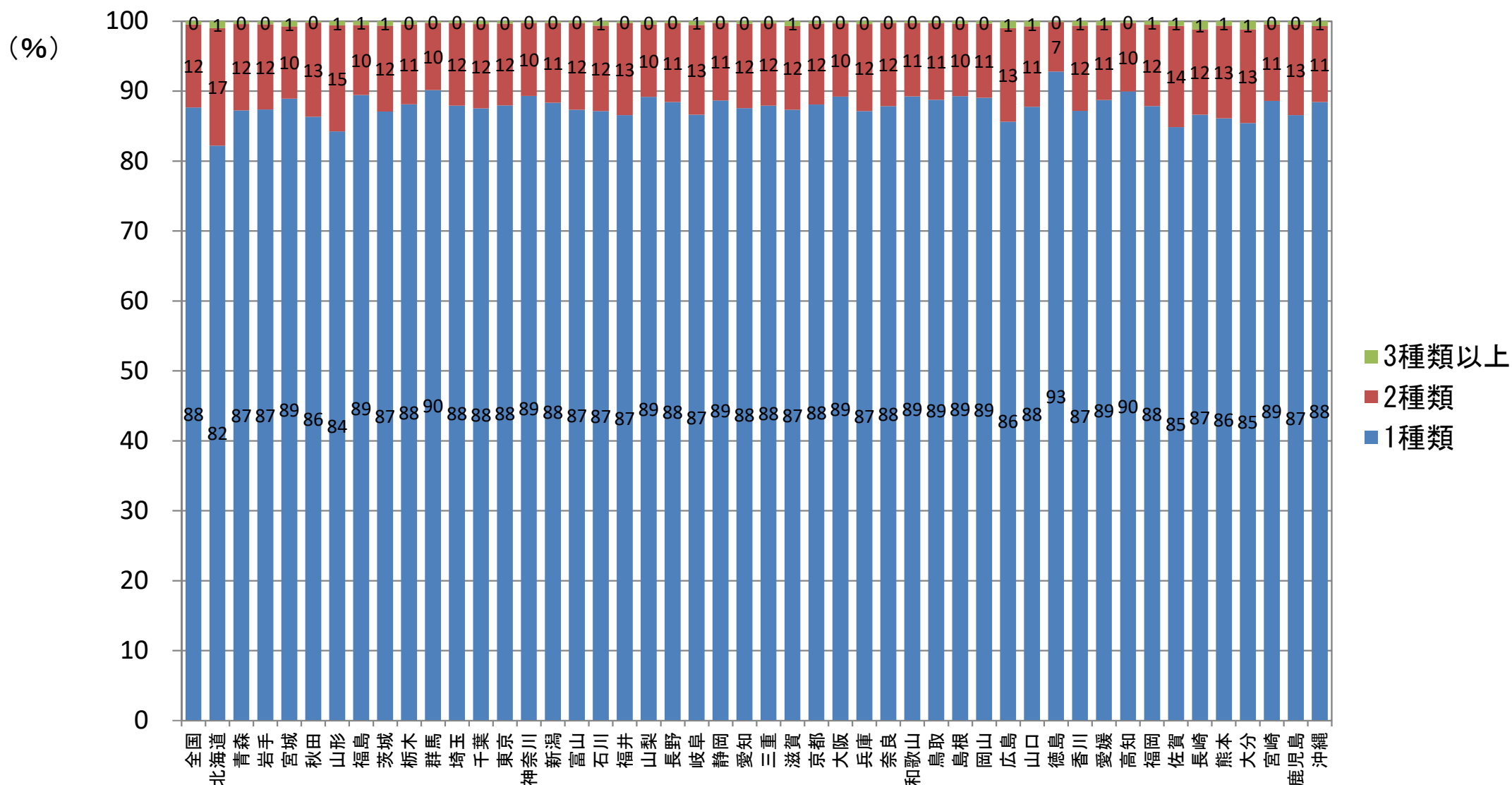


注1) 抗真菌薬が調剤された回数（処方箋枚数（受付回数））の総数を100としたものである。

注2) 抗真菌薬が調剤されていないものは含まれていない。

注3) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

都道府県別にみた調剤（処方箋受付）毎の 抗真菌薬薬剤種類数の分布（2017年度）



注1) 抗真菌薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。

注2) 抗真菌薬が調剤されていないものは含まれていない。

注3) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

本分析に関する詳細データのURL:

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_r1_05-1.xls

【詳細データの内容】

- 詳細表Ⅰ 抗菌薬・抗真菌薬種類別年齢階級別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅱ 抗菌薬・抗真菌薬種類別都道府県別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅲ 抗菌薬・抗真菌薬種類別年齢階級別都道府県別薬剤料等(2017年度)
- 詳細表Ⅳ 抗菌薬・抗真菌薬種類別投薬日数分布推移(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅴ 抗菌薬・抗真菌薬薬剤種類数分布推移(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅵ 年齢階級別抗菌薬・抗真菌薬薬剤種類数分布(2017年度)
- 詳細表Ⅶ 都道府県別抗菌薬・抗真菌薬薬剤種類数分布(2017年度)
- 詳細表Ⅷ 年齢階級別都道府県別処方箋枚数(受付回数)(2017年度)
- 詳細表Ⅸ 年齢調整前後処方箋1枚当たり抗菌薬・抗真菌薬薬剤料の地域差指数(2017年度)